

令和8年9月9日（水）

令和8年（2026年） 第3回

川崎市議会定例会会議録

【速報版】

（第2日）

この会議録は速報版です。速報版は、正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

議事日程**第1**

- 議案第106号 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第107号 川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第108号 川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第109号 東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第110号 川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第111号 川崎市平和館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第112号 川崎市川崎市民館・労働会館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第113号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第114号 川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第115号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について
議案第116号 川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第117号 川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第118号 川崎市登録一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について
議案第119号 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第120号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第121号 川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第122号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第123号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第124号 川崎市市民館条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第125号 川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第126号 川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について
議案第127号 川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第128号 川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第129号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第130号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
議案第131号 川崎市土地利用審査会委員の選任について
議案第132号 市道路線の認定及び廃止について
議案第133号 令和8年度川崎市一般会計補正予算
議案第134号 令和8年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第135号 令和8年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
議案第136号 令和8年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第137号 令和8年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算

- 議案第138号 令和8年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
議案第139号 令和8年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第140号 令和8年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
報告第14号 健全化判断比率の修正の報告について
報告第15号 健全化判断比率の報告について
報告第16号 資金不足比率の報告について
報告第17号 かわさき市民放送株式会社ほか21法人の経営状況について
報告第18号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

第2

- 議案第141号 令和7年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第142号 令和7年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第143号 令和7年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第144号 令和7年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第145号 令和7年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第146号 令和7年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第147号 令和7年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第148号 令和7年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第149号 令和7年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第150号 令和7年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第151号 令和7年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第152号 令和7年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第153号 令和7年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第154号 令和7年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第155号 令和7年度川崎市病院事業会計決算認定について
議案第156号 令和7年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第157号 令和7年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第158号 令和7年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第159号 令和7年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について

付議事件

議事日程のとおり

出席議員 (58人)

1番 三浦恵美
2番 飯田満
3番 三宅隆介
4番 嶋凌汰
5番 井土清貴
6番 田倉俊輔
7番 枝川舞
8番 柳沢優
9番 菅谷英彦
10番 加藤孝明
11番 月本琢也
12番 吉沢章子
13番 齋藤温
14番 小堀祥子
15番 那須野純花
16番 高戸友枝
17番 仁平克枝
18番 高橋美里
19番 長谷川智一
20番 嶋田和明
21番 工藤礼子
22番 工浦田大輔
23番 平山浩二
26番 本間賢次郎
27番 矢沢孝雄
28番 末永直
29番 市古次郎
30番 後藤真左美
31番 渡辺学
32番 岩田英高
33番 重富達也
34番 鈴木朋子
35番 林敏夫
36番 押本吉司
37番 春吉孝明
38番 川島雅裕
39番 河野ゆかり
40番 野田雅之
41番 原典之

42番 青木功雄
43番 橋本勝
44番 山崎直史
45番 宗田裕之
46番 井口真美
47番 石川建二
48番 木庭理香子
49番 堀添健
50番 岩隈千尋
51番 織田勝久
52番 雨笠裕治
53番 田村伸一郎
54番 浜田昌利
55番 かわの忠正
56番 松原成文
57番 石田康博
58番 浅野文直
59番 大島明夫
60番 嶋崎嘉夫

欠席議員 (1人)

25番 各務雅彦

出席説明員

市長	福田紀彦
副市長	三田村有也
副市長	白鳥滋之
副市長	八尾光洋
上下水道事業管理者	池之上健一
病院事業管理者	伊藤大輔
教育長	落合伸隆
総務企画局長	宮崎伸哉
財政局長	井口拓也
市民文化局長	高岸堅司
経済労働局長	田邊健一
環境局長	中島智純
健康福祉局長	鹿井上武史
こども未来局長	井定山生
まちづくり局長	河合征俊
建設緑政局長	木村俊介
港湾局長	
臨海部国際戦略本部長	
危機管理監	大山啓祐
川崎区長	柴山崎巖
幸区長	山崎美穂
中原区長	沖本里穂
高津区長	白井豊一
宮前区長	齋藤正孝
多摩区長	佐藤直樹
麻生区長	東谷村哲也
会計管理者	谷村元紀
交通局長	水澤邦佳
病院局長	佐藤佳哉
消防局長	大友正人
市民オンブズマン事務局長	佐々木智子
教育次長	田中一平
市選挙管理委員会委員長	
選挙管理委員会事務局長	露木明美
代表監査委員	山川浩己
監査事務局長	小関武史
人事委員会委員長	加藤浩輝
人事委員会事務局長	柳下裕次

出席議会局職員

局長	渡辺貴彦
総務部長	五十嵐美保子
議事調査部長	若林智
庶務課長	吉岡大輔
議事課長	渡邊岳士
政策調査課長	榎本陽治
議事課担当係長	吉川雅俊
議事課課長補佐	龍口真
外関係職員	

午前10時0分開議

〔局長「ただいまの出席議員議長とも58人」と報告〕

○議長 原 典之 休会前に引き続き、会議を開きます。

○議長 原 典之 本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元の議事日程第2号のとおりであります。(資料編*ページ参照)

○議長 原 典之 これより日程に従い、本日の議事を進めます。

○議長 原 典之 それでは、日程第1及び日程第2の各案件を一括して議題といたします。

直ちに、各会派の代表質問を行います。自民党代表から発言を願います。26番、本間賢次郎議員。

〔本間賢次郎登壇、拍手〕

○26番 本間賢次郎 おはようございます。私は、自由民主党川崎市議会議員団を代表して、令和8年第3回定例会に提出されました諸議案並びに市政一般について質問いたします。

今夏は災害の夏となりました。国内では7月28日に熊本地震が発生し、8月は13日から14日にかけて千葉豪雨、27日には石川県、富山県、30日には福井県を大雨が襲い、被害をもたらし、以後も各地にて風水害が相次いでおります。国外ではネパールにおいて大規模土石流が起き、救助・捜索作業が続いております。質問に先立ち、ここに犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、被災された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。また、それぞれの災害へボランティアや関係機関による懸命の復旧・復興に向けた活動が行われております。悪条件下での献身的な御活動に敬意を表します。

一方で、令和元年の大規模火災から復元作業が続いている沖縄県那覇市の首里城正殿がいよいよこの秋に完成を迎えます。本年は本市と那覇市との友好都市協定締結30周年の節目であり、我々市議会といたしましても、第2回定例会においてかりゆし議会を開催するなど友好の絆を改めて深めているところであり、首里城の復元がこうした節目と重なることは大変喜ばしい限りです。災害はいつ私たちを襲うか分かりません。だからこそ、日頃の備えと助け合いのお互いさまの精神が必要であり、その縁が巡り巡って後世に実を結ぶものと信じております。我々自由民主党川崎市議会議員団は、日常と非常時の双方の様々な課題に目を凝らしつつ、より広い視野を持って市民の安心感の醸成へたゆまず進み、雲外蒼天の思いを胸に諸課題へ取り組むことを誓い、以下質問してまいります。

初めに、令和7年度決算について伺います。令和7年度一般会計決算では、4年連続で過去最高を計上しました。市税決算額も初めて4,000億円を超え、実質収支としては堅調な状況を維持しました。年度当初予算においては減債基金から92億円の新規借入れを見込んでいましたが、回避し、逆に借入れを10億円返済しています。予算編成時と決算の差異はどこにあったのか伺います。また、こうした決算を受け、来年度の予算編成に向けた対応も伺います。令和7年度一般会計決算のうち、重点政策として、防災・減災、暑熱、防犯などを掲げていました。主な取組と成果を伺います。ふるさと納税です。市税の減収額は

年々拡大しています。令和7年度決算の減収額は156億円、寄附受入額が43億円となり、いずれも過去最高となりました。本市の施策で減収額に歯止めをかけることはできませんが、寄附受入額を拡大する取組は結果に表れています。令和7年度を取組及び令和8年度に向けた取組を伺います。

次に、特別市制度について伺います。合意形成に向けた県との交渉がいまだ緒に就きません。道州制しかり、都構想しかり、行政の垣根をめぐる議論は今に始まったものではありませんが、そこに得られる利用者側の受益の大小以上に、権益を失う側の抵抗は必至です。過去に政令市選出の道府県議会議員の存在に疑義を呈した国会議員がいましたが、このたびの論点整理においても、その存在は消失する等の大胆な内容が盛り込まれるなど、知事が難色を示す背後には様々な利害が絡んでいます。平成の大合併において市町村のスリム化が図られた一方、都道府県にあっては、廃藩置県を経て、特に戦後においては合併等に至る競争や外圧等の脅威にさらされず、十分な変革が進んでいないと見る向きも少なくありません。県の合意が欠かせない状況下にあります。来るべき県知事選において争点となり得るのか、また、争点化することへの市長の見解、特別市に関し県知事に望むリーダー像を伺います。

また、一方において、ワンフレーズに二者択一の賛否を問う手法は、有権者の関心を高める反面、両者に深い亀裂を生じさせかねません。抜本的な制度改正こそ理想と言えますが、日暮れて道遠し、対立が先鋭化しかねない状況に一点突破を目指すと同時に、現制度下においても着実に実利を得ていかねばなりません。そこで、現行における県からの権限移譲の進捗状況と今後の見通しを伺います。

次に、行財政改革プログラムについて伺います。本市が掲げる将来にわたり持続可能な行財政基盤とは具体的にどのような財政状態を指しているのか、また、目指すべき数値目標を設定しないまま、4年間の改革の成果をどのように検証し、市民に説明していくのか、市長に見解を伺います。また、先日の委員会では、他の政令指定都市との財政構造の比較について十分な分析が行われていないことも明らかになりました。本市は、令和6年度決算において、財政力指数は1.06で政令指定都市中1位である一方、経常収支比率は99.3%と高い水準にあり、将来負担比率についても111.4%となっています。つまり、比較的高い財政力を有しているにもかかわらず、なぜ財政の自由度が低いのかという本市の財政構造そのものを分析することが必要です。他都市との比較を含めた十分な現状分析を行わないまま、個々の取組を積み上げることで本市の財政構造そのものを改善できると考えているのか、市長の見解を伺います。行財政改革第4期プログラムでは、政策、施策を着実に推進するため、人、物、金、情報、時間という経営資源を確保することを掲げています。であるならば、行財政改革によって金という経営資源をどれだけ生み出し、それを新たに市民サービスや政策課題に振り向けられる状態にするのかを明確にすることが必要です。そこで、今後、全政令指定都市との比較を含めた財政構造の分析を改めて行い、その分析に基づき、経常収支比率をはじめとした財政指標や行財政改革によって確保すべき財源について具体的な目標を設定し、進捗を検証していくべきですが、市長に見解と対応を伺います。

次に、災害避難後の安全確保について伺います。本年7月に発生した熊本地震では、大規模商業施設において、地震発生後に一度屋外へ避難した専門店従業員が、その後、館内

へ戻り、爆発事故に巻き込まれました。避難行動中は再入館しないこととされていた一方で、避難完了後の対応については具体的な規定がなく、再入館の判断が現場に委ねられていたとされています。今回の事故を踏まえ、本市の防災計画等へ反映させていくべきです。今回の事故から得られた教訓を具体的に伺います。

あわせて、今後の対応を市長に伺います。

次に、川崎市プレミアムデジタル商品券事業について伺います。一次販売では総申込口数が発行総数400万口に達せず、約100万口が二次販売に回ることとなりました。一次販売における申込人数、総申込口数、実際の購入人数及び購入口数、販売率を伺います。また、一次の販売状況をどのように分析し、二次販売に生かすのか伺います。また、二次販売の購入期限が12月24日であり、一方、商品券の利用期限は12月25日までです。結果として購入した商品券を使い切れないケースが生じることも懸念されますが、見解を伺います。あわせて、利用期限を延長する考えの有無と見解を伺います。今回の事業に当たり、市民から寄せられた意見の数、主な内容を伺います。総じて市民の反応をどのように評価しているのか、見解を併せて伺います。過去の事業では発生した未利用商品券の実績や課題を、今回の事業設計、特に利用期限の設定にどう反映したのか伺います。また、今回も未利用額が発生した場合、その取扱いをどのように考えているのか伺います。

不用額の発生が見込まれる場合には、実施計画の変更等により他の物価高騰対策に有効活用することを検討すべきですが、見解と今後の対応を市長に伺います。

次に、観光振興におけるデジタルを活用した情報発信について伺います。令和7年度、市内で最も外国人観光客が来訪している川崎駅周辺において、飲食店53店舗を対象に、外国人観光客の多くが利用するグーグルマップへの情報掲載及び運用を支援するとともに、宿泊者向けウェブサイト及び冊子を制作し、飲食店50店舗の情報を発信したとのことです。本取組を実施するに至った背景と目的を伺います。あわせて、対象店舗の選定方法を伺います。当取組の実施主体、委託の有無、事業費等を伺います。取組による集客や消費の変化を検証しているのか、また、来店者数や売上げへの効果について対象店舗へのアンケートやヒアリング等を行っているのか、伺います。今回の取組で一定の効果が確認できるのであれば、川崎駅周辺の飲食店だけに限定するのではなく、対象業種を広げるとともに、市内各地の商店街等にも展開し、市内中小企業事業者のデジタルを活用した集客支援とすべきですが、見解と対応を伺います。

次に、花火大会の運営経費について伺います。本大会は昭和4年から始まり、川崎市の限りない発展と市民の心を癒やす、まさに夏の風物詩として定着し、本年も10月3日土曜日に予定されています。こうした事業は重要であると認識しておりますが、昨今の物価高や人件費の上昇に伴い、その経費も増大傾向にあります。総務省統計局によれば、消費者物価については、令和8年7月において対前年同月比で1.9%の増、また、国土交通省によれば、警備費の労務単価については対前年比6.7%増となっており、これらの影響を受け、花火大会の事業費も上昇していることと思います。そこで、花火大会事業の運営経費の確保に向けてどのような取組をしているのか伺います。

次に、都市農業施策について伺います。本年に入り、福田市長を筆頭に、農林水産大臣に対し、都市農地の贈与税・相続税納税猶予制度の拡充に関する要望を実施、農業用施設についても相続税の納税猶予の対象とすべきという内容を含め、要望活動を行っていた

きました。都市農業において、トラクター等の農機具を保管する倉庫や収穫物を調製する作業場などは、農地と一体となって不可欠な基盤です。その後、自民党内においても同様の議論が巻き起こるなど、国政を動かす大きなうねりとなりつつあります。まず、相続税の納税猶予の対象を拡充し、農業用施設を含める必要性について改めて見解を伺います。このように、国レベルで農業用施設の重要性と負担軽減に向けた議論が進む中、基礎自治体である本市としても、都市農業推進の観点から、もう一步踏み込んだ独自の支援策を展開できる余地があると考えます。近隣の東京都狛江市においては、農業のために直接使用されている倉庫や作業場等の家屋に対し、写真や実績報告等による実態確認を条件として、固定資産税及び都市計画税を独自に減免する制度を実施しています。現在、市街化区域等の宅地並み課税エリアにおいて、農業用倉庫や作業場を維持する農家の税負担は決して軽いものではありません。他都市の先行事例も参考に、本市独自の実効性ある支援策として、農業用施設に対する固定資産税等の減免措置、あるいはそれに準ずる維持負担の軽減策を新たに導入することについて見解を伺います。

次に、臨海部ビジョンリーディングプロジェクトの中間評価結果について伺います。世界に誇れる人材育成プロジェクトは、臨海部をはじめ、我が国を支える研究開発、起業人材や技能に秀でた人材を集め育てるとともに、円滑な技術・技能継承が可能となる仕組みを整えるため、川崎臨海部全域をキャンパスに見立てた教育機能を導入するという大変意欲的なプロジェクトです。達成目標と取組内容についても、研究及び事業化を支える高度人材の育成確保、地域として人材を育成する教育機能の導入、人材育成を採用に結びつける仕組みの構築、研究開発人材や技能人材が組織を超えて交流できる仕組みの導入などが掲げられています。一方、今回示された令和6年度及び令和7年度の実績を見ると、火災爆発体験講習、製造現場の安全管理講座、安全体感研修、プロセスセーフティに関する研修など、安全管理やリスク管理に関する講座が多くを占めています。また、産業の高度化を支える人材育成においても、スマート保安、プロセス安全マネジメント、サイバーセキュリティなどが中心となっています。もちろん臨海部には多くの製造業やエネルギー関連企業が集積しており、安全管理やリスク管理は極めて重要です。こうした分野の専門人材を育成すること自体にも大きな意義があるものと認識しています。しかしながら、世界に誇れる人材育成プロジェクトという名称や、我が国を支える研究開発、起業人材や技能に秀でた人材を集め育てるというプロジェクトの趣旨から見れば、現在の取組が安全・リスク管理分野に偏っているのではないかという違和感があります。また、組織を超えた人的交流として、新川崎・創造のもりの現地見学、港湾局巡視船による川崎港の見学、東扇島水江町線の現地見学なども実施されています。こうした交流の機会を設けることには一定の意義があるものの、見学会や交流会を開催すること自体が目的となってしまうと、世界に誇れる人材を育成するという本来の目標との距離が生じます。本市は、世界に誇れる人材とは具体的にどのような能力や専門性を持つ人材を想定し、10年間でどのような人材を何人程度育成確保することを目指しているのか伺います。また、現在実施している安全・リスク管理を中心とした研修や見学・交流事業がプロジェクトの達成目標にどのようなつながっていると評価しているのか、見解を伺います。

さらに、今回の評価では、企業の意見等を踏まえて講座を企画することにより、多くの企業が参加し、技能人材の育成につなげるなどおおむね予定どおり取組が進んでいるとし

て、A-2評価としています。企業のニーズを把握し、それに応じた講座を開催することは重要です。しかし、企業にどのような研修を希望するか、どのような講座が必要かと聞くことと、川崎臨海部として今後どのような人材を育成確保していく必要があるか、そのために、企業単独ではできず、地域全体でどのような教育機能を構築すべきかを聞くことは全く異なるものです。プロジェクトの達成目標には、必要となる人材とリカレント教育機能の検討、各企業のリソース提供、多様な主体との連携、人材育成を採用につなげる仕組みの構築まで掲げられています。これまでの企業への意見聴取やニーズ把握は、個々の研修、講座に対する希望を把握するものにとどまっていないでしょうか。世界に誇れる人材育成というプロジェクトそのものについて、今後必要となる人材像、人材育成上の課題、企業単独では困難な取組、大学、研究機関等との連携、採用、人材確保まで含めたニーズを体系的に把握しているのか伺います。また、中間評価ではA-2、今後の方向性については「I：現状のまま取組を継続する」とされています。しかし、世界に誇れる人材を育てる仕組みを構築するという目標に対して、講座への参加人数や交流会の開催、参加人数だけで進捗を評価することが適切なのかについても疑問があります。必要なのは、何回研修を開催したか、何人参加したかというアウトプットだけではなく、その結果としてどのような技能が継承されたのか、高度人材の育成確保につながったのか、企業を超えた人材交流から新たな連携が生まれたのか、さらには、人材育成が採用や定着にどう結びついたのかといったアウトカムではないでしょうか。プロジェクト名、概要及び達成目標と現在の取組、評価指標との整合性を改めて検証し、世界に誇れる人材育成という目的から逆算して、育成すべき人材像、必要な教育プログラム、産学連携、企業間での技能継承、採用、定着までを一体的に捉えた取組へ再構築すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、川崎市民プラザについて伺います。市民プラザの価値は、プールや体育館、アリーナ、文化施設といった個々の機能だけでなく、スポーツや文化活動を通じて世代や地域を超えて人が集まり、つながりが生まれる場でありました。この間、説明会を含め、利用者や地域住民、関係団体等から伺ってきた意見の中で、特にどのような機能や役割を求める声が多かったのか、具体的に伺います。あわせて、各施設の利用状況も伺います。特に茶室については近年利用が伸びていると認識していますが、利用者数や利用率の推移とその背景をどのように分析しているのか伺います。人口構造や市民ニーズが変化する中、従来の施設をそのまま再現するのではなく、利用実態や将来ニーズを踏まえ、その価値を次の時代に合わせて再構築することが重要です。今後は、建て替えを基本に、プールを含むスポーツ機能を確保しながら、文化・生涯学習、多世代交流などを組み合わせ、人と人とのつながりを生み出す地域コミュニティの中核拠点として再整備していくべきと考えますが、今後の整備の方向性を伺います。

次に、更生保護に関する施策の充実について伺います。県内の刑法犯認知件数は令和4年から増加に転じ、令和7年は約5万件に達するなど、県内の犯罪情勢は予断を許さない状況にあります。また、減少傾向にあった保護観察事件数も、令和5年から令和7年にかけて少年の保護観察事件数は増加傾向にあり、保護観察事件数全体も横ばいで推移しています。令和7年12月に成立した更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律では、地方公共団体は、地域の実情に応じ、保護司法等の活動に対して必要な協力をするよう努めなければならないとされています。新たな被害者も加害者も生まない安

全・安心な社会を実現するためには、再犯、再非行を防止することが重要であり、再犯防止のための諸施策をさらに強化する必要があります。改正保護司法を踏まえた幅広い世代から多様な保護司の担い手を確保するための具体的な対応を伺います。さらに、保護司会のニーズを踏まえ、柔軟に利用できる活動場所の確保と拡充、保護司会事務局に対する支援など、保護司の安全確保策を含む活動環境の整備に向けた取組状況と今後の対応を伺います。また、地方再犯防止推進計画の策定を通じた地域の支援ネットワークの充実強化に向けて、本市が取り組む具体策と予算措置をどのように考えているのか伺います。

次に、有馬川・久末地区の浸水対策について伺います。昨年9月11日の記録的豪雨では、久末地区では床上浸水や車両水没など、深刻な被害が発生しました。住民説明会では、有馬川の水位上昇による水路への逆流が大きな要因とされ、大型フラップゲートやポンプ等の対策が示されました。しかし、逆流を止めても、上流から水路へ流れ込む雨水への課題は残ります。今後、昨年9月と同程度の時間雨量約100ミリメートルを想定した場合、フラップゲートとポンプによってどの程度の浸水軽減効果が見込まれるのか伺います。抜本的な対策には時間を要する一方、住民は次の豪雨への備えを迫られています。説明会では土のうステーションは示されましたが、住宅への浸水を直接防ぐ止水板の購入設置費用への補助制度も有効な短期対策と考えます。導入について見解を伺います。県が進める矢上川の地下貯留施設について、有馬川の水位低減にどの程度の効果が見込まれるのか、県と連携して検証し、市民に示すべきと考えますが、伺います。本市も現在の対策では不十分と認識しており、抜本的な浸水対策をいつまでに具体化し、住民に示すのか伺います。

次に、武蔵小杉駅周辺を対象としたマンションのネットワークづくり支援について伺います。平成19年に武蔵小杉駅周辺再開発に対して、高層マンション等と地域のつながりや横の連携を考え、エリアマネジメント、通称エリマネが設立されました。この前の準備段階では、市民部会、商業者部会、事業者部会とそれぞれにおいて将来の武蔵小杉について議論が交わされ、エリマネの設立に至りました。それから約20年が経過し、一定の役割を果たされ、公民学連携の武蔵小杉エリアプラットフォーム、通称エリプラに一部機能が受け継がれました。まず、エリマネの解散についてどのような影響があると考えているのか、また、エリプラに引き継がれたことへの期待について伺います。行政とエリプラは今後どのような連携を持ちながら活動していくのか伺います。地域コミュニティの活性化については、解散した町内会もエリアに含まれておりますが、現存の近隣町内会を含め、どのように活性化を図っていくのか伺います。

次に、東京都との広域保育連携について伺います。本市は横浜市との間で待機児童対策に関する連携協定を締結し、川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用を可能とするなど、市境を越えて双方の保育需要を補完する取組を行っています。一方、本市は東京都とも広く接しており、特に世田谷区、大田区、町田市などとは、通勤通学をはじめ、市境を越えた生活圏が形成されています。東京都側で保育施設への入所を希望しても利用できない児童がいる一方、本市の川崎認定保育園には受入れが可能な施設もあり、実際に東京都の児童を受け入れているケースもあるとの指摘がなされています。こうした状況を踏まえれば、横浜市との間で実施している広域連携の考え方を東京都との市境地域にも広げることは十分検討に値すると考えます。横浜市とは待機児童対策に関する連携協定を締結し、保育施設の相互利用等を行っている一方、世田谷区や大田区など、東京都の隣接自治体とは同様

の保育分野における連携協定を締結していない理由を伺います。横浜市との連携協定によるこれまでの相互利用の実績と効果をどのように評価しているのか伺います。その評価を踏まえ、東京都との広域保育連携について情報収集にとどまるのではなく、まず、世田谷区や大田区などの隣接自治体に対し、保育需要や市境を越えた施設利用の実態、広域連携に対する意向について、具体的な協議、意見交換を行うべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、県立支援学校における医療的ケア児の通学支援について伺います。我が会派はこれまでもこの問題を繰り返し取り上げてきました。医療的ケア児の登下校支援について、市立支援学校では看護師が同行する送迎支援が行われている一方、県立支援学校では登校時の支援に限られ、下校時については保護者による送迎や放課後等デイサービスの利用等に頼らざるを得ない状況にありました。特に本市北部地域には市立支援学校がないことから、保護者には、市立か、県立かを選択する余地がなく、県立支援学校に通学せざるを得ない児童生徒がいます。同じ川崎市民でありながら、居住する地域や学校の設置主体の違いによって受けられる支援に差が生じていることは、公平性の観点から大きな課題があるとして、我が会派は本市教育委員会に対し、神奈川県教育委員会へ是正を求めるよう要望してきました。これに対する答弁では、市教育委員会は、県教育委員会の担当者との情報交換は行っていたものの、支援の差の解消を促すような要望には至っていなかったとのことでした。

そこで、我が会派として、県に対しても直接改善を求める必要があると考え、自民党所属の神奈川県議会議員に働きかけ、本年3月の神奈川県議会において取り上げていただきました。その際、県教育委員会からは、医療的ケア児の通学支援について登校時の利用日数を増やしたいという声に加え、下校便を利用したいというニーズがあること、その実現に向けて対応する事業者の確保等が課題となっていることが示されました。さらに、我が党参議院議員からも県教育委員会に対して、下校時支援の実現に向けた働きかけを行っていただきました。こうした中、本年7月の神奈川県議会において、県教育委員会は、下校時の通学支援について、令和8年度内に、予算の範囲内で福祉車両等による下校支援を先行実施する方向で検討を進めていることを明らかにしました。さらに、先行実施によって得られた情報を基に検証を重ねた上で、本格実施に向けた検討を進めるとの方針も示されています。これまで我が会派が問題提起してきた支援の差が解消に向けて大きく前進することを評価するものです。県教育委員会が県立支援学校における医療的ケア児の下校時の通学支援を令和8年度内に先行実施する方向性を示したことについて、本市教育委員会はどのように受け止め、評価しているのか伺います。また、今回の県の方針が示されるまでの間に、本市教育委員会から県教育委員会に対し、下校時支援の実現を求める要望や協議など新たな働きかけを行ったのであれば、その内容を具体的に伺います。

今回の事案は、学校の設置主体が異なっているにもかかわらず、川崎市民である児童生徒が実際にどのような支援を受け、保護者がどのような負担を抱えているのかを本市として主体的に把握することの重要性を改めて示したものと考えます。学校の設置主体の違いによる支援の差は、本当に今回の医療的ケア児の通学支援だけなのでしょうか。市立支援学校と県立支援学校に通う川崎市在住の児童生徒について、医療的ケア児への支援に限らず、通学支援、看護師等の配置、学校生活における介助、保護者の付添いや送迎、校外活動、その他の支

援について、学校の設置主体の違いによって受けられる支援や保護者の負担に差が生じているものがないのか、制度上の比較だけでなく、実際の運用や当事者の負担を含めて改めて総点検すべきと考えます。そして、総点検の結果、支援の差が確認された場合には、川崎市民である児童生徒の教育環境を保障する立場から、本市教育委員会として県教育委員会に改善を求めていくべきですが、見解と対応を教育長に伺います。

次に、教育行政における不祥事防止とガバナンス強化について伺います。昨今、教育委員会において、教職員による不祥事や個人情報への不適切な取扱いなど、市民や保護者の信頼を揺るがす事案が発生しています。その都度処分や再発防止策を講じることは必要ですが、我々は問題が起きた後に対応するだけでなく、問題が起きにくい組織をつくることが重要です。一連の不祥事を受け、本市教育委員会がこれまでどのような再発防止策や組織改革を行い、その効果をどう検証しているのか、教育長に伺います。

横浜市では、教職員による盗撮等の不祥事を受け、隠しカメラ探査機器を活用した校内点検、不審物の点検強化、私用端末等の管理など、具体的な対策を進めています。本市では、学校内の隠しカメラや不審物に対する定期的な点検を実施しているのでしょうか。実施しているのであれば、その頻度、対象校、点検方法を伺います。実施していないのであれば、その理由と、今後、隠しカメラ探査機器等を活用した点検を実施する考えについて伺います。学校における個人情報保護は単なる情報管理ではなく、児童生徒の尊厳と人権を守る問題です。教育委員会の見解と、教職員の私物スマートフォン等による撮影やデータ保存にはどのようなルールを設けているのか伺います。また、性被害への対応について、横浜市では、児童生徒が学校や担任を介さずSOSを発信できる性被害に特化した相談フォームを設置しています。本市にも同様の相談窓口やオンライン相談体制があるのか伺います。あるのであれば、その内容と周知方法について、ないのであれば、その理由と今後整備する考えを伺います。さらに、横浜市の取組の中で注目したのが、個々の対策にとどまらず、教育委員会そのもののガバナンスを変えているということです。横浜市では教育行政監と法務ガバナンス室を新設し、教育次長の下ではなく、教育長直轄に置くことで、通常の業務執行ラインから一定の独立性と客観性を持って教育行政を点検、助言する第3ラインを構築しています。また、外部のGRCアドバイザーや弁護士の知見も活用しています。本市には、教育長直属で、教育委員会全体のガバナンス、リスク管理、コンプライアンスを独立した立場から点検する機能はあるのか伺います。ないのであれば、昨今の不祥事を踏まえ、教育行政監や法務ガバナンス室のような教育長直属のガバナンス機能を設けることについて研究検討する考えはないのか伺います。

横浜市では、このほかにも、行動経済学、いわゆるナッジの活用や教職員が違和感を安心して報告できる心理的安全性の向上や組織風土そのものを変える取組を進めています。子どもたちを守ることと先生方を信頼することは相反するものではないと考えます。子どもが安心して相談できる、先生が安心して声を上げられる、そして、不祥事が起きにくい組織をつくることが肝要です。個人の善意や注意だけに依存するのではなく、物理的な予防策、相談体制、個人情報保護、そして、独立したガバナンス機能まで含め、教育委員会を事後対応型から未然防止型へ転換する必要があると考えますが、教育長の見解を伺います。

次に、市立高等学校の改革に関する検討状況について伺います。高津高校について、現

在の校舎は竣工から既に70年近く経過、増設等した校舎も既に50年が経過しています。校舎の改築後に国際バカロレア教育を導入する1期生の受入れを想定していますが、完成の目標年度を伺います。川崎高校について、福祉科、生活科学科の募集が停止されるのですが、現在でもこの2科は3学年合計100名以上、かつ各学年とも30人以上が在籍していることから、今後も志望する受験生も想定されます。県立、私立を含め、この2科を擁し、受皿となる高校が近隣にあるのか、この2科を志望する生徒への対応を伺います。定時制課程について、現在の定時制を受皿としての機能向上を図った上で幸高校に集約することです。幸高校へのアクセスは決して恵まれているわけではありません。特に下校時の通学手段の見解を伺います。通信制課程について、独自の進級進度の内容、通信の生徒が実際に学校に通う週当たりの日数、また、川崎高校に設置されるサテライト校の意義や内容を伺います。

次に、高等専門学校新設に関する検討状況等について伺います。教育界における2040年問題についてどのように把握されているのか伺います。文部科学省が推奨する「N-E-X.T.」——ネクストハイスクール構想について、本市ではどのような施策をもって取り組んでいるのか伺います。今般の報告内容では、具体化に向けた取組の中で、産業界と密接に連携した実践的で高度かつ専門的な学びを重視するとして、市立総合科学高等学校を高等専門学校として別途具体化するとの報告でしたが、同校における近年の入学者選抜状況、全日制課程、定時制課程の進路状況をそれぞれ伺います。現状を踏まえ、高等専門学校へ移行することに至った経緯を伺います。また、本市に設置する意義、何を期待するのか伺います。あわせて、高専新設に関して、教育委員会委員、中学校・高等学校校長会、教職員組合からはどのような意見要望、見解が示されているのか伺います。全国に58校ある高専のうち51校は国立高専で、公立が3校、私立が4校です。少子化を要因に国立高専は、平成16年以降、新設されていません。産業界等の要望を受けて、他都市での公立、私立での新設が見受けられますが、その背景の見解を伺います。また、高専の新設に係る国の動向をどのように認識しているのか伺います。本市の高専新設については民設民営方式、私立高専として令和12年開校予定とのことですが、民設民営とした理由及び取り組まれた実情を伺います。特に文部科学省、民間企業等との間の支援を含めた検討状況及び全国的な傾向として、国公立高専の入学難易度、偏差値の現状と見解を伺います。あわせて、市内中学の卒業生のうちどの程度の入学者数を想定しているのか、入学に必要な学力等について見解を伺います。

総合科学高等学校には、現在、1・2・3号館の建物、それに付随する備品、図書館、食堂等が現存しています。敷地を含め、高専との権利関係についての考えを伺います。また、現教職員の処遇、開校に向けた運営体制、教育環境の整備、採用教職員の確保、勤務条件、国への認可申請について伺います。また、令和10年度に募集停止となる定時制課程、令和11年度に廃止となる全日制課程の入学希望生徒に対して、どのような周知、対応を考えているのか伺います。あわせて、市内には市立の工業系高校がなくなることになりますが、工業系高校へ進学を希望する市内中学生への対応を伺います。昭和38年に市立工業高校として開校し、今日まで多くの人に関わり、その歴史に幕を下ろそうとしております。閉校するに当たり、関係者にはそれぞれ悲喜こもごもの思いがおありかと存じますが、高専新設に当たり、当該学校関係者への説明、近隣住民への説明会等、取組状況と理解を得

られているのか伺います。あわせて、寄せられている意見要望等、それらに対する本市の対応をそれぞれ具体的に伺います。関連して、今回提案されている令和8年度川崎市一般会計補正予算において、高等専門学校設置事業費として令和8年度から令和9年度まで事業費2,310万円の補正額が計上されています。算出根拠を伺います。民設民営方式では、学校法人の設置、高専新設に当たり申請手続が必要になりますが、諸経費をどのように見込んでいるのか伺います。

次に、川崎市敬老祝事業について伺います。本事業は、長年社会の発展に貢献された高齢者の方々に対し感謝の意を表する目的で実施され、平成20年度から88歳及び99歳——白寿以上の方々を対象にカタログギフトを贈呈しています。しかし、高齢者の人口増に伴う対象者の増加や事業費の大幅な増加が見込まれるため、今後の方向性として、現行のカタログギフト方式からタオル等の日用品へ記念品を見直すとともに、対象年齢も88歳及び100歳以上へと変更する旨、健康福祉委員会に示されました。説明では、カタログギフト商品より、日用品や菓子、飲料などを希望する声が寄せられているためとしていますが、そもそも敬老祝品を随意契約によるカタログ方式で運営してきたことが問題であると考えます。何ゆえ敬老祝事業の物品調達を随意契約で一事業者に長年にわたり委託してきたのか、理由並びに今後も継続するのか伺います。

あわせて、財政局の本件への見解を伺います。

委員会での議論を踏まえて、当初予定していた来年度からの実施を見直すとのことですが、例えば第三者委員会などを通じて市民並びに識者の意見を伺うなど、丁寧な手続を行うべきと考えますが、見解を伺います。

次に、頼れる身寄りがない高齢者等への対応について伺います。本市の終活支援事業「未来あんしんサポート事業」は、国の法改正に先行して実施されてきた事業である一方、一定額以上の預託金、契約能力、公正証書遺言の作成等を利用要件としております。生計困難者、生活保護受給者、既に判断能力が低下した方などは利用が困難であるという指摘について、どのように把握し、受け止めているのか伺います。現在問題となっている身元保証、緊急連絡先、入退院手続、入退所手続、死後事務等は通常の介護保険サービスだけで完結するものではないため、介護保険サービスでは担うことができません。未来あんしんサポート事業を使うことができない場合、現状、これらの生活支援、終末期の課題等については、誰が、どのような役割分担で担っているのか伺います。あわせて、地域包括支援センターが相談等を受けた後、その支援を実際に担う主体についてどのように整理しているのか伺います。本年6月に成立し、来年4月1日から順次施行となる改正社会福祉法では、頼れる身寄りのない人への相談支援の明確化、日常生活、入院、入所、死後事務を第2種社会福祉事業に位置づける内容が含まれています。これは、一定の金額を用意することができず、未来あんしんサポート事業を利用できない人への支援と直接関係する内容と考えますが、見解を伺います。あわせて、令和8年度中に具体的にどのような準備を行うのか伺います。また、現在の未来あんしんサポート事業を今回の法改正を踏まえてどのように発展、拡充をしていくのか、具体的な方向性を伺います。令和6年6月に国が公表した高齢者等終身サポート事業者ガイドラインでは、ガイドラインの普及や関連制度の検討状況も踏まえつつ、優良な事業者を認定する仕組みの創設等について、検討すると記載があります。民間終身サポート事業者との連携も視野に入れ、頼れる身寄りがない高齢

者等への対応を検討すべきと考えますが、見解と今後の取組を伺います。

次に、遠隔診療と対面診療による効果的な医療システムの考え方について伺います。我が会派は令和5年第3回定例会において、対面診療と遠隔診療を効果的に組み合わせた医療提供体制について質問いたしました。当時、市長からは、オンライン診療の活用が医療アクセスの向上、高齢化に伴う医療需要の増大、医師の働き方改革などへの対応に寄与するものであり、国の動向を注視しながら、医療関係団体等との情報共有や意見交換を行うとの答弁がありました。その後、国はオンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針を策定し、さらに、令和8年4月1日には、オンライン診療を医療法上に明確に位置づける改正法が施行されました。また、令和8年度診療報酬改定では、患者の下に看護師等が同席して行うオンライン診療や看護師等が患者の下で行う検査、処置、注射、医師間の診療連携などについて、診療報酬上の評価が拡充されました。オンライン診療は、当時の新型コロナ対応としての限定的な対応から、地域医療を持続可能なものにするための恒久的な選択肢として改めて位置づける段階に入ったものと考えます。そこで、令和5年第3回定例会における答弁以降、本市が医療関係団体等と行ってきた情報共有、意見交換及び検討の内容とその成果について伺います。

あわせて、現時点において、本市はオンライン診療の意義と今後の可能性をどのように評価しているのか、市長の見解を伺います。

関連して、市内における実施状況について伺います。改正医療法では、オンライン診療は、映像及び音声を用いて、医師と患者が相互に状態を認識しながら行う診療と定義されており、電話による再診とは区別されています。医療機関にはオンライン診療の実施の有無等に関する届出が求められ、オンライン診療受診施設についても、保健所設置市である本市への届出対象となりました。そこで、市内でオンライン診療を実施している病院及び診療所の数について、病院・診療所別、行政区別、診療科別にどのように把握しているのか伺います。あわせて、実際の診療件数や利用状況を伺います。実際の診療件数や利用状況を把握していない場合には、今後、医療関係団体等と連携して実態調査を行う考えがあるのか伺います。

次に、景観や農業へ甚大な被害をもたらすクビアカツヤカミキリへの対応について伺います。本市には、市民の憩いの場である緑地や春には見事な花を咲かせる桜の名所が数多く存在します。これらは本市の魅力であり、次世代へ引き継ぐべき大切な財産です。しかしながら、今、その景観を根本から脅かす極めて深刻な事態が起きています。本年6月、宮前区の菅生緑地において、桜や梅等の内部を食い荒らし、枯死させる特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の成虫が市内で初めて確認されました。国内では、愛知県で平成24年、神奈川県内では令和3年に確認されたクビアカツヤカミキリですが、その被害は拡大の一途をたどり、首都圏の自治体の中には景観や農業への甚大な被害が報告されております。本市は、このような甚大な被害を決して招かないよう、定着や被害の拡大を是が非でも防がなければなりません。まず、市内での初確認以来、今日に至るまでの経過と対応、実態を伺います。今後の調査や対策に向け、官民間わず、市内のバラ科の樹木、桜、梅等の所在地、樹木数の把握は必要不可欠です。現時点で把握できているのか伺います。できていればその実態を、そうでなければ早急に調査すべきですが、見解を伺います。また、本市への影響についての危機意識を伺います。早期発見、その後の速やかな対応が重要と

なります。広大な市域において小さなカミキリを見つけ出すことは容易ではありません。早期発見、早期駆除には、市民への周知と市民からの容易な情報通報の手段を確立することが求められます。対応を伺います。また、隣接自治体との連携についても伺います。市内の多くの桜、梅等が被害を受けるのを確実に食い止める必要があります。至急対策を行い、毎年継続的に防除を行う必要があります。防除計画とその目標を伺います。本市には、専門的に造園業を営み、市内の緑を守る知識豊富な事業者が所在しており、しっかりと連携、そのノウハウを最大限生かしていただくことも重要です。見解を伺います。本市内に存在するクビアカツヤカミキリが好む樹木は、市有地だけでなく、民有地にも多く存在し、そこでの防除も欠かすことができません。現在では確認されていませんが、本市特産のナシについても同じバラ科の分類に当たり、ナシ農園周辺の桜、梅等の被害状況によっては影響を受けかねません。確実な防除に向け、民有地に対するルールづくりや支援制度も必要です。個人の庭木や果樹園等に対する財政支援の創設等、被害を未然に防ぐ施策を伺います。市内におけるバラ科の対象樹木の存在は、環境局、建設緑政局、教育委員会事務局等、所管は幾つもの局に分かれており、個々の対応では被害を防ぐことはできません。確実な成果を求めるには、施策を統括する部署が必要です。どの部署が音頭を取り、確実に封じ込めるのか伺います。

次に、夢見ヶ崎動物公園について伺います。三菱化工機株式会社と締結した循環型社会の実現に関する連携協定に基づく取組の第1弾として、夢見ヶ崎動物公園を中心とした地域循環モデルの構築を目指す実証実験「夢見ヶ崎プロジェクト」が開始されました。発生する残渣等を堆肥化し、その堆肥を活用した農作物を栽培するとともに、地域と連携した商品開発、販売へとつなげることで、収益の一部を夢見ヶ崎動物公園の運営に還元することです。公園の利用者や再整備計画の策定に伴うパブリックコメントの実施結果からは売店の設置やオリジナルグッズの販売に対する要望が上がっていますが、11月の商品販売に向けた検討状況を伺います。日吉商店街連合会では、動物公園にちなんだグッズに加えて、夢見ヶ崎にゆかりのある太田道灌公のNHK大河ドラマ化を目指し、道灌グッズの販売をしております。再整備計画で目指す多様な主体とそれぞれの資源、得意分野で育ち、よい効果を波及するためには、地元町内会や商店会と目的や目標を共有し、連携協力することが重要です。見解と対応を伺います。今後、各種プログラム・イベントの実施に当たっては、民間事業者との連携・協働により充実していくことが想定されますが、検討されているものがあれば伺います。7月には、夢見ヶ崎動物公園のある加瀬山で生物多様性をモニタリングする生き物調査が実施されました。調査結果を伺います。あわせて、今回の調査結果をどのようにKAWASAKI NATURE LOOPグローバルプラットフォームの取組につなげるのか伺います。あわせて、特定外来生物の確認状況とその対応を伺います。

次に、川崎市道路占用料について伺います。電柱の添架広告——以下、電柱広告——は、地域の医業や中小企業を中心に利用され、学校の通学路表示や避難所、避難場所への誘導案内表示等を提供するとともに、広告スペースの一部を街区表示スペースとして提供し、市民生活の利便性向上と安全・安心に寄与する公共表示としての役割を担っています。一方で、現状はインターネット広告の普及拡大や新型コロナウイルス等の影響により利用者が減少し、昨今の物価高騰をはじめとする様々な経営課題により、回復の兆しが見えない状況です。本市では、商業地域を特別地域として定め、それ以外の普通地域より高額な占

用料を徴収していますが、神奈川県や横浜市、相模原市にはそのような規定はなく、一律となっております。理由と割合を伺います。添架広告の1平方メートル当たりの占用料は、横浜市、本市の特別地域、神奈川県第1級地、相模原市、本市の普通地域の順で高額ですが、電柱広告については、神奈川県では片面の面積のみ適用され、横浜市や相模原市では30%から80%の減免率が設定されているため、実際の徴収額は本市の特別地域が一番高額となり、特に利用の多い普通地域の巻付け広告が2番目に高額となります。電柱広告の公共性と他行政との比較状況を鑑み減免すべきです。見解と対応を伺います。道路占用料の改定は国の動向等を踏まえて3年に1度行われますが、次期改定を来年4月に控える中、現在の検討状況を伺います。

次に、首都高速道路の道路運送事業——中型車以上——における価格転嫁に向けた環境整備に伴う当面の特別措置について伺います。本件は中型車以上を対象とし、顧客への価格転嫁の環境整備がより進むと想定される時期まで料金を据え置く一方、整備後は大口・多頻度割引を見直すとあります。そこで、その過程で行われた意見募集についてどのような意見があったのか、また、特別措置について本市の見解を伺います。

荷主との請け負いで、価格転嫁が現実的に難しいと声が上がっているかと思います。そこで、国が貨物自動車運送事業法を改正しましたが、その効果を本市はどのように期待しているのか伺います。現行と特別措置実施後の比較検討等、実態調査を求めるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、屋外看板の不燃化材使用の徹底について伺います。令和7年8月、大阪市の道頓堀において大規模なビル火災が発生、消火に当たった消防職員2名の貴い命が奪われました。大阪市は同年12月、消防局事故調査委員会の中間報告資料を公表しています。その中では、建物外壁には複数の屋外看板が設置されており、素材は一部建築基準法上の不燃材料には適合しておらず、大阪市屋外広告物条例の許可申請がないものもあった、また、木製工作物に設置された部分もあったとしています。建築基準法などでは、高さ3メートル超の看板は不燃材使用を義務づけていますが、設置前の材質等の自治体への届出は4メートル超となっており、3メートル超から4メートルの看板は審査不要となります。先月、毎日新聞が各政令指定都市へ行った調査の報道では、3メートル超から4メートル以下の屋外看板に関し、本市は不燃材料の使用実態をほとんど把握できていない状況にあるとされています。現状のリスクをどう認識しているのか伺います。また、早急に調査を行う必要がありますが、見解を伺います。今回のビル火災の教訓を生かし、他都市では、従前の方法から、不燃材の使用の実効性を持たせる取組が始まってきています。国からの法改正等を待つのではなく、本市においても他都市の事例などを参考に、部局間連携を深め、条例の申請時などに材質を確認する等の独自の仕組みを早急に構築すべきですが、見解を伺います。あわせて、設置事業者は広告主に対し、安全基準の周知啓発を強化し、適切な材料使用を指導すべきですが、見解を伺います。不燃材料を使用すると費用が増すケースもあり、設置事業者の知識不足も違反の要因として指摘されています。事業者に安全基準を徹底させるための周知活動と併せ、チェック機能が不十分な現行法に対して、国へ統一的な基準や対策の策定を要望すべきです。見解を伺います。

次に、災害廃棄物等処理実施計画について伺います。大規模地震や風水害が発生した場合、被災家屋から大量の片づけごみが短期間に排出されます。これを住宅地に滞留させれ

ば、悪臭や害虫の発生、火災リスク、道路交通の支障など、生活環境と復旧活動の双方に大きな影響が生じます。災害廃棄物をいかに早く生活圏から搬出し、適切に分別し、焼却、資源化等の処理につなげるかは、都市の災害対応を左右する重要な課題です。本市の災害廃棄物等処理実施計画では、片づけごみについて、住宅周辺の公園等、生活場所に近いところに一次仮保管場所を開設し、街区公園等を候補地としています。また、その後の処理に向けて、より規模の大きい二次仮保管場所を確保する考え方も示されていますが、高齢化が進む中、独居高齢者、高齢者のみの世帯、障害のある方、負傷者など、自宅から家具や畳、家電などの重量物を近隣の公園まで運ぶことが困難な市民は少なくありません。災害時には、自宅から一次仮保管場所までのラストワンマイルが災害廃棄物処理の大きな障害になる可能性があります。一次仮保管場所として公園を活用する場合でも、避難場所、応急仮設住宅、消防活動、地域住民の生活動線などとの競合が想定されます。発災後に初めて候補地を検討するのではなく、平時から道路幅、車両進入性、浸水・土砂災害リスク、周辺住宅との距離、他の防災用途との競合などを評価し、候補地の優先順位と開設条件を整理しておく必要があります。高齢者や障害者など自力搬出が困難な市民への対応と課題に対する認識並びに街区公園等を一次仮保管場所として迅速に開設できるよう平時から候補地を評価し、災害種別、避難場所等との競合を踏まえた優先順位や開設基準を整理すべきと考えますが、見解を伺います。

さらに、高齢者等の自力搬出困難者に対し、自宅前または地域の指定地点から片づけごみを収集し、一次仮保管場所へ搬送する災害廃棄物搬出支援の仕組みを創設すべきと考えますが、見解を伺います。また、一般廃棄物収集運搬事業者、産業廃棄物処理事業者、建設・解体事業者等について、既存の協力協定を実働レベルまで具体化し、発災後の動員可能台数、人員、重機、担当区域、燃料、発動手順、費用算定等をあらかじめ定め、地域防災計画や災害廃棄物関係計画に明確に位置づけるべきと考えますが、見解を伺います。

さらに、これらを全市一斉に始めるのではなく、高齢化率や地域特性を踏まえてモデル地区を設定し、行政、地域住民、民間事業者が参加する実働訓練を行い、搬出時間、必要車両数、分別精度、仮保管場所の滞留時間等を検証した上で全市展開につなげるべきと考えます。次年度以降の実証事業として検討すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、太陽光パネルのリサイクルに関する考え方及び国におけるペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業について伺います。太陽光発電の導入促進が図られてから、間もなく30年を迎えようとしています。太陽光パネルの耐用年数はおおむね30年程度と言われており、本市の太陽光発電設備設置関連事業の初期に設置された太陽光パネルは、更新、リサイクルの時期を迎えます。耐用年数を経過した太陽光パネルの処分については様々な課題をはらんでおり、慎重な対応が求められます。我が会派はこれまで、行政が太陽光発電設備設置を促進してきたことを踏まえ、その処分の在り方や処分費用への対応の考え方などをたどってきました。しかしながら、現行の環境基本計画にそれらは明記されておらず、また、かわさきカーボンゼロチャレンジ2050のマイルストーンに設定されている令和12年——2030年以降の取組の中においても、太陽光パネルのリサイクルに関する内容はありません。目前に迫る更新・リサイクル時期に備え、太陽光発電設備設置に協力してきた市民、事業者らに対し明確なメッセージを示すべきと考えますが、見解を伺います。あわせて、市が設置した太陽光パネルについてどのように対応するのか

伺います。関連して、国におけるペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業について伺います。当事業は令和7年度より実施されていますが、これまで本市は応募し、参画しているのか伺います。これまでに応募していないのであれば、その理由も伺います。当事業の目的には、ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図るとあります。環境先進都市を標榜する本市にとって価値観を共有できる事業であると考えますが、今後の当事業の活用への見解を伺います。

次に、除染物の処理の在り方について伺います。報道で明るみとなりましたが、東京電力福島第一原発事故により、放射性物質に汚染された本市内の汚泥などの除染物が結果的に福島県内で処理されていたとのことです。産廃物処理法に基づき、一般競争入札での落札事業者が行ったとのことで、法的には問題はなかったと理解しますが、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の趣旨に反するとの声もありますが、見解を伺います。あわせて、本市として処分先について調整を行うことはできなかったのか伺います。契約締結時に最終処分場の2候補のうち1候補が福島県内であることを把握していたとのことです。遡ると、令和5年から令和6年にかけて処分先をめぐり議会で議論が行われてきましたが、福島県内が最終処分場となったという旨の説明が今日に至るまでありませんでした。報告の機会があったにもかかわらず、行われなかった理由を伺います。福島県内で処分することの社会的・政策的妥当性を誰が、どの段階で判断したのか伺います。

あわせて、市長は当時報告を受けていたのか伺います。

次に、議案第118号、川崎市登録一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について伺います。この改正により、一時保護を適正に行う者、または団体が事前に登録を受けることとなりますが、登録基準について伺います。同じく、緊急一時保護の名目で登録を受けずに一時保護を認める場合の基準についても伺います。これまでも、一時保護や入所中の児童が性虐待を受けるなど、あってはならない事案も発生しています。さらには、一時保護時には委託料も支払われるため、市民感情から納得できないような団体への委託もあってはなりません。そのためにも、基準を満たし顔の見える団体、日頃情報共有できている団体と連携を取りながらも、本来の姿として、川崎市の子どもは川崎市が責任を持って保護する体制を構築すべきと考えますが、見解を伺います。仮に、近年の保護人数の推移から、川崎市が全ての一時保護を受け入れるためには、施設、人員はあとの程度必要となるのか伺います。

次に、議案第120号、川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について伺います。5月の環境委員会において料金改定の方角性が示され、以来、第2回定例会や8月の環境委員会においてかんかんがくがくの議論が続き、今期定例会は議案審査として議論の天王山を迎えます。まず、国においては、昨今の物価高騰、中東情勢などを踏まえ、ライフラインの中心となる電気代やガス代等への補助金事業を展開する中、人間の生きる上で欠かせない水をこのタイミングで料金改定することについて、市長の見解、また、負担増となる市民へのメッセージを伺います。5月に示された方角性では、水道料金の改定率は経営審議委員会の答申では36%と示されましたが、安定的な経営基盤の構築と低廉な生活用水への配慮とのバランスを考慮して、改定率を抑制し、20%台前半とされました。また、基本

的には、水道料金、下水道使用料金の改定を同時期に行うものとの説明でした。その後、7月の委員会において令和7年度決算概況が示され、それらを踏まえて、我が会派をはじめとする4会派が、水道料金及び下水道使用料金改定率の引下げ並びに激変緩和措置について検討すること、下水道使用料の改定を延期すること、多量使用者への支援措置を講じること、料金改定までの間、適切な広報周知に努めること、4項目の要望を市長に対し行いました。これに対し、激変緩和措置や子育て世帯等に対する負担軽減策の導入、下水道使用料の改定は令和10年4月以降へ後ろ倒しすることなどを検討され、本議案に盛り込まれましたが、要望を受けての市長の見解とその後の指示内容を伺います。

そこで、改定率についてです。審議会からは36%と示されたものに対し、当初20%台前半とし、激変緩和措置導入により、改定初年度は平均11%、翌年度からは平均22%という内容となって議案提出に至りました。これまで様々な数値が示されることで、議会や市民にどのような反応が出るのかを考えなかったのか伺います。特に5月に20%台前半の改定率という方向性を大上段から示したことは勇み足だったのではないかと受け止められます。答申が出された段階で単に改定率を抑制するだけではなく、また、我々の要望よりも前に激変緩和措置をはじめとする市民負担の軽減策の検討をより丁寧に行う必要があったと考えますが、改定率を示す前の検討内容について具体的に伺います。7月の環境委員会において示された改定率22%を採用した場合の財政収支見通しによれば、令和12年以降に純損失が発生し、令和15年以降に資金不足が発生するとのことでした。今回、激変緩和措置を導入することで、純損失、資金不足の発生年が前倒しになるものとシミュレーションできますが、改定後の数年後に再値上げを検討しているのか、検討しているとすればいつ頃をめどとしているのか、伺います。

多量使用者への支援措置についてです。子育て世帯等に対する負担軽減として、おおよそその使用に相当する水量帯の改定率が低くなるように配慮するとのことですが、負担軽減措置を受けられる対象となる市民は子育て世帯以外にどのような世帯を想定しているのか、また、水道を多量に使用する事業者らは対象となるのか、伺います。あわせて、その対象となる資格はいつの時点をもって定めるのか、措置を受けるに当たっての申請手続の有無、手続を要するとすればどのような手法を取るのか伺います。

周知広報についてです。市長に伺ったように、昨今の社会情勢下での人間の生きる上で欠かすことのできない水の値上げには、市民や事業者へ丁寧に説明し、理解を得ることが欠かせません。5月の委員会での質疑以来、説明会や広報に注力されていることは評価していますが、現段階において水道料金の値上げを知っている市民や事業者の割合はどれほどなのか伺います。あわせて、料金改定の必要性を理解している割合も伺います。業界団体などの事業者への説明等については、経済労働局などの他局の協力を得ながら団体や事業者を把握して行ったとのことですが、水道の役割は良好な生活衛生環境の確保を担っており、医療関係、生活衛生同業組合を組織している各業界が密接に関係しています。医療関係、生活衛生同業組合を担当する行政窓口は健康福祉局ですが、健康福祉局との連携による関係団体等への説明と理解度向上の取組について伺います。本市はそもそも、今日まで、地形や工業地帯を擁する土地柄などによって、全国屈指の低廉な水道供給を続けてまいりました。そして、今回の料金改定を経たとしても、東京都や他の政令指定都市と比較しても平均値を下回る、または平均値程度に収まる見通しとのことでした。川崎の水は安く

安全で、安定して提供されてきて、これからも安心して水を使えると評価されるべきことが市民に認識されているとは言い難い状況です。いま一度、周知広報の戦略を強化すべきですが、具体的な取組方針を伺います。

次に、議案第121号、川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例の制定について及び市バス事業について伺います。初めに、料金改定についてです。一般的に運賃値上げはどのような場合に行われるのか伺います。本市がこれまでに値上げを行ってきた背景についても伺います。その上で、どのようにサービス向上を図ってきたのか伺います。運賃値上げは国の承認が必要となります。今回は1回の乗車で、大人20円、小児10円値上げと提案されています。一方で、国へは上限を40円引き上げられる260円設定で申請するとあります。20円及び10円の値上げと40円の上限引上げの根拠について伺います。あわせて、近隣自治体や民間事業者の昨今の動向についても伺います。値上げに際して、その影響をなるべく小さくしていく取組は一定理解します。子育て世帯への配慮として、通学定期については据置きとされています。その考えと対象について伺います。

また、市の施策として、高齢者に対する外出支援事業を展開しています。予算規模や利用者など、現状について伺います。この事業における料金改定の扱いについて伺います。

結果として、負担増を求められる世代、対象はどの程度なのか伺います。安定的に事業運営を行っていくための料金改定と理解しますが、一部の利用者に負担増が偏るような指摘に対してはどのように説明するのか伺います。燃料の調達について伺います。世界情勢や為替による影響は入札不調にもつながりかねませんが、状況を伺います。調達金額の推移についても伺います。人材確保についてです。市バスには市民の足としての役割があり、時には路線の新設や延長を求められることもあります。しかしながら、現状は路線を維持することも簡単ではないと思われます。自動運転の取組も進められてはいますが、それが日常となるにはまだまだ時間がかかります。運転手の確保は重要ですが、取組を伺います。民間や他自治体との競争もあり得ると考えますが、本市の強みについても伺います。処遇改善ももちろんですが、働く環境を向上させる取組も必要と考えます。昨今の猛暑、酷暑への対応として試験的にバス車両のガラスに遮熱フィルムを貼り、暑さ対策につなげることについて考えを伺います。

以上で質問は終わりますが、答弁によっては再質問させていただきます。(拍手)

○議長 原 典之 市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは私から、ただいま自民党を代表されました本間議員の御質問にお答えいたします。

特別市についての御質問でございますが、特別市制度の法制化につきましては、人口減少や担い手不足が進行する中においても、県全体の行政サービスを持続可能なものとし、将来世代に引き継いでいくために必要な制度改革であることから、今後の県政の在り方と併せて、様々な場面で議論されることには意義があるものと考えております。県全体の発展と住民福祉の向上に向けて、冷静かつ建設的な議論を進めていくため、的確なリーダーシップを発揮できる方に知事に就任いただくことが望ましいと考えており、そのような県のリーダーと十分に議論を重ねながら、特別市制度の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

行財政改革プログラムについての御質問でございますが、今後の財政運営の基本的な考え方におきましては、減債基金からの新規借入に依存しない財政運営、プライマリーバランスの安定的な黒字の確保、減債基金借入金の着実な返済を取組目標としております。また、経常収支比率や将来負担比率等の財政指標につきましては数値目標を設定しております。これらを随時確認しながら、将来にわたり必要な行政サービスを安定的に提供してまいります。財政構造の改善についてでございますが、他都市との比較分析はこれまでも随時行っており、都市ごとの個別の事情や本市と共通する課題など、一定程度把握しているところでございます。今後もこうした分析を継続して行い、財政構造の改善の取組に生かしてまいります。具体的な目標設定についてでございますが、行財政改革第4期プログラムでは、金の経営資源の確保につながる項目について、可能な限り具体的な数値目標を掲げるとともに、今後の財政運営の基本的な考え方を行財政改革プログラムの一部として位置づけ、財政運営の目標としているところでございます。今後も、市民の皆様に分かりやすい形で成果をお示ししながら、着実に取組を推進してまいります。

令和8年熊本地震に伴う大型商業施設における爆発事故についての御質問でございますが、当該爆発事故につきましては、経済産業省から委託を受け設置された事故調査委員会のほか、大型商業施設側が設置した事故調査委員会により原因究明と再発防止策の検討が進められており、こうした分析や検証で得られる避難時の視点は公共施設においても重要なものと考えておりますので、報告結果を注視し、本市が管理する施設における災害対応マニュアル等の見直しなど、必要な対策について検討してまいります。

重点支援地方交付金についての御質問でございますが、予算執行において不用額が見込まれる場合には、他の物価高騰対策事業等に有効活用できるよう、実施計画の変更の可否や手続等について国に確認した上で、不用額の規模や市内の社会経済情勢、年度内の事業執行の可否等を勘案しながら、今後の対応について検討してまいります。

オンライン診療についての御質問でございますが、オンライン診療につきましては、感染症対策に加え、通院に伴う患者負担の軽減等のほか、災害時における医療需要への対応や専門性の高い診療科への受診が可能となるなど、医療資源の柔軟な活用が図られる利点がございます。一方、対面診療については、より正確な診断が可能で、患者の安心感につながるなどの利点がありますことから、患者の状況や医師の判断に応じて双方の適切な選択と組合せによる診療を推進していくことが望ましいものと認識しております。新たな地域医療構想に係る国のガイドラインを踏まえ、本市におきましても、今後需要の増加が見込まれる在宅医療の効率的な提供体制の構築に資するものと考えられることから、引き続き、オンライン診療の活用について、関係団体の御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと存じます。

災害時における廃棄物等の処理についての御質問でございますが、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理は、被災された方々の生活環境の保全や早期の生活再建、さらには、地域の復旧・復興を進める上で極めて重要な取組であると認識しております。また、高齢化の進展や地域を取り巻く状況の変化を踏まえ、災害時における廃棄物の搬出や処理につきましては、行政のみならず、地域、関係団体、民間事業者など、多様な主体が連携して対応することが重要であると考えております。今後につきましては、災害時における廃棄物処理の実効性をより一層高めていく必要があることから、適正な分別品目などの検証を

行うため、仮保管場所の設置訓練等の実施について検討してまいります。

除染物の処分についての御質問でございますが、本市の除染物の処分先につきましては、法令に基づく産業廃棄物の処理であったことから、私まで報告は上がってはおりませんでした。

川崎市水道条例の改正についての御質問でございますが、水道事業においては、これまで浄水場の統廃合など経営の効率化を図り、可能な限り低廉な料金を維持してきたところでございますが、昨今、物価、金利等が高騰する中、今後も、管路、施設の更新、耐震化を着実に推進していくためには、時期を逸せず、料金の改定を行う必要がございます。市民の皆様の負担をなるべく軽減させる措置は講じたものの、一定の負担をお願いすることにはなりますが、市民の安全・安心を守るべく、生活に欠かすことのできないライフラインを維持していくためのものでございますので、御理解をいただけるよう丁寧に説明してまいりたいと考えております。次に、市民負担の軽減に向けた要望への対応についてでございますが、このたびの要望は、4会派ともに、料金改定に一定の御理解をいただいた上で、いかにして市民負担の軽減を図るかを内容とするものであり、私の考えと一致する点があることから、上下水道局ほか関係局に検討を指示したところでございます。以上でございます。

○議長 原 典之 教育長。

〔教育長 落合 隆登壇〕

○教育長 落合 隆 初めに、県立特別支援学校についての御質問でございますが、県立特別支援学校における各種支援につきましては、日頃から県教育委員会と密に情報共有を行っているところでございますが、特別支援学校に通う子どもたちが、居住地域や通学する学校の違いにかかわらず、安心して学校生活を送ることができる環境を整えることは重要であると認識しておりますので、引き続き、県教育委員会と連携しながら、子どもたちの教育環境の充実に努めてまいります。

次に、不祥事防止等についての御質問でございますが、初めに、再発防止策につきましては、臨時合同校長会議等、あらゆる機会を通じ、危機感、緊張感を持って、全力を挙げて不祥事防止に取り組むよう改めて指示しており、今年度においては、児童生徒性暴力等が疑われる場合の初動対応方針を策定するとともに、事務局の管理職等が全校を訪問し、不祥事防止に向けた働きかけを行っているところでございます。また、事務局内の組織体制につきましては、令和6年度には職員部に予防監察・相談調整担当、令和8年度には教職員人事課に調査担当、指導課に調査・支援担当を設置し、未然防止や早期対応に向けて強化を図っているところでございます。しかしながら、不祥事の発生が依然として続いていることを重く受け止めており、現状や課題を踏まえ、今後も、必要な対策や体制整備など、継続的に取り組んでまいります。次に、不祥事につきましては、発生した際の厳正な対応はもとより、不祥事そのものを未然に防ぐ仕組みづくりが重要であると考えております。これまでも、服務規律の徹底や研修の充実に加え、相談しやすい職場環境づくりや組織体制の整備などに取り組んできたところでございますが、今後、外部有識者による川崎市児童生徒性暴力等防止対策委員会での議論も注視しつつ、他都市の事例も参考としながら、物理的な予防策や相談体制、個人情報管理の在り方など、多角的な視点から未然防止に向けて実効性のある対策を講じ、子どもたちが安心して学べる教育環境を確保するとと

もに、保護者や市民からの信頼回復に向けて、全力で取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 池之上健一登壇〕

○上下水道事業管理者 池之上健一 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎市水道条例の改正についての御質問でございますが、初めに、料金改定率についてでございますが、上下水道事業経営審議委員会からの答申の36%、答申を踏まえた本市の方向性の20%台前半、このたびの議案による22%と激変緩和措置の11%として都度公表したことにつきましては、検討の節目において最新の状況をお示しすることを重視したことによるものでございます。次に、料金改定率の検討状況についてでございますが、本年5月の環境委員会では、令和7年度決算見込みを反映できる段階ではなく、財政収支の先行きが不透明な状況であったことから、市民負担の軽減策をお示しすることができず、答申の内容を踏まえた20%台前半の改定率の報告としたところでございます。次に、今後の料金改定の見込みにつきましては、昨今の事業環境は変化が著しいことから、次期上下水道事業中期計画の見直しのタイミングなどを捉え、料金改定の必要性を検証してまいりたいと考えております。次に、負担軽減の対象となる世帯についてでございますが、一般家庭で用いられる口径13ミリメートルから25ミリメートルまでの水道メーターにおいて、3人世帯の月の平均的な使用水量である21立方メートル以上の使用水量帯では、世帯人数にかかわらず、改定率は低くなるところでございます。次に、口径40ミリメートル以上の水道メーターを使用する事業者につきましては、特段の負担軽減はないところでございます。また、口径25ミリメートル以下の水道メーターにおいては、料金単価の設定により、改定率を抑制したことから、軽減措置を受けるための資格、申請手続は必要のないところでございます。

次に、水道料金の値上げを知っている市民等の割合についてでございますが、各種イベントブースでの水道料金等に関するシールアンケートでは、水道料金の改定を検討していることを知っていると回答した方の割合は2割程度となっております。アンケートに御協力をいただいた方からは、八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえると一定の値上げはやむを得ないと思う、施設の更新、耐震化が水道料金で賄われているとは知らなかったが、大切な財源だということが分かったといった料金改定の必要性に理解を示す御意見を聴取するとともに、町内会や各種業界団体に実施している説明会におきましても、料金改定に肯定的な御意見をいただいたところでございます。次に、健康福祉局との連携につきましては、社会福祉施設や病院を運営する事業者で構成する団体などに対し、同局からの紹介を通じ説明に伺うとともに、料金改定に関する広報動画を作成し、同局を通じて事業者や法人等に周知を行い、理解醸成に努めているところでございます。次に、周知広報についてでございますが、その強化に当たりましては、本市の水道が低廉な料金であり、耐震化が進んでいることや水道サービスを将来にわたり維持していくための取組などについて、様々な媒体を活用しながら、より分かりやすく伝わるものとなるよう内容の充実を図り、水道事業への理解促進を図ってまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 総務企画局長。

〔総務企画局長 宮崎伸哉登壇〕

○総務企画局長 宮崎伸哉 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

県からの権限移譲についての御質問でございますが、本市では、権限、財源、責任を一体的に持つ特別市制度を早期に実現することが重要と考えておりますが、それまでの期間におきましても、市民サービス向上につながる権限移譲を積極的に推進することが重要であると認識しております。そのため、これまでも国の提案募集方式の活用のほか、川崎市神奈川県調整会議を踏まえ、令和7年度から高圧ガス保安法に基づく権限の移譲を受けるなど、県との協議による権限移譲にも積極的に取り組んできているところでございます。今後も、市民サービス向上の観点などから総合的な検討を行い、国への提案や県との必要な協議等を進めてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 財政局長。

〔財政局長 井口拓也登壇〕

○財政局長 井口拓也 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、行財政運営等についての御質問でございますが、令和7年度決算につきましては、予算に対して、個人市民税等の市税や株式等譲渡所得割交付金等の交付金などの歳入が増となったほか、保育所の利用児童数等が見込みを下回ったことに伴う歳出の減などにより、実質収支が昨年度より増となったものでございます。令和9年度の予算編成に当たりましては、物価の高騰や賃金、金利の上昇、さらには、中東をはじめとした世界情勢の影響など、先行きが不透明な財政環境が続くことが見込まれていることから、こうした状況もしっかりと踏まえた上で予算編成を行う必要があるものと考えております。また、令和7年度におきましては、市民の安全・安心な暮らしを守る取組に重点的に対応いたしました。防災・減災、暑熱、防犯などの安全対策では、携帯トイレの備蓄や市立学校の体育館等への空調設備の整備、平瀬川・多摩川合流部における治水対策、安定給水の確保、下水道における地震対策、浸水対策などを着実に進めました。また、安心して子どもを産み育てられる環境づくりでは、妊婦健康診査の助成額を拡充した上で、補助券方式から受診券方式に変更し、妊婦の支援の充実に取り組んだほか、子ども・子育て施策におけるデジタル化の推進に取り組み、かわさき子育てアプリ「すくすく」や一時保育システムの構築、乳幼児健診のDX化など、市民の皆様の利便性及び本市の事務効率の向上に取り組んだところでございます。

次に、ふるさと納税についての御質問でございますが、令和7年度のふるさと納税による市税減収額は156億円でございますが、令和8年度は170億円となることを見込まれ、減収は年々拡大しております。現行のふるさと納税制度が継続する限り、本市の減収額の拡大の傾向は続くものと認識しておりますことから、国に対しましては、引き続き制度本来の趣旨に沿った見直しについて要請活動を行っているところでございます。こうした中におきましても、寄附受入額の拡大の取組を進めてまいりました。令和7年度の具体的な取組といたしましては、返礼品のさらなる拡充と寄附者の目に留まるような広報に積極的かつ戦略的に取り組んできたことにより、トイレットペーパーや洗剤等の日用品のほか、電子レンジや冷蔵庫等の日常使いできる電化製品等の返礼品が選ばれ、43億円の寄附受入額を達成したのと考えております。令和8年度におきましては、目標額を55億円としておりますが、新たな返礼品の開発や多くの方に共感いただけるようなクラウドファンディングの実施など、本市の魅力を効果的に発信できるよう関係局と連携しながら取り組んでま

います。

次に、随意契約についての御質問でございますが、地方自治法では、地方自治体の契約は一般競争入札を原則とし、特定の事業者を契約の相手方とする随意契約は、同法施行令第167条の2第1項各号に掲げる場合に限り認められる例外的な契約方法として位置づけられており、随意契約を締結する場合には、これらの規定に合致する理由が必要となります。随意契約での契約手続に当たりましては、透明性や公正性を確保するため、契約の都度各局に設置された指名選定委員会に諮り、随意契約とする適正かつ明確な理由が認められる場合に契約するものと認識しております。以上でございます。

○議長 原 典之 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎市民プラザについての御質問でございますが、新たな施設整備に向けましては、様々な機会を通じて幅広く市民意見の聴取を行うことが重要であると考えているところでございます。これまで、説明会等を通じ、利用者や地域住民、関係団体等から、新たな施設に求める役割や機能について御意見を伺ってまいりましたが、主なものといたしましては、イベント等の開催による交流の場、子どもの遊び場、地域防災力の確保等を求める声が寄せられているところでございます。引き続きオープンハウス型説明会などを開催しながら、多様な意見の把握に努めてまいります。施設全体の利用状況につきましては、令和7年度は約28万2,000人の利用があり、内訳といたしましては、体育施設が約16万6,000人、文化施設が約9万3,000人、ふれあい施設が約1万3,000人、その他の施設が約1万1,000人であり、貸館施設の利用率は30.3%となっております。また、茶室につきましては、令和元年度の利用人数が約2,800人、利用率が27.9%であるのに対し、令和7年度は約3,000人、37.6%とそれぞれ上昇しておりまして、その要因は茶道の新規講座の開設等の効果によるものと考えております。

新たな施設の整備の方向性につきましては、令和7年11月に公表した川崎市民プラザ現施設の利用終了に伴う新たな施設整備についての基本的な考え方の中で、市民プラザがこれまで果たしてきた役割、機能に加え、近隣公共施設や地域の状況などを考慮しながら、時代状況に即した社会課題に柔軟に対応するとともに、合理化、最適化の観点を踏まえた適正な規模、機能を備えた新たな施設整備について検討を行うこととしております。今後引き続き、丁寧な意見聴取を行いながら、新たな施設の機能や整備内容等の整理を行うとともに、基本構想案の取りまとめに向けた検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 経済労働局長。

〔経済労働局長 田邊 聡登壇〕

○経済労働局長 田邊 聡 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、プレミアムデジタル商品券事業についての御質問でございますが、本年6月15日に終了いたしました一次販売における申込人数は17万4,970人、総申込口数は319万6,872口、購入人数は16万1,164人、総発行口数400万口に対して購入口数は295万8,364口でございまして、総発行口数に対する購入口数の割合は約74%でございました。本事業は、令和6年度に実施した前回事業で申込口数が総発行口数を上回った状況を踏まえ、より多くの市民の皆様に御利用いただけるよう総発行口数を大幅に増やして実施しているところでござ

ございます。また、商品券が店舗で利用され始めてから本事業を認知される方も一定数見込まれること等を踏まえ、当初より二次販売も含めた完売を見据えながら事業設計したところでございまして、一次販売の結果につきましてはおおむね想定どおりであったものと認識しております。二次販売におきましては、市政だよりやホームページ、駅貼り広告、SNS広告、公共施設における周知に加え、新たにスーパーマーケットやドラッグストア等の利用店舗での周知を実施するなど、広報の強化に取り組むとともに、より多くの市民の皆様の商品券が行き渡るよう、一次販売で購入されていない方を優先して当選者を決定する予定でございまして、一次販売の申込状況や過去の販売実績等を踏まえましてとおおむね完売できるものと見込んでおります。

利用期間につきましては、市民消費が活発となる年末まで御利用いただけるよう、6月29日から12月25日までとしており、また、より多くの市民の皆様にご購入機会を確保する観点から、購入期間につきましても利用期間最終日の前日までとしているところでございます。利用期間及び購入期間を市民の皆様にご正しくお伝えすることが重要であり、あらかじめ利用期間について御理解いただいた上で御購入いただけるよう制度周知に引き続き努めてまいります。また、利用期間終了後に、利用実績の集計や効果検証、事業報告書の作成、精算事務などを行い、今年度末までに事業を適切に完了することが必要であることから、期間の延長は考えてございません。市民の皆様から寄せられた御意見につきましては、9月2日時点で約8,800件の問合せをコールセンターにいただいております。主な内容といたしましては、商品券の申込方法や当選後の購入方法、利用方法のほか、利用可能店舗に関するお問合せなどがございます。こうした状況を踏まえ、市民の皆様から高い関心をいただいているものと考えておりますが、利用方法等に関するお問合せも多いことから、デジタルに不慣れな方への支援が重要であると認識しております。このため、引き続き、市内施設等におけるサポートブースの設置やコールセンターでの相談対応を行うこと等により、丁寧な御案内に努めてまいります。

商品券の未利用につきましては、過去の事業において、利用期間にかかわらず、利用されなかった方が一定数いた状況等を踏まえ、未利用の防止に向けましては、利用促進の周知の強化が大切であると認識しているところでございます。具体的には、未利用者へのアプリ上の通知、利用を促すメール配信を行うほか、SNS、ホームページ、利用店舗でのポスター掲出などに引き続き取り組んでまいります。期限までに利用されなかった未利用分の取扱いにつきましては、未利用の状況等を踏まえ、関係局と調整してまいります。

次に、観光振興におけるデジタルを活用した情報発信についての御質問でございますが、グーグルマップを活用した情報発信事業実施の背景等につきましては、市内の外国人宿泊客数が増加する中、過去に実施した外国人動態分析調査におきまして、訪日外国人の約8割が川崎区及び幸区を訪問している一方、市内に宿泊していても市内飲食店等の利用が少ない状況を把握したところでございます。また、旅行事業者から、多くの訪日外国人が飲食店を選ぶ際の重要な判断材料としてグーグルマップを利用しているとの知見を得たところでございます。こうした状況を踏まえ、市内飲食店の利用促進及び市内消費の拡大を図ることを目的として、市内で最も訪日外国人の来訪が多い川崎駅周辺エリアにおいて、令和7年度からグーグルマップを活用した飲食店の情報発信支援を実施したところでございます。対象店舗の選定につきましては、川崎駅周辺の商店街等に事業説明を行い、店舗情

報を収集するとともに、グーグルマップを活用した情報発信の取組状況や多言語対応の状況等を踏まえ、支援店舗の候補リストを作成し、115店舗に対して直接説明を行い、事業への参画意向のあった53店舗を選定したものでございます。本事業につきましては、本市と市観光協会が事業実施主体となり、グーグルマップ上の店舗情報の整備や情報発信支援に知見を有する専門事業者へ委託しておりまして、3者で連携し事業を進めたところでございます。支援内容といたしましては、グーグルマップ上の店舗情報の運用ノウハウ等に関するセミナーの開催に加え、各店舗の登録作業、記事の投稿や写真掲載、口コミへの対応など、店舗の状況に応じた伴走型の支援を実施したものでございます。事業費といたしましては、本市から観光協会へのインバウンド受入環境整備負担金1,200万円の一部を充当したものでございます。効果検証につきましては、支援対象53店舗のうち39店舗が登録した委託事業者のシステムを用いて分析を実施したところでございます。その結果、店舗情報の閲覧数につきましては、店舗当たり月平均1万3,216件から1万3,715件の4%増、予約数につきましては1.4件から3.4件の2.4倍に増加したところでございます。これらの効果検証の結果を踏まえ、本事業は、訪日外国人の誘客や市内消費の拡大に資する取組であると考えておりまして、今年度から土産物をはじめとする物販店や観光施設などに対象を拡大したところでございます。今後につきましては、さらなる事業効果の検証を行うとともに、他のエリアへの展開の可能性について検討し、訪日外国人をはじめとする来訪者の誘客及び市内消費の拡大につながるよう取組を推進してまいりたいと存じます。

次に、市制記念多摩川花火大会における運営経費の確保についての御質問でございますが、本花火大会は、本市、市観光協会及び高津観光協会が主催しており、主な収入としては、本市負担金、企業協賛金及び有料協賛席の販売収入で構成されているところでございます。近年の社会経済環境の変化等から運営経費が年々増加傾向にあることを踏まえ、その確保に向けましては、企業協賛金及び有料協賛席の販売収入の拡大等に努めているところでございます。企業協賛につきましては、市内企業の皆様を中心に積極的な広報に努め、近年は順調に協賛金の実績を伸ばしているところでございます。有料協賛席につきましては、過去の販売実績を分析し、ニーズの高い席種の設置数を増やすことで、多くの方にお楽しみ、御協賛いただけるように改善しております。さらに、本市では、花火大会の持続的な開催に向けて、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングに取り組んでおり、居住地を問わず、当日の花火プログラムの中でメッセージを読み上げて花火を打ち上げるなどの特典を御用意するとともに、総務省の地場産品基準を踏まえ、市外在住者の方には、市内の銘菓や工芸品などのかわさき名産品を特典に代えて返礼品としてお選びいただけるなど、創意工夫を図り、歳入確保に努めているところでございます。今後とも運営経費の確保に向けて、引き続き取り組んでまいります。

次に、都市農業施策についての御質問でございますが、都市農地の納税猶予制度は、農業者が相続や贈与で農地を引き継ぐ際に、農業を生涯継続することを条件に農地にかかる相続税等の納税が猶予される制度でございます。農機具を保管する倉庫等及びその用地につきましては本制度の対象外となっておりますが、農業活動を行う上で欠くことができず、農地と一体不可分であることから、本制度の対象に含める必要があると考え、国への要望を行ったところでございます。市街化区域等の宅地にある農業用倉庫等の固定資産税等の負担軽減につきましては、J Aセレサ川崎と連携し、当該倉庫等の設置状況を調査すると

ともに、農業者の負担感を把握し、対応を検討してまいります。

次に、貨物自動車運送事業法の改正についての御質問でございますが、貨物自動車運送事業は市民生活や経済活動を支える重要な社会インフラである一方で、国の調査結果から、他の業種と比較して価格転嫁が十分に進んでいない状況にあると認識しております。こうした状況を踏まえ、国は同法を改正し、燃料費や人件費などの費用を的確に反映した適正原価の告示や、荷主、元請事業者も含めた取引環境の整備など、適正な運賃収受と価格転嫁を促進するための環境整備を進めているところでございます。この法改正により、貨物自動車運送事業者の経営安定化や担い手不足の改善、さらには、持続可能な物流体制の確保につながる効果が期待されるところでございまして、本市といたしましても、経済団体等を通じた制度の周知を行うなど、市内貨物自動車運送事業者の円滑な価格転嫁に向けた支援を行ってまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 環境局長。

〔環境局長 中山健一登壇〕

○環境局長 中山健一 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

クビアカツヤカミキリについての御質問でございますが、これまでの経緯等につきましては、本年6月、宮前区菅生緑地において、市内で初めて特定外来生物であるクビアカツヤカミキリが確認されたことから、菅生緑地内の桜について、被害拡大を防ぐため薬剤散布を実施してまいりました。また、菅生緑地から半径2キロメートル圏内を重点的に、各局区が所管する桜や梅等の被害の有無を調査するとともに、果樹園等には現地確認や農業者へのヒアリングを実施いたしました。あわせて、夏休み期間に間に合うように全ての市立小学校にチラシを配付するなど、広く市民から情報を募集したところ、8月末までに菅生緑地周辺において12匹の成虫を確認したところでございます。市内の桜、梅等の本数につきましては、各局区が所管する樹木は約2万本となっております。一方、個人宅等の民有地につきましては、全数把握が困難なことから、市民からの被害等に関する早期の情報提供が重要になるものと考えております。クビアカツヤカミキリは、食害によって桜や梅等を弱らせ、枯死させてしまうことがあり、果樹園や桜並木、公園樹木等への影響に加え、倒木リスクなど、市民生活のほか事業活動への影響も懸念されることから、早期発見、早期対応が重要なものと認識しております。

市民への周知等につきましては、ホームページやSNS、デジタルサイネージ、公園等へのチラシの掲示などにより、広報を行っているところでございます。市民からの情報提供につきましては、専用フォームやメール、電話により受け付けているほか、スマートフォン等を活用した手法の導入などにより、広く情報を収集しているところでございます。国や県、近隣自治体との連携につきましてはクビアカツヤカミキリの防除において重要なものと考えており、これまでも発生状況などの情報を共有しておりますので、引き続き密に連携してまいります。防除計画などにつきましては、既に対策を進めている自治体の知見を活用しながら、被害拡大防止を目標として計画的に取り組んでまいります。専門家等との連携につきましては、クビアカツヤカミキリや樹木管理に関する専門家の知見を踏まえ、効果的な防除手法の検討や被害状況の分析を進め、被害が広がらないよう取り組む必要があると考えております。個人の庭木や果樹園等、民有地への支援につきましては、被害確認時の相談や防除方法の情報提供を行うとともに、他都市の事例を参考に、国の助成

制度を活用した支援方法について検討してまいります。クビアカツヤカミキリの防除につきましては、全庁的な情報集約や関係機関との調整のほか、統一的な対応については環境局が担っているところでございます。今後とも、早期発見、早期防除と継続的な取組が極めて重要であることから、国、県、近隣自治体、専門家等と連携しながら、全庁を挙げて被害の拡大防止に取り組んでまいります。

次に、災害時における廃棄物等の処理についての御質問でございますが、災害廃棄物の迅速な処理のためには、一次仮保管場所を円滑に開設し、被災した方の状況に寄り添いながら、適切に運営することが重要であると認識しております。本市では、災害廃棄物等処理実施計画において、街区公園等を一次仮保管場所として活用することとしており、平時から候補地の分別保管レイアウト、車両動線、運営方法などについて検討を進めているところでございます。実際に災害が発生した際には、災害の種類や被災状況、車両動線、他の防災用途としての利用状況、周辺の被害状況などを総合的に勘案し、仮保管場所の開設を判断する必要があるものと考えております。災害廃棄物の搬出につきましては、高齢者や障害のある方など、自力で災害廃棄物を運ぶことが困難な方への支援は重要でございますが、特に大規模災害時には膨大な災害廃棄物が発生し、行政のみで対応するには限界があるものと考えております。そのため、災害時においても支援を必要とする方が取り残されないよう、市民、地域、行政による自助、共助、公助が一体となった、より効果的な仕組みについて他都市の取組などを参考にに取り組んでまいります。本市の災害廃棄物等処理実施計画におきましては、災害廃棄物の収集運搬や中間処理、仮保管場所の運営管理等において、民間事業者を活用しながら処理を進めることとしております。また、発災時の対応をより実効性のあるものとするため、災害廃棄物の収集運搬や処理体制等について、継続的に関係団体との協議を進めているところでございます。今後につきましては、連携内容の具体化を図るとともに、災害廃棄物等処理実施計画へ位置づけることについて協議検討してまいります。

次に、太陽光パネルのリサイクルについての御質問でございますが、今年度公布された法令におきましては、リサイクルを実施する義務は事業用太陽電池を多量に廃棄する者に限定されており、また、リサイクル費用が埋立費用に比べて高額になるという制度面や経済面の課題がございます。このため、本市といたしましては、リサイクルの促進に向けた制度の充実や事業者等の負担軽減につながる支援策について国へ要望してまいります。また、市民や事業者の皆様による適正なリサイクルが促進されるよう、周知啓発等に取り組んでまいります。公共施設に設置した太陽光発電設備につきましては、リサイクルを行うよう対応してまいります。

次に、ペロブスカイト太陽電池の導入支援についての御質問でございますが、当該導入支援事業につきましては、メーカーに対して情報収集を行う中で、需要に対して供給量が不足し、本市への供給が困難であるとの回答があったことから、これまで応募していないものでございます。ペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池は、軽量かつ柔軟で、耐荷重性の低い屋根や壁面等への設置の可能性を有している一方で、コストが割高で、導入事例の蓄積を踏まえて評価していく必要があります。社会実装に向けては国等の導入支援で需要の創出を推進していくことが重要だと考えております。今後の事業活用につきましては、次世代型太陽電池によって新たな導入ポテンシャルを生み出すことを期待しており、

特徴を生かした公共施設への導入を検討し、国や事業者と意見交換しながら、導入支援事業の活用について検討してまいります。

次に、除染物の処分についての御質問でございますが、本市の除染物につきましては、産業廃棄物として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処理を行ったものと考えておりますが、結果として福島県内で処分されたことは、県民の皆様のお気持ちを思うと大変残念に思っているところでございます。除染物の処分先につきましては、一般競争入札において、所在地を制限するような条件などを設けることは公正かつ自由な競争を妨げる要因となる可能性が高いことから、難しかったものと考えております。当該除染物の処理につきましては、法令に基づき適正に実施したことから、処分後の議会報告は要しないものと認識していたところでございます。また、当該除染物につきましては、産業廃棄物として適正に処理を行うという考えに基づき、一般競争入札を実施したことから、処分先を検討するに至らなかったものでございます。以上でございます。

○議長 原 典之 本間議員に申し上げます。ここで休憩をお諮りいたしたいと思っておりますので、御了承を願います。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時0分休憩

午後1時0分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも56人」と報告〕

○副議長 堀添 健 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、自民党の代表質問に対する答弁を願います。健康福祉局長。

〔健康福祉局長 鹿島 智登壇〕

○健康福祉局長 鹿島 智 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、更生保護の取組についての御質問でございますが、本年12月に施行される改正保護司法におきましては、保護司の適任者確保に向けて、保護観察所が関係機関と連携しながら主体的に取り組むこととされたほか、保護司の活動環境の改善や安全確保、更生保護活動に対する地方公共団体の努力義務などが規定されたところでございます。本市におきましては、これまで、保護司を講師とした市民向け研修会の開催や本市職員退職セミナー等を活用した保護司活動の周知広報に取り組むとともに、保護司会等の更生保護関係団体に対する支援のほか、保護司の活動拠点となる更生保護サポートセンターの設置、福祉パルや一部のいきいの家等、福祉施設における保護観察対象者との面接場所の確保など、活動環境の整備を図り、関係機関と連携しながら、様々な取組による保護司の担い手確保に努めてまいりました。また、令和11年度までを計画期間とした第2期川崎市再犯防止推進計画に基づき、川崎市再犯防止推進会議を通じて、保護司会や更生保護女性会など民間協力団体や横浜保護観察所、刑務所、法務省等との連携体制の構築を図り、更生保護のネットワークづくりに取り組んでいるところでございます。今後につきましても、こうした取組を行うために必要な予算の確保に努め、保護司会等からの御意見なども伺いながら、

更生保護に資する取組の充実を図ってまいりたいと存じます。

次に、敬老祝事業についての御質問でございますが、祝い品贈呈に関する契約につきましては、祝い品について川崎市の物産や関連製品を活用することにより、本市経済の活性化に貢献するため、本市商工業商品を取りまとめることのできる唯一の団体に委託することを局業者指名選定委員会にて決定し、実施しているところでございます。今後につきましては、祝い品の種目や仕様等を見直すことで他社が参入できる契約方法を検討し、競争入札等に変更してまいります。また、事業の見直しに当たっては、その必要性を改めて精査するとともに、アンケート結果や他都市調査を基本として、高齢者関係団体等からの御意見を丁寧に聞き取り、持続可能な事業となるよう実施時期や内容について検討してまいりたいと考えております。

次に、頼れる身寄りがいない高齢者等への対応についての御質問でございますが、本市社会福祉協議会が実施する未来あんしんサポート事業につきましては、本人の逝去後に、各種届出等の死後事務とともに、生前に希望した葬儀、埋葬の実施や公正証書遺言に基づく遺言執行等の支援を行う費用として、契約時に一定額の預託金が必要となることから、当該費用の用意が難しく、契約に至らない事例も一定数あると伺っております。また、同様のサービスを提供する民間の終身サポート事業者もございますが、利用料が高額であることから、サービスの利用が困難な方につきましては、ケアマネジャーや地域包括支援センター等がやむを得ず対応されている状況もあるものと認識しております。今般の社会福祉法の改正により創設された福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業は、高額な費用負担が難しい人に対して、無料、低額で支援を提供するものとされております。今後、国から示される予定となっている実施基準やガイドライン等を踏まえ、本市としての実施体制等を検討していく中で、未来あんしんサポート事業等の現在実施している事業との関係性につきましても、併せて整理してまいりたいと考えております。今後、急速な高齢化に伴い、本市においても頼れる身寄りがいない高齢者が増加していくことが見込まれることから、公的な支援に加え、民間サービスを含めた多様な選択肢の中から、必要な支援を安心して選択、利用できる環境を整備することが大切になるものと考えております。このため、民間事業者と連携した取組についても国や他自治体の動向も踏まえながら検討を進め、公的な支援と民間サービスを組み合わせることにより、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実に努めてまいります。

次に、オンライン診療についての御質問でございますが、これまでの間、本市におきましては、医療関係団体と共に地域医療DXに係る説明会へ参加し、他市町村におけるオンライン診療への取組事例を学ぶなど、より具体的かつ実際の運用に即した情報の共有等を行ってきたところでございます。これらの知見を基に、オンライン診療及び対面診療双方の利点を整理し、両者を組み合わせた効果的な医療提供体制の在り方について共有することができたことから、今後も継続的に議論を行っていく必要性を認識したところでございます。

次に、実際にオンライン診療を行っている市内の医療機関の届出数につきましては、令和8年8月末時点で、川崎区1か所、中原区3か所、高津区2か所の計6か所の診療所となっております。引き続き、年度末にかけて届出を受け付けることとなっております。なお、診療科別の件数については、届出事項ではないため、把握することができません。

市内の診療件数及び利用状況につきましては、厚生労働省が公開している令和6年度の診療報酬明細書情報によりますと、オンライン診療に係る初診料及び再診料の算定回数は7,455回となっております。

次に、高齢者外出支援乗車事業についての御質問でございますが、本事業の令和8年度予算額につきましては24億2,606万2,000円でございます。主な事業費としましては、扶助費20億6,968万9,000円、委託料2億5,443万7,000円でございます。利用者につきましては、令和7年度末の高齢者特別乗車証登録者数13万9,689人でございます。このうち、高齢者特別乗車証の利用人数8万6,441人、高齢者フリーパス3万7,650人でして、高齢化の進展等に伴い増加傾向となっております。市バス料金改定における本事業の取扱いにつきましては、事業費において、乗車料金の値上げに対応し、市負担分を増額する必要があることに加え、高齢者特別乗車証の利用者につきましては負担が増加するものと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、待機児童対策に関する連携協定についての御質問でございますが、横浜市との待機児童対策に関する連携協定につきましては、両市が課題や取組内容を共有し、待機児童対策を共同して推進することを目的として、平成26年10月に締結したものでございます。一方、東京都の隣接自治体につきましては、協定締結当時、横浜市との市境地域に比べ、保育需要を相互に補完するための共同した取組を直ちに進める状況にはなかったことから、同様の連携協定の締結は行わなかったものでございます。本協定に基づく取組の一つである川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用につきましては、市境周辺における保護者の選択肢を広げ、両市の保育需要を相互に補完する取組として実施してまいりました。その後、対象施設の認可保育所や小規模保育事業への移行、保育所等の新規整備による受入枠の拡充などが進んだことから、相互利用者数は、平成28年4月の84人から、令和8年4月には13人となっておりますが、横浜市との相互利用は、保育需要が特に高かった時期に、市境を越えて既存の保育資源を有効活用し、利用者の選択肢を拡大するなど、保育受入枠の確保に一定の効果があったものと考えております。東京都の隣接自治体との広域保育連携につきましては、本市の保育需要や市境を越えた施設利用の状況、保護者の通勤動線等を踏まえ、必要に応じて隣接自治体との情報共有を行うとともに、広域的な連携の必要性や有効性について検討してまいります。

次に、登録一時保護委託者についての御質問でございますが、登録基準につきましては、一時保護を適正に行うことができる者として内閣府令で定められた乳児院や障害児入所施設、医療機関等を除いた一時保護委託を受ける者を対象として、内閣府令の基準を基に、各自治体の条例で定めることとされており、主な内容といたしましては、児童の権利の制限の禁止、虐待等の禁止、児童対象性暴力等の防止等、児童の権利擁護、設備の基準、秘密保持等について定めるものでございます。緊急一時保護委託の基準につきましては、児童相談所長等は、自ら一時保護を行うことができず、かつ登録一時保護委託者等に一時保護の委託をすることができない場合であって、直ちに一時保護を行うことが必要な児童等があるときは、2週間以内に限り、登録一時保護委託者の欠格事由に該当しないこと等の

内閣府令で定める事項を確認した上で、緊急一時保護委託ができることと児童福祉法で定められているところでございます。一時保護につきましては、御指摘のような事案が発生することのないよう、登録一時保護委託者の登録制度を適正に運用していくことにより、やむを得ず、乳児院等以外の施設に委託を行う場合においても、質の担保を図ってまいります。一時保護を必要とする児童については、本市が責任を持って保護を行う必要があるものと認識しており、一時保護施設での保護に加え、新生児や乳児、重度の障害児や医療的なケアを要する児童等については、乳児院等に一時保護委託を行うなど、国のガイドライン等に基づき、児童の状況に応じた方針を決定してきたところでございます。引き続き、一時保護を適正に実施してまいります。一時保護が必要な全ての児童を本市の一時保護施設で受け入れるために要する職員数等につきましては、一時保護件数が年度によって変動することに加え、医療的なケアを要する児童等、一時保護施設において保護を行うことが児童にとって望ましくないケースもあることから、一概にお示しすることはできませんが、施設の定員超過の解消や生活環境の改善は重要な課題であると認識しているところでございます。本市では中部児童相談所一時保護施設の新築整備を行い、昨年7月から供用を開始したところであり、今後につきましても、定員超過の解消に向けた取組を進めるとともに、一時保護の質の向上を図り、一時保護体制の確保に努めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 定山武史登壇〕

○まちづくり局長 定山武史 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

屋外広告物についての御質問でございますが、建築基準法では、防火地域内にある屋外広告物で、建築物の屋上に設けるものまたは高さが3メートルを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造らなければならないなどと規定されております。一方で、建築確認申請が必要な屋外広告物は高さ4メートルを超えるものとされていることから、3メートルを超える申請が不要な屋外広告物については、法令の基準に適合していない可能性があることは認識しているところでございます。次に、調査につきましては、目視等による外観調査だけでは不燃材料の使用状況は把握できないため、調査の実施方法について、屋外広告物条例の所管部署と連携して検討してまいります。次に、屋外広告物における不燃材料の使用に関する取組につきましては、他都市の先行事例を参考にしながら、条例の申請時に建築基準法令への適合が図られるよう、条例所管部署と連携して検討してまいります。次に、建築基準の遵守に対する周知啓発につきましては、屋外広告物の申請者に対し、条例所管部署において広告物設置に関する案内文を令和8年4月から配付し、法令遵守を促しているところでございます。次に、国への要望につきましては、これまでも、国から自治体や屋外広告物関係団体に対し、屋外広告物の建築基準法令への適合等についての注意喚起の文書が出されておりますので、引き続き国の動向を注視するとともに、他都市等と意見交換をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、有馬川・久末地区の浸水対策についての御質問でございますが、浸水対策につ

きましては、昨年度に取りまとめたフラップゲートの設置などの対策について、整備に向けた調整を関係部署と行うとともに、本年7月に住民説明会を行い、地域の皆様の御意見を伺いながら進めているところでございます。浸水の要因につきましては、有馬川の水位上昇に伴い、水路から溢水したことが主な要因の一つであると考えており、フラップゲートを設置することで、有馬川から水路への流入を防ぐことが可能となるとともに、水路から有馬川への排水については、既存のポンプ1台から移動式ポンプ2台の計3台に増設し、排水能力は毎時約200立方メートルから約500立方メートルに増加したことから、浸水の軽減が図られるものと考えております。次に、止水板につきましては、令和7年9月11日の大雨により、床上・床下浸水等の被害が多数発生したことを踏まえ、市民等による浸水対策を支援する一環として、本年5月から簡易型止水板の購入費用の2分の1、1件当たり上限10万円を補助する制度が開始されたことから、地域の方々へのポスティング等により、当該制度の活用について周知してまいります。次に、神奈川県が進める矢上川地下調節池事業の事業効果につきましては、Ⅰ期工事、Ⅱ期工事の完成により、有馬川の河川水位の上昇を抑制する効果が見込まれると県から伺っておりますことから、引き続き、施設整備の進捗に合わせて、県と連携しながら効果の把握を確認するとともに、情報共有に努めてまいります。次に、抜本的な浸水対策につきましては、浸水シミュレーションを行った上で検討を進め、その進捗状況を踏まえながら、令和9年度中に説明会等を実施し、地域の方々へ対策内容の周知を図ってまいります。

次に、夢見ヶ崎動物公園についての御質問でございますが、夢見ヶ崎プロジェクトにつきましては、三菱化工機株式会社や地元の子どもたち、PRアンバサダーをはじめ、本プロジェクトに関わる市民を中心に、夢見ヶ崎動物公園で発生する残渣を活用した堆肥を利用し、農作物の栽培に取り組むとともに、その農作物を用いた夢見ヶ崎プロジェクトオリジナル商品の開発、販売を進めていただいております。オリジナル商品につきましては、令和8年11月1日に開催される「Colors, Future! Summit 2026」での販売開始に向けて、現在、関係企業等と連携した商品開発が進められていると伺っております。次に、地元町内会等との連携協力につきましては、日吉商店街連合会には、平成30年度からゆめみ車マルシェを開催していただいております。今年度からは開催日を土日祝日に限定せず、通年開催とするなど、夢見ヶ崎動物公園のにぎわい創出や来園者サービスの向上に御協力いただいております。また、再整備計画の目的である多様な主体との連携によって生み出される効果を地域全体へ波及させるため、再整備計画の進捗状況や「いのちを感じる」夢見ヶ崎動物公園の実現に向け、地元町内会や商店会等と目標を共有し、取組を進めることが重要と考えており、引き続き、地域との連携・協働に取り組んでまいります。次に、プログラム、イベントの実施につきましては、夏休み期間中、ゆめみらい交流会が主催する「夏休み特別企画 自由研究」として、同交流会に参加している6団体により、7種類のイベントを実施したところでございます。今後につきましても、民間事業者等によるイベントなどのさらなる充実に向け、パークセンターの活用について周知を図るとともに、川崎市官民連携総合窓口「Kawasaki Future Co-Lab」を通じたアイデア提案などを受け付けてまいります。次に、生き物調査につきましては、夢見ヶ崎動物公園再整備計画に位置づけた「いのちを感じる」プログラムの一環として行うことで、調査の結果を経年的に記録し、生物多様性の基礎データとして活用していくことや市民が身

近な生き物への理解と関心を高めることを目的に実施したものでございます。調査結果につきましては、現在、調査協力をいただいた東京都市大学において集計作業が進められているところでございます。また、KAWASAKI NATURE LOOPグローバルプラットフォームにつきましては、企業との協働により、緑と生物多様性の評価に関する議論を中心に行うことを目的に本年7月に設置したものでございまして、都市部のモデルとなり得る持続的なモニタリング手法の検討に生かしてまいりたいと考えております。特定外来生物につきましては、今後、生息、生育が確認された場合には、関係局と連携し、適切に対応してまいります。

次に、電柱への添架広告についての御質問でございますが、占用料を一律としていない理由につきましては、地域によって道路占用による経済的効果が異なると考えられるため、商業地域に設置される場合の占用料については、特別地域として商業地域の地価等を反映した占用料を特別に定めているものでございまして、普通地域と比較しておおむね1.6倍となっております。次に、添架広告につきましては、他都市における減免措置と同様に、住所案内等の公共表示をしているものがあること、個人や中小企業の広告が多く添架されていることなどを考慮し、あらかじめ減額措置を講じた占用料を条例に定めているところでございます。次に、今後の道路占用料の改定につきましては、固定資産税評価額の評価替え及び国の占用料の改定時期に合わせて、原則3年ごとに見直しを行っており、現在、令和9年4月の改定に向けて、本市における適正な占用料について検討を行っているところでございます。

次に、首都高速道路が実施する当面の特別措置についての御質問でございますが、この特別措置につきましては、首都高速道路の料金改定に併せて実施するものでございまして、中型車以上の料金を本年10月1日から令和9年6月30日までの9か月間、現行料金に据え置くとともに、令和12年7月から令和13年3月末まで、中型車以上の大口・多頻度割引の割引率の拡充を最大45%から最大25%に縮小するものでございます。意見募集につきましては、61名の方から127件の意見が寄せられ、主な意見といたしましては、中型車以上の料金改定時期の延期について評価できる、大口・多頻度割引の割引率拡充を縮小すべきではないなどがあつたと伺っております。また、この特別措置については、道路運送事業は国民生活を支える重要なインフラであることから、価格転嫁に向けた環境整備に伴う当面の特別措置として、首都高速道路株式会社が実施するものと認識しております。次に、特別措置実施後につきましては、首都高速道路の利用台数の調査、利用者の理解を得られるよう丁寧な周知、混雑状況等に応じた料金設定など、利用者が利用しやすい料金体系の実現について同社へ要請してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 臨海部国際戦略本部長。

〔臨海部国際戦略本部長 大山啓祐登壇〕

○臨海部国際戦略本部長 大山啓祐 臨海部国際戦略本部関係の御質問にお答え申し上げます。

臨海部ビジョンについての御質問でございますが、臨海部ビジョンにつきましては、30年後を見据えた目指す将来像やその実現に向けた戦略、取組の方向性を示したものでございまして、世界に誇れる人材育成プロジェクトは直近10年以内で先導的に取り組むリーディングプロジェクトの一つであり、現在、第1段階の取組を進めているところでござい

す。リーディングプロジェクトにつきましては、企業を中心とした取組も多いことから、具体的な数値目標等の設定は行っていないところでございまして、本プロジェクトは、先端的な研究開発人材、我が国を支える技能人材の育成を目指し、臨海部に立地する企業とともに取り組んでおります。次に、本プロジェクトの評価についてでございますが、キングスカイフロントにおけるサイエンスフォーラムやTonomachi Cafeにつきましては、エリア内外から多くの人材が集い、世界最先端の研究開発などの取組等に触れることのできる機会となっていることから、研究開発人材や技能人材が組織を超えて交流できる仕組みの導入に資する取組であると考えております。また、その他のエリアでの取組におきましては、企業に関心を寄せていただく段階と捉えており、立地企業のニーズが高い安全・リスク管理等を題材としたことで、多くの企業に参画いただいていることから、第1段階の取組はおおむね予定どおり進捗しているものと考えております。今後は、参画企業からの意見や有識者からの助言等を踏まえながら、本プロジェクトの目指す人材の育成に必要な取組について検討し、目標達成に向けた第2段階の取組につなげてまいりたいと存じます。

次に、ニーズの把握につきましては、臨海部ビジョン策定の段階で、有識者懇談会、企業との意見交換やワークショップ、ヒアリング等を通じて人材育成に関する課題を把握し、本プロジェクトの実施段階におきましても、引き続き、立地企業のニーズ、課題等のヒアリングを行っているところでございます。また、企業単独では難しい人材育成ニーズや優れたシーズを持つ大学、研究機関の企業人材ニーズについても把握を行っております。こうした中で、東京科学大学とは次世代産業や先端研究を担う人材育成に関する取組を含めた協定を締結しており、同大学からのインターンシップ等のニーズについてもヒアリングを行っているところでございます。今後につきましては、我が国を支える人材の育成に向けては、多様な主体との連携が欠かせないものと考えておりますので、企業、有識者、大学など産学官で引き続き連携しながら、本プロジェクトの第2段階に向けては、研究開発、起業人材、技能人材等の育成や採用につながる仕組みの構築に向けて検討を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

〔危機管理監 柴山 巖登壇〕

○危機管理監 柴山 巖 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

災害避難後の安全確保についての御質問でございますが、令和8年熊本地震に伴う大型商業施設において発生した爆発事故につきましては、国等の事故調査委員会により事故原因の究明が進められているところでございますが、これまでの大型商業施設側の発表では、地震発生後、屋外避難をした従業員から貴重品回収等の理由で再入館の要望があり、現場判断で一時入館を認めた事実があるとされておりまして、避難した後の対応について、関係者間で周知徹底しておくことが重要であることなどの教訓を得たところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 中原区長。

〔中原区長 沖本里恵登壇〕

○中原区長 沖本里恵 中原区役所関係の御質問にお答え申し上げます。

武蔵小杉駅周辺の地域コミュニティについての御質問でございますが、武蔵小杉エリアマネジメント解散の影響につきましては、これまで当団体が担っていたマンション間の情

報共有などのつながりづくり及びイベント開催などのにぎわいづくりへの取組が停滞することを懸念しております。こうした中、主ににぎわいづくりについては武蔵小杉エリアプラットフォームが引き継ぎ、公共空間を活用したイベントのほか、SNSやデジタルサイネージによる情報発信などに取り組んでいるところです。企業や商店街など多様な主体が関わるエリアプラットフォームが引き継いだことにより、地域のにぎわいが一層推進されるものと考えております。行政とエリアプラットフォームが連携した今後の活動につきましては、事務局定例会議の開催、広報の相互協力、地域情報の共有などを進めながら、エリアの魅力向上と持続的な発展に向けて、公共空間を活用した居心地のよい空間づくりや地域のにぎわい、交流の創出等に寄与する取組を進めてまいります。地域コミュニティの活性化につきましては、エリアマネジメントに加入していたマンションに向けては、継続的な連絡体制の構築及び情報交換会の開催により、マンション間のつながりづくりを支援しているところでございます。また、マンション間だけではなく、町内会を含めた地域全体が連携していくことも重要な課題と認識しておりますので、住民間の交流を促すイベントの開催や防災に関する取組などを通じて、多様な主体が連携した武蔵小杉駅周辺の地域コミュニティの活性化に引き続き取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 交通局長。

〔交通局長 水澤邦紀登壇〕

○交通局長 水澤邦紀 交通局関係の御質問にお答え申し上げます。

市バス事業についての御質問でございますが、路線バスの運賃につきましては、道路運送法における国の認可事項でございます。一般的には、その制度等に基づき、現行運賃では安定的な事業運営が困難となるなど、改定の必要性が生じた場合に実施するものと考えております。市バスの乗車料金につきましては、直近では令和4年10月に、バス車両の更新台数の増加や営業所の老朽化対策等に伴う多くの資金需要に対応するため、約27年ぶりとなる改定を実施しておりまして、さらなる安全対策を進めたほか、フリースペース型ノンステップバスの導入や経路検索事業者と連携した運行情報の提供を行うなど、お客様サービスの向上に努めてまいりました。

このたびの改定額につきましては、バス車両の更新や営業所の建て替えに係る経費のほか、特別減収対策企業債の償還など、予測可能な費用を計上した収支見通しにおきまして資金不足を生じさせない事業運営を行うため、実施運賃を大人240円、小児120円としております。また、軽油価格の高騰や人件費の増加などの将来の不確実性に臨機に対応するため、上限運賃として260円を国に認可申請するものでございます。市内の民間バス事業者におきましては、令和6年3月から令和7年10月の間に乗車料金を220円から240円や250円へ改定しておりまして、また、横浜市交通局におきましても、令和9年1月から乗車料金を220円から240円へ改定する予定であると伺っております。子育て世帯の経済的負担の軽減を図る観点から、通学定期乗車券及び特殊通学定期乗車券の料金を据え置くこととしておりますが、このたびの料金改定は、将来にわたって市バス輸送サービスを安定的に提供していくために利用者の皆様に幅広く御負担をお願いするものでございますので、御理解が得られるよう丁寧な説明等に努めてまいります。軽油の調達につきましては、本年3月の入札不調を受け、供給事業者の見通しが立ちやすいよう契約期間を3か月から1か月に段階的に短縮し、実施しております。調達金額につきましては、1リットル当たり単価で、

4月1日から5月15日分は217円、5月16日から6月30日分は168円、7月分は129円、8月分は126円、9月分は124円、10月分は126円でございます。運転手の確保につきましては、労働規制が強化された令和6年度以降、採用試験における総合適性検査の実施、受験資格年齢の拡大、未経験者枠選考やジョブリターン制度を導入するとともに、職員採用に特化したホームページを開設するなど、広報にも努めてまいりました。現状ではダイヤを維持できるだけの人員を確保しておりまして、運転手にとって働きやすい労働環境が一定程度確保され、また、公営バスの運転手として誇りややりがいを感じているのではないかと考えておりますので、引き続き、良好な職場環境づくりを推進するとともに、市バスの魅力を発信し、人材確保に努めてまいります。バス車両への遮熱窓フィルムの貼付けにつきましては、運転席付近における暑さを軽減する効果が考えられることから、本年8月に一部の車両のフロントガラスに遮熱フィルムを貼り付け、暑さの軽減度合いとともに、視認性などの運行上の課題等について検証を始めておりまして、今後、年間を通じた効果検証を行いながら、導入の可否について費用面も含めた検討を行ってまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、県立特別支援学校についての御質問でございますが、県立特別支援学校における医療的ケア児の下校時の通学支援につきましては、医療的ケア児の安全・安心な通学環境の確保及びその保護者の負担軽減につながる取組であると認識しており、大変意義のあるものと受け止めております。次に、県教育委員会への働きかけにつきましては、昨年12月、県教育委員会に対して本市の状況を伝えるとともに、県の取組の進捗状況を確認し、課題を共有したところでございます。今後も川崎市域公立特別支援学校連絡会をはじめとする実務者協議の場や県教育委員会との継続的な情報共有を通じて必要な支援が適切に提供されるよう、環境の充実に向けた意見交換を行ってまいります。

次に、不祥事防止等についての御質問でございますが、初めに、校内点検につきましては、国からの通知に基づき、各学校で警察OBのスクールガード・リーダーの指導助言を得ながら、管理職等が点検を実施したところでございまして、この指導助言を踏まえ、今後は、従来の点検に加え、不審物が置かれにくい環境にするための点検も教職員が行うこととしております。探査機器等を活用した点検の実施につきましては、他都市の取組状況や機器の有効性等について情報収集を行っており、児童生徒が安全・安心に学校生活を送るための環境づくりの観点から、より有効な点検の実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。次に、個人情報の適切な管理につきましては、児童生徒のプライバシーなど人権に関わる重要な責務であると認識しており、教職員の私的端末につきましては、児童生徒が活動する場所への持込みを原則禁止としているところでございます。次に、相談環境につきましては、来所、電話、メールなどにより、児童生徒や保護者からの相談に対応しているところでございます。児童生徒が安心して相談できる環境を整備することは重要であると認識しておりますので、今後、他都市の事例も参考にしながら、性被害について相談しやすい環境の整備に向け、学校現場と対応を協議してまいりたいと考えております。次に、教育委員会事務局の体制等につきましては、庶務課法制・委員会担当におい

ては、個人情報保護を含む情報公開制度の総括やスクールローヤーを活用した法務的な助言等の機能を担い、職員部予防監察・相談調整担当においては、不祥事の未然防止に向けた予防的監察や相談対応等の機能を担っているところでございます。社会状況や課題の複雑化に対応するため、これまでも必要に応じて組織体制の見直しを行ってきたところでございますが、今後につきましても、他都市事例の把握も含め、より効果的な組織運営や仕組みづくりについて調査研究を行い、関係局と協議しながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、市立高等学校改革についての御質問でございますが、初めに、高津高等学校についてでございますが、校舎の築年数が令和19年度に80年を経過することも踏まえ、令和13年度の間報告までに運営手法の整理、検討を行いつつ、目標年次の早期具体化に向けて取り組んでまいります。次に、川崎高等学校の福祉科及び生活科学科についてでございますが、市内の私立高等学校に家庭科が設置されているほか、幸高等学校において、社会的な自立につながる学びとして、両学科の基礎的な内容をキャリア教育として選択的に学べる仕組みを取り入れることにより、機能を継承することで、新しい選択肢としての学びの場を提供してまいりたいと考えております。次に、幸高等学校についてでございますが、通学手段については、現在と同様に自転車やバス、電車などの方法により通学することを想定しておりますが、生徒の実態を踏まえ、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、通信制課程についてでございますが、単位制を採用した上で、授業の理解度をレポートやテスト等により評価することを想定しておりますが、生徒の学習状況を丁寧に把握するため、週1回以上のスクーリングを想定しているところでございます。さらに、川崎高等学校に設置するサテライト校については、生徒の居住エリアとして南部が多くなることを想定していることから、川崎高等学校において幸高等学校と同様のスクーリングを行うことで、より丁寧に学習機会を保障できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高等専門学校についての御質問でございますが、初めに、2040年までに、我が国全体でいわゆる理系人材が不足することが見込まれていることについてでございますが、研究開発機関が集積する本市においても喫緊の課題であると認識しております。次に、文部科学省では、AIに代替されない能力や個性の伸長、我が国や地域の経済、社会の発展を支える人材育成、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会、アクセスの確保といった視点を重視しながら高校教育改革を進めることとしており、今般お示した方向性は、これらの視点と整合しているものと認識しております。次に、川崎総合科学高等学校についてでございますが、入学者選抜においてはほぼ全ての学科で定員割れが断続的に生じており、特に定時制課程では0.5倍を下回っている状況でございます。また、進路状況につきましては、全日制課程において、理系難関大学への進学を目指す科学科ではほぼ全員が進学しておりますが、科学科以外の工業5科では、進学、就職がそれぞれ約6割、約4割となっており、定時制課程においては、同様に約1割、約7割となっております。

次に、高専の開校を目指すこととなった経緯や意義等についてでございますが、研究開発機関が集積し続ける都市となった本市が持続的に発展するためには、先端分野、成長分野に関わりの深い企業等と一緒に人材を育成する必要があると考えております。このため、企業や大学と連携しながら、研究者をはじめとして、イノベーションを生み出す人材、動

かす人材を育成する高専を開校することが本市のさらなる発展につながるものと期待しております。また、川崎総合科学高等学校では断続的に定員割れが発生しており、今後の少子化や授業料無償化による公立離れ等を踏まえて、募集を停止する方針としたことに伴い、当該校地・校舎を新しい社会的ニーズに沿った高専として活用することとしたものでございます。さらに、高専の開校に関し、教育委員会委員からは、本市の特性を生かした教育という視点から、高専の趣旨について賛同するなどといった御意見をいただいております。中学校長会からは高専に関して意見はございませんでしたが、高等学校長会及び教職員組合からは川崎総合科学高等学校の教員の処遇への懸念などに関する御意見をいただいております。

次に、他都市での高専開校の背景についてでございますが、我が国全体で高度な産業人材を育成することが求められている中で、各都市の産業界においても高専卒人材に対する高いニーズがあるものと考えております。また、国では、今年の4月に公表した成長戦略において高専の設置を促進することを位置づけ、設置等に係る補助金の拡充を行うなどの支援を行っているものと認識しております。次に、本市の高専を民設民営とした理由についてでございますが、先端分野、成長分野を学びの領域とすることを想定しており、そのためには、企業や大学も単に協力という形ではなく、例えばそれぞれから研究者等を教員として派遣していただくことや、企業の研究所や大学をオフサイトキャンパスとして使用させていただくなど大学や企業とも接続した学びを想定していることから、共同で運営する高専として構想しております。また、教職員の給与体系の柔軟性などの利点もあることから、私立の高専を目指すこととしたものでございます。こうした中で、現在、関心を寄せていただいている企業や大学とも個別に意見交換を行っており、企業や大学からも、教員として派遣することなどについて、直接的に高専での教育に関与できる手法として有効であるや若手の大学教員の人材育成にもつながるなど、前向きな御意見を伺っているところでございます。

次に、文部科学省や企業等との検討状況についてでございますが、文部科学省には本市の方向性について御理解をいただくとともに、人的交流も含めた支援を要請しているほか、企業等とは、高専への関与の在り方について個別に意見交換を行っているところでございます。また、国公立高専の入学難易度や偏差値についてでございますが、昨年度の平均志願倍率は1.44倍と県内の公立高等学校と比較しても高い水準で推移しており、偏差値については算出主体等により異なりますが、一般的には60以上の偏差値となっており、高い基礎学力を持つ生徒が入学しているものと認識しております。次に、本市が目指す高専への市立中学校からの想定入学者数等についてでございますが、県内の令和6年度公立中学校卒業者のうち133名、そのうち市立中学校からは21名が高専へ進学しており、本市の高専ではこれらのニーズに応えることができるほか、特に大学との連携により、理系大学への進学を見据えて高等学校へ進学している生徒のニーズにも応えることができると考えております。また、入学に必要な学力等については今後具体化する入試方法等にもよるものと考えておりますが、先端分野を学びたいトップレベルの学生を受け入れたいと考えております。

次に、高専との権利関係についてでございますが、現時点では、学校法人に対し、校地を無償貸与、校舎を無償譲渡または無償貸与とすることを検討しております。また、国へ

の認可申請に当たり、高等専門学校設置基準に基づき、入学定員等に応じて必要な教員数や施設を確保することなどが必要となり、既存の校地、校舎で設置基準を満たすものと認識しておりますが、教員を含む必要な教育環境を確保できるよう企業や大学と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。次に、川崎総合科学高等学校の募集停止についてでございますが、今般の市立高等学校改革の内容につきましては、中学校長会等において説明を行っているところでございまして、各中学校を通じた生徒や保護者に対する周知のほか、各市立高等学校が行う学校説明会等の機会に配付するリーフレットを作成して周知を図ってまいりたいと考えております。また、工業系高等学校への進学を希望する市立中学校の生徒に対しましては、市内及び近隣の県立工業高等学校が受検可能である旨を中学校を通じて周知してまいりたいと考えております。次に、学校関係者への説明についてでございますが、教職員に対しましては、生徒の学びの環境や教職員の身分の保障など、市立高等学校改革の推進に当たっての考え方について学校管理職を通じて情報提供を行ったほか、8月29日の学校運営協議会において、PTAや同窓会、地元町内会長等に説明を行ったところでございまして、設置当初の役割が薄れていると判断した根拠や生徒の学習環境に関することなどの御質問をいただき、当日口頭でお答えしたほか、同窓会からの御質問については学校を通じて文書で回答したところでございます。引き続き、御理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、補正予算の算出根拠についてでございますが、全体スキームに関する基礎調査を弁護士等による法律上の整理も含めて行うために必要な費用を計上したものでございますが、当該業務に実績のある事業者からの見積書を参考に計上したものでございます。次に、学校法人及び高専の新設に係る諸経費についてでございますが、総額は今後具体化する学校規模により異なりますが、設置経費は本市からの補助金及び国庫補助金の活用を想定しており、運営経費については、本市からの補助金のほか、企業拠出金を原資とする基金による運用益や自己収入により調達することを想定しております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 本間議員。

〔本間賢次郎登壇〕

○26番 本間賢次郎 まずは意見要望を申し上げます。

初めに、市立高校再編について意見要望いたします。国では、ネクストハイスクール構想において、専門高校の機能強化・高度化によるアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成と普通科改革の双方を推進する方針が示されました。本市では、市立川崎総合科学高等学校の専門教育を強化するのではなく、企業や大学と連携しながら、研究者をはじめとするイノベーションを生み出す人材を育成することで、さらなる発展を期待するとして高等専門学校を新設するとのことです。昭和38年に創立された川崎市立工業高等学校は平成5年に市立川崎総合科学高等学校と学校名を変更し、工業、商業、科学を学び、未来のスペシャリストを育成する高校としてその役割を果たしてきました。市立川崎総合科学高等学校は廃止の方向ですが、今日まで専門学校として担ってきた本市高卒段階の技能者、技術者の市内企業、地元産業への人材供給機能の低下につながることをないよう要望いたします。また、市立川崎総合科学高等学校の教職員が今後行き場がなくならないようにするために、処遇の検討を要望いたします。特に、当人の意見が前提とはなりますが、小中学校教員の確保に向けても、市立学校全体での調整を検討し、新たに小中学校の教員免許

取得に補助を与えるなどの支援を強く要望いたします。最後に、当該校関係者からは、生徒や保護者はもとより、説明を求められる教職員を含め、多大なる混乱と不安が生じているという声が届いています。実際、同校同窓会を中心に、同校の廃校方針を再検討してほしいという趣旨の署名活動が始まっております。市教育委員会におかれましては、現場の教職員並びに生徒、保護者に対する説明会を含め、丁寧な説明により不安の払拭に努めていただくことを要望いたします。

次に、川崎市道路占用料について要望いたします。電柱の添架広告について、その公共性と他行政との比較状況を鑑み、減免すべきであると指摘したところ、あらかじめ減免措置を講じた占用料を条例に定めているとの答弁がありました。具体的には、特に利用の多い普通地域の巻付け広告の年間条例額は5,880円で、横浜市の1万5,000円などと比較すると低額ですが、さきに指摘したとおり、他行政では減免率が設定されているため、広告の面積を乗じた実際の徴収額は、本市が5,762円に対して、横浜市は2,940円になるなど、神奈川県や相模原市と比較しても本市の徴収額は高額となっております。来年4月の改定に向けて、固定資産税評価額に基づく適正な占用料を定めることは重要ですが、その公共性と利用者である個人や中小企業を取り巻く物価高騰等の社会情勢、業界団体からの長年にわたる要望活動、そして、他行政との比較状況を鑑み、減免するよう要望いたします。

それでは、再質問に移ります。

まず、特別市制度について再度市長に伺います。8月下旬、神奈川県建設業協会が県に対して特別市制度に反対する要望書を提出し、知事は県内の事業者が一致団結して要望したことを重く受け止めていると述べたことが大きく報じられました。一方で、業界団体からは、県行政の執行部より、特別市構想について反対するようにとの強い要請を受けているとの声が聞かれます。こうした声を市は把握しているのか、市内業界団体の反応について調査等を行っているのか、伺います。また、行政と業界団体は、公共事業等において発注側と受注側との関係に多分になり得る関係性であり、さきのような県行政の対応が事実とすれば、その関係性をゆがめかねない事案と受け取れますが、見解を伺います。あわせて、こうした業界団体への県行政の対応は、いわゆるパワハラに当たらないのか伺います。業界団体の組織によっては、県本部の下に川崎支部などを設置している団体も多く見受けられます。川崎支部が特別市の趣旨に賛同していても、県本部が反対を表明するようなことがあつては、業界団体内にねじれが生じ、組織の発展に影を落としかねません。我々政令市は、県の挑発に乗らず、同じ土俵に上がることもなく、冷静に、広く市民への丁寧な説明を重ねていくことが重要です。県の一連の対応を踏まえ、今後の対応、とりわけ業界団体等の健全な運営にも配慮した特別市制度への理解、支持の拡大に向けた取組を伺います。

次に、クビアカツヤカミキリへの対応についてです。早期発見、早期対応が重要である認識、また、継続的な取組が極めて重要であり、国、県、近隣自治会、専門家等と連携、被害の拡大防止に取り組むとしています。しかしながら、今にもさらなる被害木が見つかる可能性もあり、一刻を争います。本市の決断で早急な対応が必要です。フラスの鑑定や確定後の農薬散布、伐採等の対応は環境局自身が行うのか伺います。そうでなければ、環境局が所管局へ統一した具体的な対応を指示するのか伺います。さらに、被害木への対応

作業は誰が行うのか伺います。6月の本市での初確認後、8月末までに12匹の成虫を確認しています。本市では6月18日に幼虫とフラスを発見と発表しています。となれば、既に市内に被害木が存在し、伐採、抜根が必要な樹木が存在すると想定できます。処分の方法、処分場所について早急に決める必要があります。おのおの具体的に伺います。

次に、福島第一原子力発電所事故に伴い、本市で発生した除染廃棄物の最終処分について再度伺います。処分先をめぐり、議会で議論が行われてきたのにもかかわらず、今日に至るまで説明がなかった点について、答弁では処分後の議会報告は要しないものと認識していたとのこと。当時、最終処分場に関する質問を行った議員に対する個別の報告はいつ行ったのか伺います。また、なぜそのタイミングとなったのか、経緯、理由を伺います。

今回の処理については、放射性物質の濃度が法令上の基準を下回っており、廃棄物処理法等に基づく処理として法令上の問題がなかったとはいえ、法令上、どこでも処分可能な廃棄物になったから、通常の廃棄物として入札、契約を行ったという、いわば機械的な行政処理にとどまってしまったのではないかという疑問を持たざるを得ません。福島第一原発事故から今日まで、福島県がどのような負担を背負い、どのような経緯の中で中間貯蔵施設を受け入れてきたのかという背景及び県民感情を考慮していれば、今回のような行政判断には至らなかったと考えますが、見解を市長に伺います。

次に、議案第120号、川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について再質問いたします。負担軽減の対象となる世帯の定義についてです。議案説明において、負担軽減策として、子育て世帯等に対する負担軽減措置とうたわれた内容が示されましたが、さきの答弁では、一般家庭で用いられる口径13ミリメートルから25ミリメートルまでの水道メーターにおいて、3人世帯の月の平均的な使用水量である21立方メートル以上の使用水量帯では、世帯人数にかかわらず、改定率は低くなるとのことでしたが、この内容では、子育て世帯か否かは問わず、使用水量帯に応じて改定率が低くなることも受け取ることができます。共働きで子どもを通園させている世代では、使用水量が少なくなる場合もあります。このような対応で本当に子育て世帯への支援につながると考えているのか伺います。あわせて、世帯人数を問わずとの答弁もあり、生活様式によっては、2人以下の世帯であっても21立方メートル以上の使用水量帯にあれば、改定率は低くなる解釈することもできます。負担軽減策は一体どの世帯を対象に施そうと考えているのか、具体的に見解を伺います。事業者向けの負担軽減についてです。市内経済を担う飲食店や理容店、また美容院等の大口水道利用者からは負担軽減を求める声が寄せられており、引き続きの検討が必要ですが、今後の対応を伺います。料金改定に関する認知度についてです。今定例会初日の本会議後、速やかに水道料金の改定案についてと題したメール等を配信したことは評価いたします。一方で、水道料金の改定を検討していることを知っているという回答した割合は2割程度にとどまったとのことですが、このアンケート結果をどのように受け止めたのか、また、認知度が2割程度でとどまっている原因について、併せて、さきの質問でも述べたように、市民の理解は欠かせず、認知度と理解度の向上を促進させる取組を具体的に示すことも本議案の成否に関わりますが、それぞれの見解と今後の説明会等の充実に向けた具体策を改めて伺います。以上です。

○副議長 堀添 健 市長。

○市長 福田紀彦 特別市についての御質問でございますが、県による業界団体への対応につきましては、一部の業界団体から本市にも情報が寄せられており、その中では、特別市制度に関する県の主張や県に対する要望書提出への強い働きかけがあり、困惑しているとの声もあると伺っております。そうした業界団体の中には、県側の説明だけでなく、本市からも特別市制度の趣旨や意義について説明を受けたいとお話もいただいているところであり、本市といたしましては、機会を捉えて丁寧な説明を行っているところでございます。なお、業界団体全体の動向については調査を行っておりませんが、個別に御相談や御質問をいただいた場合には、特別市制度に関する正確な情報をお伝えし、理解促進に努めているところでございます。業界団体との関係性につきましては、それぞれの団体の自主性や自律性が十分に尊重されることが重要であり、相手方に不要な心理的圧力を与えることがないよう、十分な配慮が求められるものと考えております。そのため、県の対応によって、各団体で自由かつ建設的な議論や意思形成が阻害されることがあれば、大変懸念されるところでございます。なお、個別の行為がいわゆるパワーハラスメントに該当するか否かにつきましては、当事者間の関係性や具体的な言動など様々な事情を踏まえて判断されるべきものであり、本市として評価する立場にはないものと認識しております。特別市制度に関する今後の対応につきましては、引き続き、市民や幅広い関係者、業界団体の状況にも配慮しながら、客観的かつ論理的なデータに基づき、その意義や考え方を丁寧に説明し、十分な理解を求め、特別市制度の早期実現に全力を尽くしてまいります。

除染物の処分についての御質問でございますが、本市の除染物の処分につきましては、法令に基づき適正に行ったものではございますが、結果として福島県内で処分されたことに対しまして、県民の皆様の様々な思いを考えますと、大変残念な気持ちでおります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者 池之上健一 川崎市水道条例の改正についての御質問でございますが、初めに、負担軽減についてでございますが、上下水道局では、各水道使用者について、世帯人員と使用水量の相関データを有していないことから、令和7年度に実施した庁内アンケート調査結果を踏まえ、世帯人員ごとの平均的な使用水量を算出し、お示ししたところでございます。この値は、令和2年度に東京都が実施した生活用水実態調査の結果とおおよそ一致し、実態に即しているものと認識しており、また、子育て世帯は3人世帯以上であることが多いことから、平均的な水の使用において、子育て世帯等を負担軽減の対象としたところでございます。次に、事業者の負担軽減についてでございますが、このたびの料金改定を行ったとしても、水道メーター口径40ミリメートル以上の各口径の平均的な使用水量における水道料金は、口径100ミリメートルを除き、東京都及び政令市の平均を下回っており、引き続き、低廉であると認識しております。次に、アンケート結果についてでございますが、水道料金改定の認知度が2割程度であったことにつきましては、いまだ認知が進んでおらず、さらなる周知広報の取組が必要であると認識しております。今後は、令和9年4月の料金改定を実施するまでの間、広報紙の配布、市ホームページやSNS、上下水道アプリでの発信、各種イベントでの広報パネル掲出とシールアンケートの実施、YouTubeや区役所行政情報掲示モニター、駅前大型ビジョンでの動画発信、町内会などへの説明会の実施等のこれまでの取組に加え、検針時に投函するチラシやトレ

インチャネル、ラジオなど、様々な媒体を活用した取組を展開し、市民の皆様の認知度向上と理解調整を図ってまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 環境局長。

○環境局長 中山健一 クビアカツヤカミキリについての御質問でございますが、フラスの発生や成虫の確認などのモニタリング作業、被害が確認された後の農薬散布、伐採等につきましては、土地管理者が行うものでございますが、モニタリングの手法や被害木への対応方法などにつきましては、国や既にクビアカツヤカミキリに対応している自治体、専門家の御意見等を参考に、環境局が具体的な方向性を示した上で、土地管理者である関係局区と状況に応じて連携しながら対応してまいります。被害木の伐採や伐根が必要となった場合の処分方法等につきましては、市処理センターにおいて焼却処分を行う場合には、搬入可能な大きさに切断する必要があるございますが、切断が難しい場合も想定されますので、チップ化などが可能な事業者への受入れについて調整を行ってまいります。

次に、除染物の処分についての御質問でございますが、当該処分につきましては、令和5年7月に常任委員会へ市内除染物の処分等の取組について報告した後、一般競争入札を行い、令和6年2月に処分が終了したものでございます。その後、本年1月に報道機関から処分先の情報提供を求められたことから、情報提供について検討し、本年2月に令和5年の常任委員会において当該処分に関する質疑を行った議員へ報告するとともに、報道機関へ情報提供したものでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 本間議員。

○26番 本間賢次郎 それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、意見要望を申し上げます。

まず、特別市制度についてです。さきの再質問におきまして、県の対応は実態によっては懸念されるものと市長とも認識を共有いたしました。知事の言動が注目されがちですが、副知事以下、県の事務方の動きにも疑念を抱く関係者もいるとの情報も寄せられております。県のこのような対応によって、市民、市内の業界団体等関係者が不安を抱き、特別市に関する本来あるべき議論や理解の深化に影響が出ることはないよう、本市におかれましては、県の事務方に関する情報収集も行いつつ、冷静かつ誠実な議論に応じるよう、県に強く主張することを要望いたします。

次に、クビアカツヤカミキリへの対応についてです。桜は市民の記憶が積み重なった本市の景観財産であり、一度失えば、40年から50年は戻ることはありません。また、景観だけでは済まず、農業への被害にも波及します。被害が限られている今こそ、最も安く確実に封じ込められる時期であり、複数年にわたる継続した防除計画と予算を求めます。市内の専門家に御意見をいただきました。クビアカツヤカミキリの幼虫は2年から3年かけて木の内部を食い荒らし、気づいたときには被害が既に進んでいます。雌1匹は最大1,000個近い卵を産み、1本の見逃しが2年後、一帯の壊滅につながります。関東の自治体では、市のシンボリックな桜並木が壊滅しました。探すべきは成虫ではなくフラスです。成虫が見られるのは夏の数か月、しかも樹上です。初期のフラスは微量で、市民が見分けることも厳しいものです。通報制度も、怪しい木は知らせてください、判定は専門家がしますという柔軟な対応が求められます。費用面ですが、早期対応なら診断と年3回の薬剤散布で1本当たり年3万円程度です。しかし、枯らせば、街路樹の大木では、伐採に40万円程度、

運搬処分に10万円程度、抜根に30万円程度と費用は25倍を超えるものになります。そして、防除の方法は1つではなく、撲滅に向けて助成や委託の対象を特定の工法で縛らず、幅を持った対応が必要です。市内の桜の多くは、社寺、学校、企業敷地、個人の庭にもあり、飛翔によりエリアを拡大します。民有地で1本放置されれば、市有地での努力が報われず、民有地の対策も同時に確実に進めなくてはなりません。そして、処理体制の確保は必須です。伐採、搬出だけでは意味がなく、できる限り抜根すべきですとのことでした。国も来年度予算に50億円を計上、伐採、農薬散布、巡視などに2分の1支援の方針と報道もされたばかりです。その活用も当然のことながら、それまで待つのではなく、今年度の充実した対策も必要です。厳しい現実を招いた国内の事例を教訓に、封じ込めに向けて全庁一丸となり、専門業の知見を最大限に生かし対応するよう強く求めます。

次に、除染廃棄物の最終処分について意見要望いたします。本来であれば、一般競争入札を行う段階において、最終処分先がどの地域になるかについて、あらかじめ一定の考え方や条件を整理した上で手続を進めるべきであり、結果として、処分先が決まった後にその妥当性を考えるのではなく、入札に付す前の段階で行政として十分な検討を行う必要があったのではないかと指摘しておきます。また、本件については、過去に最終処分先に関する質問をした議員がいたにもかかわらず、適切なタイミングで議会への報告がなされなかったことも看過できません。処分そのものの判断だけでなく、議会への情報共有の在り方についてもしっかりと検証し、反省すべき点は反省していただきたいと思います。その上で、本市には現在も多摩川河川敷から除去した土壌が大量に保管されており、その処分方法は検討課題となっております。今回の事案を一過性のものとして終わらせるのではなく、処分先となる地域の歴史的背景や住民感情、他自治体との関係、さらには議会への適時適切な情報提供まで含めて、より慎重かつ丁寧に進めていただくよう要望し、あとは委員会に譲り、質問を終わります。

○副議長 堀添 健 5番、井土清貴議員。

〔井土清貴登壇、拍手〕

○5番 井土清貴 私は、みらい川崎市議会議員団を代表し、上程されました諸議案並びに市政一般について質問いたします。

初めに、今夏は令和8年熊本地震をはじめ、令和8年8月千葉豪雨、そして北陸地方、また、昨日、名古屋市を襲った線状降水帯など、甚大な自然災害が各地で相次いでいます。被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々の御冥福を心よりお祈りし、御遺族の方々にお悔やみを申し上げます。また、酷暑の中、被災地の支援に当たっている市職員の皆様に敬意と感謝を申し上げます。激甚化、頻発化する災害を前に市民の命と生活を守る防災・減災対策の強化は、本市にとっても最優先の責務であり、我々、みらい川崎市議会議員団は安心・安全なまちづくりに向け、全力で取り組む決意を新たにしましたところです。

さて、去る8月6日に地球の歩き方川崎市が発売されました。市内7区の個性や歴史、そして川崎愛が詰まった1冊として市民からも大きな反響を呼んでおり、シビックプライドを高める好機となっています。このまちの確かな活力と魅力を原動力とし、全ての市民が生まれてよかった、育ってよかった、暮らしてよかったと心から実感できるまちの実現に向け、真摯に議論を尽くす決意を申し上げ、以下質問に入ります。

初めに、特別市制度の実現に向けた取組について市長に伺います。市長がプロジェクトリーダーを務める多様な大都市制度実現プロジェクトの第2回目となる会議が7月に開催されました。地方制度調査会の審議項目に対する現時点での整理が主要な眼目ですが、特に特別市制度の在り方を考える上で重要な論点となる広域的な調整機能及び財源に関する基本的な考え方を簡潔に伺います。次に、既存の協議体である四首長懇談会の開催について、神奈川県知事は頑なに拒む現状です。知事による特別市制度全体に対する理解をミスリードし、県内市町村と政令市の間に無用な分断を生じさせる言動を憂慮します。そのような中、9月1日に県内3政令市で特別市に関する三市の考え方を公表していますが、今回、これを取りまとめた趣旨と今後の対応について伺います。また、考え方の中に3市の財政試算が示され、3市が特別市に移行した場合、県の収支は134億円増の可能性があるとのこと。一方、県が令和4年3月に公表した収支によると、約680億円のマイナスとの試算が示されています。今回の数値の受け止めについて見解を伺います。

次に、臨海部大規模土地利用転換の取組について伺います。臨海部の扇島地区における土地利用転換として、JFEスチール株式会社と日本G L P株式会社との間で高度物流拠点の開発用地として扇島地区の土地約18ヘクタールの売買契約が締結され、本市とJFEホールディングスを加えた4者との間で高度物流拠点の形成に向けた連携協定を締結したと8月25日に報道発表が行われました。扇島地区では、既に液化水素受入・供給基地の建設も始まっており、首都高速湾岸線の出入口整備等も計画されています。現在、本市はGX戦略地域制度の認定に向けて、有望地域選定以降、国やJFEホールディングス等と綿密に連携を図り、取組を進めてきています。臨海部の大規模土地利用転換については、川崎市を将来にわたって持続的に発展させるためにも欠かせない取組となります。現在のこうした状況を踏まえ、今後の展望について市長に伺います。

次に、川崎市総合計画第3期実施計画総括評価結果及び令和7年度事務事業評価結果について伺います。初めに、評価結果策定に当たっての総務企画局と事業局との協議についてです。これまで我が会派は、第1期実施計画が始まった10年前の平成28年から、事務事業の検証と改善が十分に発揮されていないという弱点を繰り返し指摘してきました。8月下旬には各常任委員会で質疑しましたが、未達や遅延している事務事業の原因や分析をただしたところ、検証はこれからという答弁や、改善に至っては何も検討されていない事案も散見されました。これでは、何のために年1回の事務事業評価の議論をしているのか分かりません。各事務事業の進捗及び評価等については、企画調整課や行政改革マネジメント推進室が統括していますが、常任委員会答弁で見られたようなPDCAのCとAの内容が不十分では、総務企画局が各所管部署に対し、チェックやフォローを的確に行っているのか疑問が残ります。施策及び事務事業評価シートを作成すること自体が目的化してはなりません。総務企画局は今後どのように改善するのか伺います。施策及び事務事業評価シートを見ると、施策評価シートは従前と比較して改善されている点も見受けられますが、事務事業評価シートは不十分です。各事務事業が達成された結果、市民生活がどのように変わったのか、また、事業評価や決算を経て次年度予算にどのように反映するかなど、行政経営や改革の視点を持ち、評価シートに落とし込むことが必要と考えます。引き続き取り組む、周知を図るなど、曖昧な記載が目立ちますが、前年度評価を受けて、翌年度に何を変えるのかを必須で記載するなど、説明資料ではなく改善資料となるよう、総務企画局

は事業局に一層促すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、総括評価結果についてです。川崎市政策評価審査委員会における審議結果では、1 施策の内部評価結果の妥当性において、初めて妥当でないと判断がなされました。8月21日まちづくり委員会にて、我が会派委員がこの点についてただしたところ、審査委員会の指摘をもって施策の達成状況をA.順調に推移したからB.一定の進捗があったと変更したとの説明でした。外部の視点から評価の妥当性を検証し、必要に応じて見直しが行われたことは、審査委員会がチェック機能を果たしたものと捉えられる一方で、当初の内部評価と審査結果に相違が生じたことについては、本市の自己評価の客観性や妥当性という観点から、分析が必要と考えます。審査委員会の評価を受け、庁内でどのような議論を経て、施策の達成状況の変更に至ったのか具体的に伺います。また、今回の審査結果について、施策評価制度を所管する総務企画局としてどのように受け止めているのか伺います。さらに、第4期実施計画における施策評価の在り方にどのように反映していくのか伺います。

次に、出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針について伺います。これまで我が会派は、公務員の定年延長が導入された令和5年度以降、抜本的な出資法人改革を繰り返し求めてきました。具体的には、市に残った場合と出資法人等へ再就職した場合の報酬格差や出資法人における人材確保が困難になるといった点です。昨年度は、新たな出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針の策定年度であったことから、常任委員会等で定年延長に合わせた出資法人の人材政策を制度設計すべきと指摘しましたが、結果として所管部署である人事課や行政改革マネジメント推進室は、具体的に着手せぬまま出資法人任せになり、今日に至っています。複数の出資法人からは、人材が枯渇している、このままでは法人経営が先細るといった悲鳴にも似た声を仄聞します。令和5年度に川崎市を退職した職員の主要出資法人等への再就職等に関する指針を見直しましたが、構造改革とは程遠い内容です。抜本的な人材確保策を講じてこなかった理由を伺います。

次に、新たな取組についてです。出資法人の人材確保が困難になった場合には、市と出資法人の人材交流の検討や、出資法人に対しては人材確保計画を義務化するなど、新たな制度設計を検討しなければ、今後、出資法人が弱体化することが強く懸念されます。速やかに市と出資法人が連携して人材戦略の構築に着手すべきと考えます。担当副市長に見解と対応を伺います。

次に、指定管理者制度における賃金水準スライド制度について伺います。令和8年第1回定例会では、協定締結時には想定できなかった急激な物価高騰や賃金上昇に対応するためにも、賃金スライド方式について、人材確保に当たって効果的なものと認識しておりますので、他都市の事例を調査研究するなど、導入の必要性について検討するとの答弁がありました。この間の検討状況及び今後の対応について、スケジュールを含め具体的に伺います。

一方、指定管理者に対し、必要となる賃金上昇分を確保するのであれば、適正な勤務管理をセットで議論することが必要です。適正に働いている指定管理スタッフの処遇は改善すべきですが、不適切な勤務や不正な時間外請求には厳正に対応しなければなりません。公金を投入する以上、勤務実績の適正な管理とサービス水準の確保を指定管理者に促すべきと考えます。賃金水準スライド制度の導入を検討するのであれば、まずは指定管理者に対し、適正な労務管理に関する通知を発出することも有効と考えます。以上2点について、

担当副市長に見解と対応を伺います。

次に、令和7年度決算について伺います。令和7年度一般会計歳入決算では、定額減税分の減収補填特例交付金の減による地方特例交付金の減がある一方、所得の増加による個人市民税の増や家屋の新築増による固定資産税の増などにより過去最高の市税収入になったものの、156億円に上るふるさと納税による減収や、引き続き普通交付税不交付団体となったことによる影響など、全体として厳しい状況が続いています。歳出決算では、富士見公園再編整備事業3期工事の完了などによる減がある一方、庁内情報環境の整備などによる増により、結果的に精算見込額を除いた実質収支は約51億円となり、昨年度比約2倍となる見込みです。具体的な要因を伺います。この部分につきましては他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

また、令和7年度決算における財政調整基金残高は約145億円となりました。我が会派はこれまでも将来の財政需要や不測の事態に備え、財政調整基金について一定の残高を確保し、持続可能な財政運営につなげる必要性を指摘してきました。本市の財政調整基金の適正規模の考え方及び現状認識について見解を伺います。次に、人口増加が続く本市において財政の硬直化の分析は重要です。本市の基準財政需要額及び基準財政収入額は過去約30年でそれぞれ約60%前後上昇しています。この上昇傾向の中、急激な物価上昇の影響による経常収支比率の推移を踏まえた財政状況について見解を伺います。次に関連して、独自施策として実施している補助金等の物価高騰対策についてです。本市では、住民福祉向上のため、様々な独自の補助金等給付事業を行っています。堅調な市税収入や使用料、手数料の見直し等の背景も踏まえ、近年の物価高騰に伴い、補助額等の見直しも必須です。具体的な見直しは各事業所管局での検討が前提となるものの、本市全体の基本的な方針の明示も必要と考えますが、見解を伺います。また、来年度予算編成に向けた取組についての見解と対応も伺います。

次に、減債基金についてです。令和8年度当初予算では、減債基金から新規借入れを行わず、財政調整基金による財源対策としています。現時点の活用状況及び見込みについて伺います。また、令和7年度中に減債基金から一般会計へ借入れをしており、金融機関からの借入れと比較すれば、低金利のメリットがある一方、減債基金を債券等で運用した場合と比較すると、基金の運用収益が低くなる側面があります。減債基金は一般会計の財源対策としての有効性だけでなく、将来の償還財源として、安全性や流動性を確保しながら、金利環境を踏まえた収益性にも配慮することも重要です。収支フレームでは、令和9年度以降、減債基金からの新規借入れが想定されていますが、安易な財源調整につながることをしないよう財政規律を確保するとともに、財政調整基金の状況や金利動向を踏まえ、満期を迎える債券の再運用を含めた今後の減債基金の運用方針について見解と対応を伺います。

次に、農業者支援について伺います。初めに、有害鳥獣駆除・被害対策についてです。本市では、令和2年度から農作物への被害をもたらすタヌキ、アライグマ、ハクビシン、イタチなど有害鳥獣の駆除に係る経費の一部として年間40万円をJ Aセレサ川崎に対し交付しています。一方、捕獲数は年々増加し、令和元年度と比較し、令和7年度には301頭と6割増加しています。また、駆除経費についても、令和元年度には250万円ほどが、令和7年度には、1頭当たりの経費が増加したことも影響し、530万円を超えたとのこと。補

助額を40万円と設定した時期と根拠について伺います。また、駆除頭数に見合った補助にすべきと考えますが、見解と対応を伺います。次に、環境保全型農業推進事業補助金についてです。本事業は、市単独事業として肥料や農業用サプリメントと言われるバイオスティミュラント資材等の購入助成を行うものです。昨今、雨不足や酷暑など農作物への負担が大きい環境へと変容していることから、気候変動へのストレス耐性を高め、栄養成分の吸収率を上げる農業資材導入支援は重要と考えますが、現状はJAに所属する5団体のみが対象とのことです。対象者の拡大と併せ、給水、保水等を繰り返すことで栽培期間を通じて植物に必要な量の水分を供給することができる新たな資材等についても対象を拡大すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、ノーマライゼーションプランの進捗状況について伺います。初めに、相談支援体制の充実強化についてです。次期プランの策定に向け、国から告示された基本指針の柱の一つであることを令和8年第2回定例会で指摘し、改善を求めてきました。関係団体とのヒアリング等の結果から、次期プランに向けて改善点を具体的に伺います。次に、計画相談率の目標値の明示についてです。障害児者双方の目標値が現行プランでは示されていません。さきの議会では目標設定について検討するとの答弁でしたが、次期プランへの対応を具体的に伺います。また、国の指針の告示には、望まないセルフプランの件数をゼロとするとあります。対応を具体的に伺います。次に、親亡き後を見据えた居住支援の充実についてです。さきの議会にて、介護者等の意向について、今後実施する親の会等へのヒアリング等の機会を通じて把握する旨の答弁でした。ヒアリングでは、親の高齢化により、これまで頑張ってきたが、もはや親としてケアを自力で継続できないとの悲痛な声が多く上がったと仄聞します。障害者の地域移行も進む中、ヒアリングで得た知見のポイントを伺います。また、このテーマは、グループホーム等の居住に関わるサービスの改善及び計画的な増設並びに親等をサポートする重度訪問介護サービスにおける事業所への人材の確保及び報酬、補助制度の見直し等、様々な課題への対応が求められます。次期プランへの反映の在り方を具体的に伺います。

次に、地域活動支援センターB型からD型の活用についてです。障害のある人や地域で孤立しがちな人の居場所や交流の場を提供し、生活や社会参加を支援する地域活動支援センターは国の給付事業ではなく、地域特性や実情に応じて市が柔軟に実施する事業であり、今後ますます重要となります。しかしながら、国の給付事業でないことから、そもそも職員の処遇改善の仕組みがない上、設定されている補助金額が専門性を持つ人員を配置するには不十分であるとの声が寄せられ、処遇改善を求めてきました。また、通いを原則としながらも、ほかの事業でこぼれ落ちた障害者の受皿としての実態があり、国事業を広く補完する役割を担っています。そこで、特に利用人数の少ないD型施設の受皿としての役割がますます重要になっていることから、短時間利用者の利用実績を実態に見合う形での評価方式に改善する必要があると考えます。特に精神の障害特性を勘案し、1回の利用で2時間滞在とのカウント方法の緩和や、電話やメールでの相談を利用実績としてカウントするなどの見直しを検討できないのか伺います。

次に、いきいき長寿プランの進捗状況について伺います。初めに、包括的な相談支援についてです。令和8年第2回定例会での答弁では、地域ケア会議等を活用しながら多機関連携の強化に努めてきたとのことです。この間、個別事案に対応するため、関係機関が連

携する制度設計の整理については一定の評価をするものですが、地域において、高齢者、障害者、ひきこもり等の問題が複合的に重なる包括的な支援問題への対応はより深刻度を深めており、事案対応のプロセスにおいては、各関係機関の担当職員の意欲、経験の蓄積、さらには業務の俯瞰力など、属人的な要因で効果の発現に差が生じているのも事実です。そこで、関係機関の要である区役所の一層の機能強化については、縦割りの弊害構造の改善や人材の増員及び質の強化を図ることが不可欠です。今後の見解と対応を伺います。次に、責任者の在り方についてです。現状、相談窓口はあるものの、担当責任者が不在のため、結果的にたらい回しとなる案件が散見されます。そこで、案件ごとに担当責任者を明確化するルールづくりを検討すべきですが、見解と対応を伺います。また、障害者に係る問題も多く、地域ケア会議が重要な役割を担うことから、障害者相談支援センターをメンバーに加えることを提案します。見解と対応を伺います。さらに、さきの議会の答弁では、総合リハビリテーション推進センターの活用を挙げていましたが、支援の在り方を具体的に伺います。

次に、介護医療院の整備についてです。公募期間は9月末までとのことですが、応募状況を伺います。また、介護医療院の整備が進まない中で、医療依存度が高く、必要な方の入所をどのように検討するのか伺います。次に、高齢者とペットの問題についてです。さきの議会では、次期いきいき長寿プランの策定に当たり、ペット飼養をはじめ、社会環境の変化等により多様化する高齢者などの課題にも対応していけるよう検討するとの答弁でしたが、検討経過及び方向性を伺います。次に、身寄りのない高齢者等と関連する介護予防の取組についてです。令和8年6月に成立した改正社会福祉法により、身寄りのない高齢者等、判断能力が不十分な者を対象とする第2種社会福祉事業が新設されました。単身高齢者への対策は喫緊の課題であり、施行まで期間があることから前倒しし、介護予防を補完する取組とともに、先進的な取組を構築すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、成年後見制度に関する民法改正を踏まえた支援体制の課題について伺います。2026年6月、成年後見制度に関する民法改正法が成立しました。改正法では後見と保佐を廃止し、補助の制度に一元化されます。施行は2028年頃を予定しています。本市は、成年後見制度に関連する多くの施策、事業を実施しており、こうした事業等への具体的な影響は現在精査中とのことですが、現時点での本市の課題認識を伺います。また、実態把握及び関係部署との連携を含め、今後の対応策について伺います。

次に、高齢難聴者への補聴器購入助成について伺います。令和8年度から神奈川県は、高齢難聴者補聴器装用推進事業を開始し、補聴器相談医の受診、適合検査施設の受診、認定補聴器専門店での購入、購入後の装用訓練、医師からの適合証明の受領などの要件を設け、3万円を助成しています。先般、我が会派が実施した公益社団法人川崎市医師会との意見交換会では、この県事業について言及があり、本市では認定補聴器専門店や認定技能士がいる販売店、補聴器適合検査施設などが全区に満遍なく充足しているわけではないことから、原則の例外を活用し、本市においても助成事業の実施を求める意見がありました。既に当局は県と意見交換を行っているとのことですが、得られた知見や課題等について具体的に伺います。

次に、補聴器は本来、軽度、中等度から使用しなければ脳が拒否反応を起こすため、おおむね5回から10回程度、期間にして3か月程度の調整や訓練が必要とされています。

現状、補聴器適合検査施設は川崎区、幸区、麻生区に1か所、中原区、宮前区に2か所、高津区に3か所あるものの、多摩区にはありません。現在、市立川崎病院と多摩病院に補聴器相談医は在籍しているものの、適合検査施設の認定は受けていないとのこと。補聴器は購入しても使いこなせなければ役に立たないことから、市民の利便性及びQOL向上のため認定を受けるべきと考えますが、病院局長に見解と対応を伺います。

次に、放課後等の子どもの居場所づくりについて伺います。8月26日の文教委員会にて取組状況の報告がありました。結論から申し上げますと、児童生徒一人一人の安全確保に関することからも、総論は賛成ですが、各論については一層丁寧に進める必要があると考えます。初めに、法律による行政の原理についてです。児童福祉法に定められている児童館は、本市ではこども文化センターですが、条例に基づき、指定管理者によって運営されています。本事業を拡大展開するに当たり、居場所のベースとなるわくわくプラザの位置づけは、こども文化センター運営要綱の中に僅かな記載があるのみで、今後、居場所として拡大展開する場合には、条例等による明確な根拠や位置づけが必要になると考えます。文教委員会では、局内で検討している旨の答弁がありましたが、事業展開だけが独り歩きし、根拠となる条例や要綱が整備されないまま進んでは、議会としては懸念されます。今後、どのようなスケジュールで議会に示されるのか伺います。

次に、学童期の居場所づくりについてです。文教委員会では、わくわくプラザにおける区分制の考え方が示されました。特に、全児童対策のB区分、自由な遊びの場については、学校施設を活用するとの内容であったため、担い手及び教育委員会事務局との協議についてただしたところ、担い手は現行の指定管理者であり、関係局とも協議中との答弁でした。利用者である児童の安全性を考えると、指定管理者は、スタッフ増員等は必須であるとともに、学校施設の安全管理も求められます。令和8年10月中旬から市内8施設のわくわくプラザにて試行実施するとのことですが、残り1か月程度に迫る中、児童の安全性の確保について具体的に公表されていないことは大きな問題です。文教委員会では指定管理者及び教育委員会事務局と協議中とのことでしたが、その後、どのような結果となったのか、明確に伺います。また、その際の指定管理料の増額等はどのように検討され、予算措置を図るのか伺います。さらに、試行実施する8施設においては、指定管理者による基準となるサービス提供に差異が生じることなく、均質化することが求められます。質の担保をどのように図るのか、見解と対応を伺います。次に、思春期の居場所づくりについてです。市内58か所に設置されているこども文化センター内に、中高生が利用しやすい自習室やチャットができる空間を創出するとして、既に東高津こども文化センターの取組について説明がありました。基本的な考え方は理解しますが、地域間格差もある中で、全てのこども文化センターに整備するのかわたしたところ、明確に回答されませんでした。今後の予算編成にも関することから、どの地域から着手するのか方向性を伺います。また、この取組についても現行の指定管理者を活用するとしています。所掌する範囲をどのように検討しているのか伺います。今回の放課後等の子どもの居場所づくりについては、わくわくプラザ及び学校施設は小学生対象、こども文化センターは中高生対象というすみ分けが示されています。児童館は、法的には18歳未満の子どもたちを対象とする施設ですが、今後、すみ分けをするという方向性の法的な整合性は確認しているのか伺います。

次に、プレコンセプションケアの推進及び相談支援体制の充実について伺います。こど

も家庭庁が令和7年5月に発表したプレコンセプションケア推進5か年計画では、若い世代が将来の健康やライフデザインを主体的に考えられる環境づくりが急務とされ、相談支援の充実や専門医療機関との連携強化が掲げられています。また、本市においても医療や助産の最前線にある医師会、看護協会、助産師会の専門職団体から、若い世代が早期に相談、受診できる包括的な拠点としてプレコンセンターの設置を望む強い声が寄せられているところです。若い女性の痩せや月経随伴症状、将来の不妊リスクなどの課題に対し、早い段階から正しい知識を届け、身近に相談、受診できる体制を整えることは、市民の生涯を通じた健康とウェルビーイング向上に不可欠であると考えます。初めに、現状認識と専門相談拠点の必要性についてです。国や県の動向、市内若年層が抱える健康課題を踏まえ、医療、保健の現場から求められているプレコンセンターのような専門的かつ包括的な相談支援拠点の設置について、市としてどのように捉えているのか、見解を伺います。

次に、受診・検査アクセスの確保と先進事例の導入についてです。石川県加賀市では、20歳から39歳を対象に身体計測や卵巣予備能を調べるAMH検査等を実施し、検査結果を踏まえ、産婦人科医から助言や相談を受けられるプレコンセプションケア推進事業を実施しています。本市においても、普及啓発にとどまらず、若年層が自身の身体と向き合うきっかけとなるプレコン健診や受診しやすい環境の整備、専門医への相談機会の提供といった具体的な支援に踏み出すべきと考えますが、見解と対応を伺います。次に、第3の居場所についてです。周囲に頼れず孤立感を抱える家庭が増える中、本年8月12日に助産師会による第3の居場所、こむすびひろばが開設されました。現在、産後直後の孤立防止は喫緊の課題であり、予約不要のドロップイン形式で助産師が常駐するこの取組は、安心して相談でき、頼れる場として期待されます。本年8月に公表された市全体での相談・通告件数は6,303件、対前年度比6.2%の増加となっています。出産直後のゼロ歳児に対する身体的虐待、ネグレクトの発生状況について伺います。次に、これまで本市が進めてきた産後ケア事業や相談体制などの施策によって、支援を必要とする母子に十分なサポートが行き届いているのか、現在までの取組評価について見解を伺います。次に、こむすびひろばのような専門職による第3の居場所に対し、孤立を防ぎ、切れ目ない支援を届ける観点から、市として今後どのように関わり、支援を行っていくのか、見解と対応を伺います。

次に、全天候型あそび場について伺います。7月30日のまちづくり委員会にて、全天候型あそび場の整備に向けた基本的な考え方の案が示され、第1期では、川崎区、中原区、麻生区の3公園で整備することです。初めに、本施設の整備及び機能についてです。各区の特色を生かし、それぞれがコンセプトを持って整備すべきと考えますが、見解と対応を伺います。また、現在、こども文化センターのホール等、既存の公共施設においても、屋内での一定の遊び場機能を提供しています。例えば大師公園では、整備中のコミュニティセンターの目の前に本施設が整備される予定です。既存の施設との機能分担の考え方を具体的に伺います。次に、事業の進め方についてです。示されたスケジュールでは、他事業と比較して検討期間が短く、利用者ニーズの把握や管理運営体制の検討など、よりよい施設とするためにどのように検討を行っていくのか、見解と対応を伺います。また、本施設は直営での整備を予定していますが、民間活用との比較検討を行わない理由を伺います。次に、整備予定の公園についてです。初めに、中原平和公園では、既存の遊具や広場と本施設が一体的に利用されることで、より豊かな遊びの環境が生まれるものと考えます。一

方、現行の公園利用の状況等を踏まえた検討が必要です。見解と対応を伺います。次に、万福寺檜山公園は、現在、樹木が繁茂し、見通しが悪い状況であり、防犯対策、安全性の向上が必要です。また、遊具広場では、まちづくり局による公園利活用の取組が行われており、遊び場の整備と併せ、まちの魅力やにぎわい創出等、公園環境全体の改善と一体で進めるべきです。見解と対応を伺います。次に、利用者ニーズについてです。対象者は、未就学児から小学校低学年を想定しています。広く丁寧に市民や子どもの意見を聴取し、利用者ニーズに沿った施設設計と運用とすべきですが、見解と対応を具体的に伺います。

次に、一般国道357号の整備について伺います。本市には、東京湾の環状線である国道357号に未整備区間が多くあり、我が会派は一刻も早い全線の供用実現を求めてきました。また、川崎港運協会をはじめ、複数の団体からも長年にわたり同様の要望が出されています。8月21日のまちづくり委員会では、国道357号の取組状況に加え、国から示された関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る原案の概要として、多摩川トンネル区間における事業費の増額や、未整備区間のうち扇島地区の事業着手について報告がされました。一方、未整備区間の整備は、本市のみならず、首都圏全体の道路ネットワークの強化や国際競争力の向上の観点からも重要な課題です。そこで、国道357号の川崎市域における現在の整備状況について伺います。次に、国から示された事業評価監視委員会に諮る原案の内容をどのように受け止めているのか伺います。次に、扇島地区を含む未整備区間の早期着手に向け、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、災害対策全般について伺います。初めに、避難所における暑熱対策についてです。真夏に起きた熊本地震では、避難所である体育館等への空調設置率の低さが改めて顕在化し、文部科学省は冷房が設置されている普通教室等の活用を検討する旨の通知を発出しました。本市においても、体育館の空調整備が完了するまでの間、真夏に学校での長期避難が発生した場合の対応を伺います。

次に、ガスの安全対策についてです。令和8年熊本地震を受け、経済産業省は業界団体を通じて、第一種保安物件に対するLPGガスの供給設備等について、保安の確保措置と注意喚起を要請しています。令和5年4月に液化石油ガス法の指定都市への権限移譲がなされていることから、当然、本市においても早急な把握が不可欠ですが、取組状況について伺います。また、本市公共施設等への対応についても伺います。

次に、学校体育館空調設備整備等事業についてです。本事業の要求水準書では、空調設備等のエネルギー方式は、原則、都市ガス及びLPGガスとされています。今回の熊本地震では、都市ガスの供給が停止し、復旧に約18日間を要しています。都市ガスが停止した場合のエネルギーの代替策は確保されているのか伺います。また、学校によってはLPGガスを設置する予定ですが、地震発生時におけるガス工作物の健全性をどのように確保するのか伺います。

次に、車両の浸水被害防止についてです。令和8年8月千葉豪雨では、猛烈な雨が長時間降り続いた影響により広範囲の内水氾濫や道路冠水が発生し、車の水没等、甚大な被害が報告されました。本市が管理するアンダーパスは11か所あり、車両故障のおそれがある15センチの冠水が発生すると冠水表示板が点灯し、通行止めを知らせることになっていますが、その情報は現地に行かなければ確認できません。また、その際は、建設緑政局施設維持課や各区道路公園センターに発報される仕組みとのこと。冠水時の情報伝達はス

ピード感が重要であり、速やかに各種情報ツール等を活用し、通行できない箇所を広く周知し、車両侵入を抑制する仕組みを構築すべきです。見解と今後の対応を伺います。さらに、アンダーパスに限らず、浸水が起きやすい場所を日頃から市民に周知すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、避難情報についてです。今回の豪雨では、レベル5の大雨特別警報が出されました。レベル5の場合は、既に災害が起こっていて命を守る行動を直ちに取ることが重要ですが、避難所への避難指示と混同している、もしくは具体的取るべき行動を理解していない市民も多く、混乱を招いたと仄聞します。我が会派が従前より求めているマイ・タイムラインの普及促進をはじめ、適切な避難行動の広報周知をより理解しやすく行うことが重要と考えますが、見解と具体的な対応を伺います。

次に、放置車両についてです。千葉市では2,500台を越す放置車両が発生しましたが、本市において同様の事態が発生した場合の体制構築及び対応について伺います。

次に、帰宅困難者対策についてです。今回の千葉豪雨災害では、約1万人の帰宅困難者が発生したとのことです。現状の帰宅困難者対策は大地震を想定していますが、今後は豪雨を想定した対策が必要です。今回の事例からどのように新たな知見を得たのか、見解及び改善策について具体的に伺います。また、今後は混乱が拡大しないよう、現在の計画を見直し、一斉帰宅や送迎等の抑制を含めた帰宅しない環境づくりについて検討すべきですが、対応を伺います。さらに、BCPの取組や帰宅困難者対策等を構築している企業も一定存在しますが、本市との連携の現状や課題及び今後の取組を伺います。

東京都は、東京都帰宅困難者対策条例において、都民に対しては、一斉帰宅の抑制及び家族との安否確認手段の確保、事業者に対しては、従業員の一斉帰宅の抑制、従業員との連絡手段の確保や安全確保及び駅前や大規模集客施設での一時滞在施設の開放等を具体的に定めています。そこで、本市も東京都を参考にした条例の制定等を検討すべきですが、担当副市長に見解と対応を伺います。

次に、入江崎統合幹線事業の取組について伺います。本事業は、市内6か所の浸水リスクの高い重点化地区のうち、川崎区の隣接する3地区を対象とした一体的な浸水対策と入江崎統合幹線に污水収集機能を付加し、老朽化が進む污水ポンプ施設を統廃合することで、老朽化対策も併せて実施するものです。入江崎統合幹線と雨水導水幹線については、施設の設計及び施工を一括して性能発注するDB方式、雨水導水管については、施設の設計及び施工を分離して仕様発注する従来方式を選定していますが、それぞれの事業手法を選定した理由について伺います。次に、現在、基本設計について精査中とのことですが、今年度の具体的な取組と入札公告に向けたスケジュールについて伺います。次に、本市の浸水リスクの高い重点化地区の取組では、既往最大降雨である時間雨量92ミリにおいても床上浸水とならない対策を実施するものであり、近年の線状降水帯による集中豪雨等を踏まえると、時間雨量想定の見直しを図るとともに、施設のスペックを上げる必要性も検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、医療診療報酬の改定について伺います。さきの定例会での質疑において、今回の改定では、川崎病院は地域医療体制確保加算2の該当を見込み、多摩病院は精査中とのことでした。多摩病院は対象となったのか伺います。次に、この加算制度で手当の増額が見込めるのは、川崎病院の特定診療科——一部外科等の診療科の医師のみであります。川

崎病院の特定診療科以外の診療科の医師及び同様に市立井田病院で勤務する医師にも関わる内容です。そこで、手当の支給規程の改正内容及び改正時期についても伺います。また、市立病院に勤務する医師全体にどのように合意形成を図ったのか伺います。次に、今回の医科診療報酬の改定の考え方では、極言をすると、川崎病院と井田病院では、同様の手術を行っても病院が得られる収入に差が生じてしまう懸念があります。特にロボットを使用する手術のケースは顕著であると仄聞します。国が将来的に病院の集約化を自治体に求めていく蓋然性が高い中で、自治体病院として井田病院を維持存続させるために、これから中長期を見据えての役割及び位置づけの一層の熟慮が求められると考えます。見解と対応を伺います。

次に、医師の人事評価についてです。仕事の全体内容の評価ではなく、レセプトの稼働の評価、つまり診療の稼働額での評価がベースとなっており、診療報酬の稼働が低い科目、さらには不採算部門を担当する医師にとっては不公平な評価制度になっているのではないかと懸念をさきの議会で指摘し、その改善を求めたものです。医師個々の定性的な評価に加えて、経営評価を行うなど総合的な評価を行っているとの答弁でした。しかし、医師のモチベーション及び診療の質の向上を目的に、今回の診療報酬の改定を契機として、評価項目の見直しなどを検討すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、市立高等学校改革に関する検討状況について伺います。まず、市内中学校卒業生の学びの保障についてです。8月21日の文教委員会報告では、市内中学校卒業生が2040年までに2割減少することが見込まれていることや、授業料無償化により公立志願者の減少が加速することから、今回の計画では、普通科で3割減、定時制で4割減になることを想定しているとのこと。また、高津・川崎高等学校では、中高一貫校の方向が示されています。本市の教育理念の継続の観点で、市内中学校卒業生の学びの保障をどのように考慮したのか伺います。

また、対象となる生徒、保護者に対し、どのように説明するのか伺います。この部分につきましては他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

加えて、工業地帯を抱える本市において、市立校で唯一、地元産業を支える技術者の養成という社会的要請に応えてきた川崎総合科学高等学校の工業科については、定員割れの状況から設置当初の役割は薄れており、市内2校、横浜市神奈川区に1校ある県立工業高等学校との役割分担が可能として、募集停止とされました。当該校は高卒後の市内企業等への就職実績も高く、求人数は求職者の約80倍、近年では、将来性のあるドローンの国家資格や技術系等の公務員試験においても合格者を輩出するなど、本市への貢献度は計り知れません。卒業後の就労や企業の採用など一定のニーズがある中で、募集停止に当たり、局内でどのような合意形成が図られたのか、詳細を伺います。

次に、定時制及び通信課程の在り方についてです。これらについては、多様な学習ニーズに対応した教育機会、アクセスを確保するという観点から幸高等学校に集約されることとなりました。令和9年度から令和12年度にかけて、設置等に向けた検討と校舎改築を行うとしています。定時制や通信制に通う生徒の中には、家庭の状況や不登校、学習上の課題など、様々な生活上の課題や不安を持つ生徒も多いことが実情です。これまでも高津高校等で実施されている居場所カフェの設置や卒業後のフォローも求められます。集約することによる強みをどのように生かしていくのか伺います。

次に、川崎総合科学高校についてです。定時制課程を令和10年度、全日制課程を令和11年度に募集停止し、敷地と校舎については令和12年度開校予定の高等専門学校で活用するとしています。今年度のスケジュールでは、8月に中学校校長会等との意見交換と学校運営協議会で説明し、11月に計画素案を公表するとしています。令和10年度の全日制課程に入学予定の年代の現在の中学2年生については、この夏から既に学校訪問などの進路学習も始まっている中、短期間での公表であり、十分に学校や生徒、保護者に対し、どのように周知、理解を図るのか、見解と対応を具体的に伺います。特に現場の教職員に対する情報提供については、8月21日の文教委員会での報告の翌日には情報工学科と電子機械科にて、翌々日に定時制課程にて、保護者、生徒向けの学校説明会が開催されました。その中で、募集停止について、生徒、保護者より問合せが寄せられながら、教職員は、皆様が持ち合わせている情報以外ありませんと答えるしかなかった状況と仄聞します。その後、29日の学校運営協議会前までに全教員向けの説明会等を実施すべきと求めてきた経緯があります。現場の教職員への情報提供の在り方について、その後の対応を伺います。また、学校運営協議会において、同窓会団体等より様々な質問が寄せられたと仄聞しますが、その内容及び対応を伺います。

次に、教員の人事異動と処遇についてです。市立高等学校改革により高校教員の数は減少し、学科が廃止される川崎総合科学高校の工業科や縮小する川崎高校の福祉科教員については、他の高校や中学校への異動等も検討するとしています。そのため、教員によっては他教科や中学校講師の免許取得が必要です。特に総合科学高校の工業科の免許を持つ教員は、全日制で39名、定時制で9名おり、本市に郷土愛を持ち、本校を卒業して教鞭を執る教員も複数存在するとのこと。文教委員会の質疑では、引き続き、本市にて教職に従事してもらうために、早急な検討と支援を実施する予算の確保が必然とただし、関係局と検討する旨、答弁されました。今後の意向確認や免許取得への支援策及びフォロー体制の構築について見解と具体的な対応策を伺います。さらに、職場がなくなるという不安の中で、生徒への指導に当たれるのか懸念の声も仄聞します。それら職員への心理サポートも不可欠ですが、見解と対応を伺います。仮に他自治体での勤務等を選択する場合には、来年度の試験、再来年度の着任になることも想定されますが、離職した場合への対応について具体的に伺います。

次に、実務的なサポートについてです。中学校への学校訪問が佳境を迎えているほか、9月、10月には、保護者・児童生徒向けの学校体験会や説明会、学科ごとの説明会なども予定されています。教員への説明が不十分な中で、使用するパンフレットなどへの記載内容や資料作成等について、教育委員会事務局のサポートも必要です。見解と対応を伺います。次に、閉校に向けた支援についてです。学校、教員がワンチームになって閉校に向かう準備が不可欠であり、何よりそれまでの間、生徒が安心して学校生活を送れるための支援が必然です。見解を伺います。特に特色である多彩な部活動では、地域とも密着した活動が行われており、今後、存続する他校との連携なども求められます。それぞれに対する具体的なサポート体制と支援の在り方について見解と対応策を伺います。

次に、学校避難訓練実施状況及び設備点検について伺います。今年、他都市の学校において児童や教職員が負傷する火災事故が発生しました。近年、自然災害への対応として地震に対する防災訓練が注目されていましたが、学校現場においてもタブレット端末等の充

電保管庫をはじめとする各種電化製品の普及に伴い、電気火災などの校内火災リスクへの備えも極めて重要となっています。初めに、避難訓練の実施回数について、東京都においては、小学校、中学校で年11回、高校では年4回という明確な決まりがあるのに対し、本市では統一的なルールがなく、各校の判断に委ねられています。実施状況及びばらつきが生じている理由について伺います。また、他都市の事例も参考に市として統一的な自主基準やルールを定めていくべきと考えますが、教育長に見解と対応を伺います。

次に、非常用放送設備の整備状況とスケジュールについてです。火災等の緊急時に一斉指示を出すための非常用放送設備ですが、一般放送設備等で代用しているため未整備となっている学校数について伺います。また、これら未整備校に対する今後の整備に向けたスケジュールの見通しについて見解と対応を伺います。さらに、体育館の放送設備が故障している学校があると仄聞します。放送設備に関しては緊急性が高く、早急に対応すべきと考えますが、見解と対応を伺います。次に、避難設備の実効性確保及び教職員の習熟についてです。階段が使えない場合を想定した避難袋等の設置・点検状況や教職員が有事の際に確実に展開、使用できるよう、実地での取扱い手順の確認や訓練の習熟をどのように図るのか、現在の設置状況及び今後の取組について見解と対応を伺います。

次に、学校の暑熱対策について伺います。学校の教室では冷房を設置しており、要望してきたシーズン前点検により、現在では4月から点検を実施し、シーズンには使える状況にあると考えます。しかしながら、近年の猛暑や強烈な日射により、最上階や西日の当たる教室などで冷房の効きにむらが生じるなど、依然として課題があります。実態把握の必要性について伺います。次に、教室内の遮熱カーテンについてです。隣接する横浜市では、暑熱対策及び省エネの観点から遮熱カーテンの計画的な設置を進め、2029年度までに市立小中学校全てでの導入を目指しています。本市においても既に一部の学校では独自に遮熱カーテンを導入し、冷房効率が改善したとの声も仄聞します。先行して導入している自治体や本市の事例における具体的な効果等を踏まえ、本市においても、カーテンの標準仕様を遮熱機能付きに見直し、破損や定期更新のタイミングに合わせた順次切替えや、日当たりの強い熱負荷の高い教室への優先導入を計画的に進めるべきですが、見解と対応を伺います。

次に、屋外プールの暑さ対策についてです。本市では民間プールの活用を推進していますが、現行の屋外プールを活用する学校においては実施時期も限られ、現場や保護者からは暑くて水泳授業ができないという困惑の声があり、実技指導ができる学校とできない学校の教育格差が生じています。東京都では、プールを遮熱シートで覆うことで、待機児童の体感温度低減や授業中止の防止を図る取組が進められています。本市でも、民間移行が進むまでの過渡期における対策として、遮熱シートや日よけの設置など、即効性のある暑さ対策を講じるべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、未来を育む学校サポートプログラムについて伺います。教職員が子どもたちと向き合う時間を十分に確保するためには、ICTを活用した業務の効率化とそれを支える通信・機器環境の抜本的な見直しが不可欠です。教育DX推進方針において校務系と学習系の統合が位置づけられる一方、学校現場においては行政系のネットワークや端末も日常的に使用されていることから、ハード、ソフト両面における環境整備について順次伺います。初めに、行政ネットワークの通信環境における早急な改善についてです。現在、学校現場

からは、行政ネットワークの通信速度の遅延により、日常的な勤怠管理や旅費の処理、さらにはeラーニングなどの研修といった各種業務や作業において効率が著しく低下しているとの切実な声が寄せられています。教職員の業務を滞らせないためにも迅速な対策が求められますが、ネットワークスピードの改善に向けた現状の課題認識と対応について伺います。

次に、行政端末の配置及び将来的な統合についてです。現在、行政端末は約7人に1台程度の配置にとどまっており、必要な業務を行う際に順番待ちが生じるなど、多大な時間を要しています。こうした現場の非効率を解消するため、将来的には行政ネットワークや行政端末についても、教育関連のネットワーク、端末と一体的に統合を進めていくべきと考えますが、総務企画局長及び教育次長に見解と対応を伺います。

次に、教育現場における端末更新と端末統合についてです。現在、教職員は校務系と学習系の2台を併用しており、運用の煩雑さが大きな課題となっています。端末統合に当たっては校務、学習、さらには行政業務までを1台で担える十分なスペックの機器選定が必要と考えます。教育DXをスピード感を持って進める観点からも、令和11年度とされる統合時期の前倒しも含め、今後の更新スケジュール及び整備方針について教育長に見解と対応を伺います。

次に、学校内の周辺機器の集約についてです。教職員の負担軽減に向けた採点システムについて、令和8年第2回定例会の我が会派の代表質問に対し、効果を検証した上で、導入拡大に向けた検討を進めてまいりたいとの前向きな答弁でした。確実に導入拡大を進めるべきですが、システムを現場で有効活用するためには、受皿となるハード面の環境整備も重要と考えます。現場においては、コピー機、印刷機、スキャナーがそれぞれ別々に配置されており、設置場所や作業動線に非効率さが生じていると仄聞します。採点システムの導入効果を最大限に高め、現場の作業効率化を図るためにも、将来的には、これら周辺機器を集約・一体化していくべきと考えますが、教育次長に見解と対応を伺います。

次に、学校図書館司書について伺います。現行の教育プランの期間の4年間で全ての中学校に司書配置の方向が示され、令和8年度には7校に配置されました。初めに、配置された7校における生徒の学校図書館活用の反応及び評価について伺います。次に、7月からの先行3校で朝の居場所づくりモデル事業が開始され、9月から2校が加わることで、これら5校のうち4校は、学校図書館を居場所として活用するスキームとなっています。そこで、学校図書館を居場所として選択した理由について伺います。先行3校での図書館活用、もしくは図書の活用の評価について伺います。次に、学校図書館機能に必要とされる学習センター・読書センター機能に加え、GIGAスクールに対応することを含め、情報センター機能の重要性を我が会派は過去に質疑の都度、指摘しました。さらに、3月に文部科学省の図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議の報告書でも、地域のハブ、学校の中心を担う図書館を目指すとして、改めて学校図書館の活用を提言しています。令和8年度には7校に配置しましたが、資格を有する総括学校司書の活用の見直しと併せて、学校図書館司書の中学校全校配置のスケジュールを令和9年度以降で加速化することを検討できないのか伺います。

次に、中学校における給食関連業務について伺います。本市の小学校では、自校調理方式の下、学校栄養職員が給食システムなどの事務を担っている一方、給食センター方式を

採用している中学校には栄養職員が配置されておらず、教職員等が給食主任として給食費徴収システムの入力をはじめとする煩雑な業務を行っています。これらの業務は教員にとって負担が大きく、教材研究や授業準備、生徒指導等の本来業務に支障を来している声を仄聞します。初めに、中学校において教員が給食関連業務を担っているとのことですが、教員以外ではどのような職員が担当しているのか、その割合を含めて伺います。また、教員が給食関連業務を担っている理由や課題認識及びこれまでの教員の負担軽減に向けた取組等について伺います。横浜市では、職員室業務アシスタントとして会計年度任用職員を配置し、給食システムへの入力などの事務作業を専門的に担う体制を整えています。本市でも、給食関連業務の分担化を図り、教職員事務支援員の業務内容や勤務時間などを見直すなど、さらなるICT化を含め、具体的な改善策を検討すべきですが、見解と対応を伺います。

次に、議案第107号から第117号及び議案第122号から第129号に関連して、全庁的な使用料、手数料の見直しについて伺います。令和9年4月に改定が予定されており、4年ぶりの使用料、手数料の見直しとなります。この間、我が会派は、受益と負担の適正化の原則にのっとり、コロナ禍においても見直すべきものは適正に見直すという原則論で議論してきました。財政当局は、過年度において、コロナ禍という社会経済状況の変化を理由に1年以上の見直しを延長した経緯があります。来年4月には物価高騰等に伴う消費税減税が予定されている中、市民生活への影響をどのように考慮された上で改定すると判断したのか伺います。今回の改定内容を精査したところ、前回、令和5年4月に実施したときと比較し、少ないことが分かります。一方、次期改定予定である4年後を見据えると、昨今の物価高騰等のあおりを受け、ランニングコスト等が上昇する見込みであるため、使用料、手数料が大幅に上昇することが推測されます。今後の見通しを伺います。財政局が公表している使用料・手数料の設定基準では、大幅な原価の変動による場合があったときには、継続的な見直しの取組の必要性が説かれていることから、次の4年間を待たず段階的に見直しを行うなど、使用料、手数料の見直しが市民生活に過度な影響を及ぼさないよう、適時適切な取組が必要と考えます。見解と対応を伺います。

次に、議案第120号、川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。この条例は、水道料金を改定するために制定するものです。初めに、料金改定時期についてです。管路、施設の老朽化・耐震化対策や事業環境の変化への対応は必要ですが、諸物価の急激な高騰に苦しむ市民生活を守るためにも、公共料金の値上げは慎重にすべきと考えます。令和9年4月から料金改定を行わなければならない理由について具体的に伺います。

また、本市では一般会計からの基準外繰入金は減免負担金など極めて限定的です。物価高騰及び暑熱対策として、一時的に他都市と同様の基準外繰入金も検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、値上げ幅の設定についてです。今回は基本水量制を廃止するとともに、口径別料金制への移行など、料金制度の見直しと併せ、水道料金収入を初年度は11%、次年度以降は22%値上げする内容となっています。この値上げ幅に設定した理由を伺います。また、令和8年度決算確定時に収支がマイナスとならなかった場合、料金改定率の見直しや激変緩和措置の継続等も検討すべきと考えますが、見解を伺います。さらに値上げの根拠の一つとして、令和7年度から工業用水道事業への給水単価の見直しにより、給水収益が約12

億円減ったことが挙げられていますが、今回の料金改定に合わせ、給水単価の見直しも行うべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、価格改定の根拠についてです。環境委員会で示された財政収支見通しでは、令和8年度に約17億円の純損失が発生し、令和9年度には累積資金残高も約13億円のマイナスと見込んでいます。他方で収益的収支の内訳を見ると、令和8年度の人件費として約61億円が計上されており、令和11年度までの数値の中でも突出して多くなっています。その試算根拠及び令和9年度以降に分散できない理由を具体的に伺います。また、建設改良費については、令和8年度で約185億円、令和9年度で約200億円が計上されていますが、物価高騰による入札不調等により決算時点で大幅に下回る可能性もあります。今年度予算については、現時点での翌年度繰越額及び不用額の見通しを具体的に伺います。さらに、料金改定後の収支見通しでは、令和9年度の企業債として約117億円を見込んでいますが、現行収支見通しでは約78億円と40億円近く少なく見込んでいます。資金的支出としては、どちらも同じ約235億円が計上されているにもかかわらず、資金的収入に大幅な差を見込んだ根拠を伺います。加えて、企業債として同額を計上するだけで、令和9年度の累積資金残高はプラスになると考えますが、見解を伺います。

次に、子育て世帯等に対する負担軽減についてです。当初案と比べ減額となる使用料の範囲と金額及び割合について伺います。関連して減免措置についてです。現在、障害者や要介護高齢者等に対し、最大で月792円の減免がされていますが、申請率を伺います。また、改定後の減免措置について具体的に伺います。さらに、下水道使用料については、社会福祉施設や病院等に対し、施設減免の制度があります。現在の申請率について伺います。

加えて、水道料金についても子育て施設等を含め同様の制度を導入すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、下水道使用料の改定についてです。水道料金との同時改定は市民生活に影響を及ぼすことから、令和10年4月以降に改定時期を先送りするとのことです。現時点で想定している改定時期及び改定幅について伺います。

次に、議案第121号、川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例の制定について伺います。本議案については、市バスの乗車料金を令和9年4月に現行の220円から240円に改定するものであり、近年の物価高騰の背景から、持続可能な事業運営を図り、将来にわたって市バス運送サービスを安定的に提供していくため実施するものです。今回の改定に当たっては、将来の不確実性に臨機に対応するため、上限運賃については260円として国に認可申請を行うとしています。将来的に250円、260円と運賃改定をする判断は、どのような状況になったら具体的に検討するのか伺います。次に、7月の環境委員会報告以降、バス車内における掲示等、利用者への広報の取組状況と意見聴取の状況について伺います。次に、国土交通省への認可申請等、これまでの取組と今後の具体的なスケジュールと対応を伺います。

次に、議案第133号、令和8年度川崎市一般会計補正予算について伺います。初めに、幸市民館・図書館大規模改修事業費についてです。本事業は、6月に実施された建築工事の入札が予定価格超過により不調となったことから、現年度予算を約2億円増額するとともに、債務負担行為を変更するものです。令和7年第4回定例会における我が会派の代表質問では、労働会館改修工事の課題を踏まえ、幸市民館についても改築ではなく改修とした

ことへの妥当性をただしたところ、必要な箇所について改めて完成図面と現況との整合を確認し、着工後におけるリスクが少ないと判断されたとの答弁でした。しかしながら、今回の入札不調を踏まえると、重ねて指摘してきた施設所管局と発注部局との十分な連携、情報共有などの課題が改善されたのか懸念が残ります。労働会館改修工事での教訓をどのように生かしたのか伺います。

また、昨今の入札不調の傾向を踏まえ、本工事にどのような対策を講じたのか伺います。さらに、電気設備、空調衛生設備及び舞台工事等の関連工事が付随して延期となったことによる予算を含めた影響について伺います。加えて、供用開始も当初予定から約3か月遅れることとなりました。市民への影響を考えれば、これ以上遅れを生じさせることなく、着実な工事進捗による早期の供用開始が求められます。今後の工事を計画どおりに進めることができるのか、見通しについて伺います。

次に、関連して、先月、我が会派議員は札幌市の絵本に特化した札幌市えほん図書館及び本年8月にオープンした北海道大学の新しい図書館「こども本の森札幌・北大」を視察し、図書館を本を借りる場所にとどめず、子どもの成長と子育てを地域全体で支える場とする取組について調査研究をしました。今回の図書館の改修を契機に、例えば前述のえほん図書館のような乳幼児から小中学生を対象とした専門図書館の併設などについても検討すべきと考えます。見解と今後の取組について伺います。

次に、高等専門学校設置事業費についてです。その事業費として、債務負担行為補正で2,310万円が計上されています。本事業については、8月21日の文教委員会で報告がありました。壮大なプロジェクトであり、我が会派からは、川崎で学ぶことになる子どもたちが、将来グローバルで活躍するという高い視座と熱量を持ち、今後、企業や大学と交渉、連携してほしいとの意見を述べました。これまで市長は、どのような企業や大学に対しトップセールスを行ってきたのか具体的に伺います。また、本事業は市長肝煎りの公約ですが、本市は、未来を担う15歳から20歳の若者が何を学び、どのような人間に成長してもらいたいのか、市長の教育哲学を伺います。さらに、なぜ今、本市は高専を必要としているのか伺います。加えて、高専の設置は、目的ではなく手段でなければなりません。高専設置によって、川崎の未来をどのように変えたいと考えているのか、市長に伺います。今回の高専設置は、民設民営方式を選択することです。教育内容や学校運営については民間の自由度が確保される一方、本市としてどこまで関与し、どこから学校法人の自主性に委ねるのか、その線引きが重要です。民設民営だからこそ、本市が責任を持つべき部分について市長に伺います。

次に、主要キャンパスは川崎総合科学高校を予定地とするということです。今後、同校は廃止されることとなりますが、同校には長年にわたり専門人材を育成してきた歴史があります。高専に転換する以上、単に学校種を変えるだけではなく、既存の市立高校では実現できなかった教育を実現する必要があると考えます。新しい高専だからこそできる川崎の教育とは何なのか、教育長に伺います。

次に、報告第17号、かわさき市民放送株式会社ほか21法人の経営状況について伺います。公益財団法人川崎市公園緑地協会について、これまで我が会派は、等々力緑地再編整備事業の影響による事業収益の減収への対応として、指定管理者事業に積極的に応募するなど提案し、経営改善を促してきました。8月27日まちづくり委員会では、令和7年度は引き

続き赤字経営であるが、指定管理事業を新たに受託したことにより、経常収益は前年度から約2,300万円増加したとの説明がありました。一方、経常収益に占める市の財政支出の割合は、令和6年度70.3%から令和7年度85.9%へ上昇しています。当該法人は、市財政支出割合が高くなる傾向にならないように、新たに収益を確保できる事業を推進し、低減するよう努めているとのこと。財務状況について本市の見解を伺います。次に、新たな収益源として、当該法人は指定管理を開始するとともに、P a r k - P F I やプロポーザル等にも参画できるよう、組織再編や職員のスキルアップを図ろうとしています。一方、本市は、公園利用者や地域団体等をつなぎ、まとめ、育てる中間支援組織として、これまで培ってきた地域とのつながりや緑に関する技術的ノウハウを生かすことが期待されています。今後、中間支援機能や官民連携を担う法人としてどのように発展させていくのか、本市の見解と今後の取組を伺います。また、本市では、公園等におけるグリーンコミュニティの形成が進められるなど、当該法人の役割が増えていくことが想定されます。限りある人的資源の中で、どのように人材育成を図っていくのか、見解と今後の取組を伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問いたします。(拍手)

○副議長 堀添 健 井土議員に申し上げます。ここで休憩をお諮りいたしたいと思しますので、御了承願います。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。およそ30分休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時45分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも53人」と報告〕

○副議長 堀添 健 休憩前に引き続き、ただいまから会議を開きます。

ここであらかじめ、会議時間の延長についてお諮りしておきたいと思います。

お諮りいたします。本日の会議時間につきましては、ただいまのところ、午後5時を過ぎることが予想されますので、その場合には会議時間を延長することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○副議長 堀添 健 それでは引き続き、みらいの代表質問に対する答弁を願います。市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいまみらいを代表されました井土議員の御質問にお答えいたします。

特別市についての御質問でございますが、広域的な調整機能につきましては、特別市が主体的に広域的な役割を担うとともに、道府県とも連携しながら、相互補完的な対応を行うことを基本とし、その実効性を高めるために制度的な担保の検討も必要であると整理しております。また、財政面の影響への対応につきましては、役割分担の見直しに応じた適

切な税財源配分を基本としつつ、仮に著しい不均衡が生じる場合には、必要に応じて調整の仕組みを導入するなど、丁寧な調整を行うものとして整理したところでございます。次に、特別市に関する三市の考え方につきましては、これまで川崎市、横浜市及び相模原市の3市で、県知事に対し、四首長懇談会の開催を求めるなど、対話の機会の創出に努めてまいりましたが、実現に至っていない状況にございます。こうした状況を踏まえ、今後の建設的な議論につなげていくことを目的として、県や県内市町村等から示されている意見や地方制度調査会等で示されている主な論点について、考え方を整理し、広く共有するとともに、今後の取組の方向性を示すものとして公表したところでございます。今後につきましては、県や県内市町村など関係者の皆様に内容を確認いただき、その上で、相互理解の促進に向けて、3市で連携しながら、対話や説明の機会の創出などについて検討してまいります。また、今回公表した試算結果につきましては、地方財政状況調査のデータ等を用いながら、人口や面積等の客観的な統計値を活用し、算出したものでございます。こうした試算結果は、前提条件や算定方法によって変動し得るものであることから、今後、県と市が客観的なデータを共有しながら、より詳細な検証を行っていくことが重要であると考えております。その上で、特別市制度の検討に当たっては、県や県内市町村の行政運営や住民サービスに支障を生じさせないことを基本とし、県内全体の持続可能な行政サービスの確保に向けて、十分に議論されていくことが重要であると考えております。

臨海部における大規模土地利用転換についての御質問でございますが、扇島地区では、国の課題解決に資する公共性、公益性の高い土地利用転換を実現する上で重要となる道路や公共埠頭等の基盤整備に取り組んでおります。これらの取組により、先導エリアにおきましては、液化水素受入・供給基地のほか、このたび高度物流拠点形成プロジェクトがよいよいよ始動したところでございます。こうした中、本市が認定を目指す国のGX戦略地域制度につきましては、扇島地区における次世代GX産業集積拠点形成や、南渡田地区におけるGXスケールアップ拠点形成などを強力に後押しするものと考えております。本市といたしましては、GX戦略地域の認定を全力で勝ち取り、本市の将来にわたる持続的発展を目指して、大規模土地利用転換の早期実現に向けた取組を推進してまいります。

高等専門学校についての御質問でございますが、初めに、企業や大学へのトップセールスについてでございますが、これまで本市に立地し、情報通信等を事業領域に含む企業や本市で展開されている研究開発と関係性がある大学に対し、私たちが訪問し、目指す高専像について、トップの方々に直接御説明してきたところでございます。本市が成長し続けるためには、人を育てることが全ての基盤であると考えております。その中で、とりわけ10代後半は、自らの生き方や将来を思い描きながら、人間として大きく成長する極めて重要な時期であると考えております。若者には、この時期に、自らの興味や関心を大切に、自由な発想を持ちながら、社会とのつながりの中で、失敗を恐れず挑戦していくことの大切さを学び、地域や産業、ひいては日本の未来を切り開く人材になってほしいと考えております。次に、本市が高専を必要としている理由についてでございますが、京浜工業地帯の中核を担う都市として重要な産業基盤を担ってきた本市は、現在では、550以上の研究開発機関が集積するなど、イノベーションを創出する基盤の整備を加速させております。それらを持続可能なものとするためには、本市に集う皆様と一緒に人材を育てることが必要であると考えております。高専は、感性豊かな10代後半の全てを使って、テクノロ

ジーに没頭することができる教育機関であり、先端分野、成長分野の知識と実践を身につけた上で、イノベーション人材を企業や大学へ送り出していくことが可能であり、本市が今後も成長し続けるためには、まさにこの仕組みが必要であると考えております。また、本市が目指す高専が、人材育成を媒介としたイノベーションハブとしての役割を担うことで、トップレベルの学生との対話や協働により、企業や大学の活性化が期待されるところでございます。さらには、学生自身も卒業後は産業の成長をリードする人材として活躍することなどを通じて、本市が我が国の研究開発、産業の中核を担う都市として、持続的に発展していくことにつなげてまいりたいと考えております。次に、本市が責任を持つべき部分についてでございますが、教育機関として安定的に運営できることが大変重要であることから、本市が校舎、校地を提供するほか、設置経費、運営経費の一部を負担することなどにより、全体の下支え役として運営の安定化を担いたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 三田村副市長。

〔副市長 三田村有也登壇〕

○副市長 三田村有也 初めに、出資法人についての御質問でございますが、出資法人における人材確保につきましては、本市の附属機関である川崎市行財政改革推進委員会からも意見をいただいております。本市といたしましても重要な課題と認識しているところでございます。こうしたことから、昨今の社会経済状況等を踏まえつつ、各法人において必要な人材が確保できるよう、公益財団法人や株式会社などの法人種別や経営状況等を勘案しながら、人件費に係る適切な財政的関与を含めた対応について、出資法人と市が一層連携しながら取組を進めるよう、関係局に指示してまいります。

次に、指定管理者制度についての御質問でございますが、指定管理施設における適正な人員配置や適切な労働条件の整備につきましては、サービス水準を確保する上で重要であると認識しております。指定管理施設における労務管理は、原則として雇用主である指定管理者が責任を持って行うべきものではございますが、公の施設の適正な管理運営を確保する観点から、施設所管課によるモニタリング等を通じて、サービス水準などを含めた施設の運営状況等について確認を行い、指定管理者に対して適切な指導を行うよう、改めて関係局区に指示してまいります。次に、適正な労務管理に関する通知等につきましては、こうした取組の実効性の確保に有効であると考えておりますので、施設所管課を通じて周知するなど、適正な労務管理とサービス水準の確保に向けた取組の推進について、関係局区に指示してまいります。

次に、帰宅困難者対策についての御質問でございますが、大規模災害時におきましては、通勤通学者等が集中する主要ターミナル駅及びその周辺における混乱や二次災害を防止するため、行政、市民、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、連携して対策を進めていくことが重要であると考えております。こうした連携の実効性を高めていくため、東京都では、条例により事業者等の責務を明らかにすることや、一斉帰宅の抑制に努めることなどを定めているものと認識しております。本市では、主要駅周辺において、交通事業者、一時滞在施設、企業等が参加する協議会等を通じて、平時から顔の見える関係を構築し、対策を進めているところでございますが、今後、さらなる帰宅困難者対策の充実を図るため、条例の必要性も含め、地域防災計画や協議会等での位置づけの強化など、様々な仕組

みについて検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育長。

〔教育長 落合 隆登壇〕

○教育長 落合 隆 初めに、避難訓練についての御質問でございますが、各学校におきましては、子どもたちの発達段階や想定される災害等を踏まえ、それぞれ年間計画を作成し、実施しているところでございます。防災教育におきましては、子どもたちが自ら考え、適切に行動し、自らの命を守る力を育むことが大切であり、防災教育の一環として行われる避難訓練におきましても、各学校の状況に応じた様々な場面を想定して訓練を実施し、子どもたちに実践力を身につけさせることが重要であると考えておりますので、今後、昨今の災害リスクの高まりや他都市の状況を踏まえ、各学校の訓練の充実を図ってまいります。

次に、統合のスケジュール等についての御質問でございますが、教育DXにつきましては、教育活動の質の向上や教職員の働き方、仕事の進め方改革の推進に向けて、スピード感を持って取り組んでいく必要があるものと考えており、クラウド型校務支援システムの稼働が予定されている令和11年4月に向けて、着実に取組を進めてまいります。

次に、高等専門学校についての御質問でございますが、高専には、高等学校とは異なり学習指導要領がなく、独自に柔軟なカリキュラムを5年一貫で編成することが可能であるといった特徴がございます。そのため、新しい高専では、企業や大学と連携し、学びの先にある領域から逆算してカリキュラムを設計することで、最先端の研究が行われる現場に触れ、イノベーションが生まれる現場を身近に感じながら学習に取り組むことができるものとなり、その中で、学生自身が自らの関心があるテーマで、専門性を深められる教育が実現できるものと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 池之上健一登壇〕

○上下水道事業管理者 池之上健一 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、入江崎統合幹線事業についての御質問でございますが、入江崎統合幹線及び雨水導水幹線につきましては、シールド工法を予定しており、民間事業者の参画意向や浸水対策の早期効果発現、事業費の縮減、民間ノウハウの活用が期待できることが確認されたことからDB方式を選定し、また、雨水導水管につきましては、開削及び推進工法による標準的な管路工事であることから、市内事業者の受注機会の確保等を踏まえ、従来方式を選定したところでございます。次に、今年度の取組につきましては、入江崎水処理センター内において、シールド工事の立て坑用地を確保するための工事を先行して進めるとともに、入江崎統合幹線、雨水導水幹線及び雨水導水管等の基本設計に取り組んでいるところでございます。また、今後のスケジュールにつきましては、入江崎統合幹線工事の令和9年度の着手に向け、要求水準書等の作成に取り組み、今年度中の入札公告を目指してまいります。次に、入江崎統合幹線事業につきましては、早期に効果を発現し、浸水被害の軽減を図ることが重要であると認識しており、現在の事業計画に基づき、対策施設の整備を着実に進めてまいります。また、気候変動の影響を踏まえた整備水準などの見直しにつきましては、市域内の総合的な雨水対策を推進するための共通の指針となる雨水対策基本方針の策定に向けた取組を関係局区と連携して進め、必要な対応を図ってまいります。

次に、川崎市水道条例の改正についての御質問でございますが、初めに、料金改定の時期につきましては、累積資金不足の発生が令和9年度の見込みであること、また、年度当初は、前年度の事業費精算に伴い、資金需要が多いことから、令和9年4月からの改定としたところでございます。次に、料金改定率につきましては、令和9年度から令和11年度までの料金算定期間中に当年度純損失が発生しないこと、算定期間末の資金残高を退職給付引当金の額または算定期間前年度末資金残高とおおよそ同程度とすること、算定期間中において、企業債残高対給水収益比率が400%以下となることを満たすものとして設定したところでございます。次に、令和8年度決算時における対応についてでございますが、このたびの料金改定では、令和9年度から令和11年度までの3年間で料金算定期間とし、改定内容を決定したところであり、令和8年度決算の状況のみをもって判断することは困難であると考えております。次に、工業用水道事業への給水単価につきましては、工水送水管の更新に伴い、工業用水道への日量4万立方メートルの定量給水から、日量4万立方メートルを最低水量とする変動給水に見直したことにより、令和2年度から令和4年度までの水道事業の固定費、変動費に基づき、令和7年4月に基本料金、使用料金、超過料金の単価を設定したところであり、現時点での改定は考えていないところでございますが、今後、費用の動向等を踏まえ、必要な対応を検討してまいります。

次に、人件費についてでございますが、今年度予算につきましては、給与改定等に伴い、給料、手当等が増加するとともに、退職給付引当金の要引当額の増加により退職給付費が一時的に増加したところでございます。職員の給料、手当や退職給付費などは、現年度に発生する費用を予算として計上するものであり、次年度以降の費用として平準化を図ることは難しいところでございます。次に、建設改良費についてでございますが、今年度予算の執行状況につきましては、現時点では、具体的な見通しをお示しすることは難しいところでございますが、おおむね順調に推移しているところでございます。次に、資本金収入についてでございますが、料金改定後の財政収支見通しにおいて、企業債借入額を増額したことにつきましては、料金改定に伴い、給水収益が増額することにより、企業債残高対給水収益比率の400%以下を達成できると見込んだことによるものでございます。料金改定を行わずに、単に企業債の借入を増やすことは、将来世代の負担軽減の観点からすべきではないと考えております。次に、子育て世帯等に対する負担軽減についてでございますが、3人世帯の月の平均的な使用水量21立方メートルでは、改定率は16.8%、改定額は22%改定を行った場合との比較で131円の減額となり、4人世帯における月の平均的な使用水量24立方メートルでは、改定率は15.9%、改定額は22%改定を行った場合との比較で190円の減額となり、それ以上の世帯人数の平均的な使用水量においても同程度の改定率となっております。次に、障害者や要介護高齢者等の福祉減免の申請率につきましては、対象者数と減免件数による概算で65%程度となっております。福祉減免につきましては、口径13ミリメートルから25ミリメートルまでの基本料金及び10立方メートルまでの使用料金を減免額としており、この制度を継続してまいります。次に、下水道使用料の施設減免の申請率につきましては、事業所数と減免件数による概算で10%程度となっております。次に、下水道使用料の改定時期等につきましては、今後、水道事業会計と同様の企業債残高を適正に管理する手法の導入に合わせて検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 総務企画局長。

〔総務企画局長 宮崎伸哉登壇〕

○総務企画局長 宮崎伸哉 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、総合計画の評価についての御質問でございますが、政策評価制度は、課題や改善点の明確化により、施策、事務事業を効率的かつ効果的に推進するとともに、達成状況を市民に分かりやすく示すことが重要と考えておりますので、第4期実施計画の評価では、各常任委員会での御指摘も踏まえ、適切な検証が行われるよう、制度の趣旨や改善すべき課題を考慮しながら、評価シートの設計等を行うとともに、各局と協議調整を行ってまいります。次に、政策評価審査委員会の審議結果についてでございますが、妥当でないと判断された1施策につきましては、施策の推進に向けて残された課題を明確化することが重要との判断に至り、事業所管局において変更を行ったところでございまして、課題を明確化した上で、改善策を講じていくことの重要性について、さらなる周知が必要と認識したところでございます。こうした結果を踏まえ、施策、事業の目的や課題を明確化し、事業所管局が適切に検証を行い、責任を持って施策推進に当たることができるよう、評価制度の改善に向けた検討を進めてまいります。

次に、出資法人についての御質問でございますが、出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持つものであり、人材確保についても各法人が主体的に取り組むべき事項であることから、これまで本市では、一律の人材確保支援策は講じてこなかったところでございます。一方で、厳しい人材獲得競争が今後も見込まれる中、本市といたしましても、法人の人材確保策は重要な課題と認識しておりますので、来月から実施するヒアリングにおいて、これまでの連携・活用方針の取組状況等に加え、人材確保策の現状や課題などについても状況等を把握することとし、各法人における人材戦略等の好事例を把握した場合には横展開を行うなど、制度所管局として、各法人及び所管局に対する支援を行ってまいります。

次に、指定管理者制度についての御質問でございますが、賃金スライド方式につきましては、他都市における導入状況や制度運用上の課題等を調査研究しており、近年の急激な賃金上昇への対応や公の施設の安定的な管理運営に向けて、有効性の高い手法であることから、関係部局と連携し、本格的な導入に向けた検討を進めているところでございます。今後につきましては、今年度中を目途に制度設計及び庁内調整を行い、令和9年4月1日以降に募集を開始する指定管理施設から順次導入できるよう取り組んでまいります。

次に、学校現場の通信環境等についての御質問でございますが、学校現場における通信の遅延につきましては、教育委員会事務局及び学校からの報告等により把握しており、現在、解消に向けて回線事業者からの情報収集や原因分析を行うとともに、今後の回線契約の見直しに向け、検討を進めているところでございます。次に、端末及びネットワークの統合についてでございますが、各種ネットワークの連携につきましては、全体最適化の観点から重要なものと認識しておりますので、全庁的な情報システムの管理運営を統括する総務局といたしましては、教育委員会事務局における取組の状況に合わせて、必要な助言や技術的支援を行うなどの連携を図ってまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 財政局長。

〔財政局長 井口拓也登壇〕

○財政局長 井口拓也 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、財政運営についての御質問でございますが、財政調整基金残高につきましては、令和8年度当初予算及び補正予算に計上した積立・取崩額のほか、令和7年度決算による歳計剰余金処分として積み立てた額を合わせますと、現時点では約197億円と見込まれますが、今後の補正予算等の財源となることから、この額は変動するものでございます。適正な残高水準につきましては、市税をはじめとする歳入の状況や、物価高騰などの社会経済環境の変化等を注視し、また、他都市の状況も参考にしながら検討してまいります。経常収支比率につきましては、令和7年度決算におきまして、市税収入の増等により、97.2%と前年度比で2.1ポイント改善したところでございますが、先行きが不透明な財政環境が続く中でも、市民の皆様に安定的に行政サービスをお届けするためには、中長期的に低減を図る必要があると認識しております。今後につきましても、税源涵養や財源確保の取組を進めるなど、持続可能な行財政基盤の構築に向けて着実に取り組んでまいります。

次に、補助金等についての御質問でございますが、令和9年度の予算編成に当たりましては、収支フレームを基本としながら、物価の高騰や賃金、金利の上昇などの環境変化を的確に捉えて、必要な事業費を見積もるよう、予算編成方針等において周知しているところでございます。補助金等につきましても、補助・助成金見直し方針を基本として、各補助・助成金の目的や必要性、実績等を確認するとともに、予算編成方針や見積基準などを踏まえ、物価・賃金上昇などの社会経済状況を勘案しながら、予算編成作業の中で検討してまいります。

次に、減債基金についての御質問でございますが、減債基金からの借入れにつきましては、現在497億円となっており、収支フレームでお示ししましたとおり、今後も一定の借入れを見込んでいるところでございます。また、運用につきましては、債券や預金等で運用することで財政負担の軽減を図っており、国債や地方債、財投機関債等による債券運用におきましては、満期を迎えた債券の再投資を前提として、毎年、計画的に10年債、20年債、30年債を購入するラダー型運用を行うほか、近年では金利の上昇を受け、決算状況や今後の基金残高の推計等を踏まえ、5年債を追加購入するなど債券運用額を増やし、安定的かつ効率的な運用に取り組んでおります。減債基金からの借入れは、基金全体の運用に一定の影響を与えることとなりますことから、今後も減債基金からの借入れに頼らない財政運営を目指すとともに、安全性や流動性の確保などリスク管理を徹底し、債券と預金等のバランスを考慮しながら、市場環境を踏まえた効率的な運用による収益の確保に努めてまいります。

次に、全庁的な使用料、手数料の見直しについての御質問でございますが、本市では、平成26年度に策定した使用料・手数料の設定基準に基づき、おおむね4年ごとに見直しを行っております。現在、物価高騰が市民生活に大きな影響を及ぼしていることは十分認識しておりますが、一方で、施設の維持管理や行政サービスの提供に要する経費も上昇しております。施設やサービスを利用される方と利用されない方との負担の公平性、公正性を確保するためには、受益と負担の適正化を図ることが必要であることから、設定基準に基づき、令和9年4月に見直すこととしているものでございます。今後の見直しについてでございますが、見直しに当たりましては決算額をベースに原価計算を行っており、昨今の物価高騰により維持管理費等も上昇していることから、次回の見直しについては、使用料、手数料の原価に影響を及ぼすことが想定されております。見直しの時期につきましては、

設定基準では、大幅な原価の変動による場合などを除き、おおむね4年ごとに検討していくこととしており、経過措置も設けておりますことから、基本的には4年に1度の見直しと考えておりますが、近年の物価高騰などにより、施設の維持管理費や行政サービスの提供に要する経費は大幅に増嵩しておりますことから、市民生活への影響や受益者負担の状況などを総合的に勘案した上で対応してまいりたいと考えております。

次に、水道事業への繰出しについての御質問でございますが、水道事業を含む地方公営企業につきましては、その経営に要する経費は料金収入をもって充てる独立採算制を原則としており、一般会計から公営企業会計に対して支出する繰出金につきましては、総務大臣が定める基準に基づき執行することを基本としておりまして、基準外繰出しといたしましては、水道事業や下水道事業における減免負担金等に限定して支出しているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 経済労働局長。

〔経済労働局長 田邊 聡登壇〕

○経済労働局長 田邊 聡 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

農業者支援についての御質問でございますが、有害鳥獣駆除事業につきましては、昭和58年に制定した要綱に基づき、市内農業団体等が有害鳥獣による農作物への被害防止に取り組む経費の支援を一部支援しており、令和2年度から本市40万円と県40万円を合わせた80万円を補助金としてJ Aセレサ川崎に交付しているものでございます。被害の防止に向けましては、捕獲のほか、農地への侵入を防ぐこと等が重要であると考えており、令和8年度から農業経営高度化支援事業において、鳥獣の侵入を防ぐ設備等の設置を補助の対象に加えたところでございます。今後に向けましても、J Aセレサ川崎や関係局と連携し、農業者へのヒアリングを行い、捕獲状況等の把握に努めるとともに、実情に合わせた有効な対策について幅広く検討してまいります。環境保全型農業推進事業等補助金につきましては、農業者団体に対し、環境負荷の軽減に配慮した栽培技術の導入に必要な資材等の購入を支援するものでございます。環境保全型農業を推進する上で、新たな栽培技術の導入は重要であると考えていることから、土壌水分を保持する等の新たな資材についても効果を検証し、補助対象の適合性を検討してまいります。令和7年度の補助対象者は、市内農業者で組織された5団体を対象としたところでございますが、より多くの農業者団体が環境保全型農業に取り組んでいただけるよう、本補助金の周知に努め、支援してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 鹿島 智登壇〕

○健康福祉局長 鹿島 智 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定についての御質問でございますが、相談支援体制につきましては、関係団体とのヒアリングやニーズ調査等において、指定特定相談支援事業所の不足や相談窓口の明確化等を求める御意見をいただいたところでございます。このため、次期プランにおきましては、指定特定相談支援事業所による計画相談支援の充実に加え、障害者相談支援センター及び区役所を中心とした相談支援体制の強化や地域リハビリテーションセンターによる専門的支援及び後方支援機能の充実などを位置づけるとともに、障害のある方や支援ニーズを抱える方が必要なときに身近な地域

で相談できる包括的な相談支援体制の充実について検討をしているところでございます。計画相談支援の利用者割合につきましては、障害児者の計画相談支援の利用状況や提供体制等を踏まえ、目標値の設定に向けた検討を進めております。計画相談支援の利用者割合の向上に向けましては、指定特定相談支援事業所への市独自の補助制度を見直し、新規事業所が参入しやすいものに改善したところでございます。また、計画相談支援の利用機会の拡大を図るため、利用者と事業所をつなぐ仕組みの導入を進めるなど、希望する方が計画相談支援を利用できる環境整備に取り組んでいるところでございます。

障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、家族だけではなく地域全体で支える体制を構築していくことが重要であると認識しております。障害のある方の家族会等へのヒアリングでは、最も身近な支援者である家族の高齢化により、これまで家族が担ってきた領域への支援の必要性として、医療的ケアや強度行動障害等にも対応できるグループホームの整備のほか、短期入所における緊急時の受入れ体制の充実等が求められていることを把握したところでございます。こうした課題に対応するためには、支援ニーズを抱える方の早期把握、早期支援や緊急時に円滑に短期入所を利用できる仕組みづくりなど、地域生活支援拠点等機能の充実を通じた障害のある方の生活を支える地域資源の強化や多様なニーズに対応したグループホーム等のサービス基盤の整備に取り組むとともに、それらを支える障害福祉人材の確保、定着や事業者への支援等を進め、地域におけるサービス提供体制の確保に向けた在り方等について、次期プラン策定の中で検討しているところでございます。

次に、地域活動支援センターB・C・D型についての御質問でございますが、地域活動支援センターの補助金の算出根拠となる利用実績の算定につきましては、個々の利用者の体調等を十分に把握できる対面での支援を基本としていることから、2時間以上利用した場合に、実利用人数として算定しているところでございます。精神障害の特性を踏まえた短時間利用や利用実績の算定の考え方につきましては、地域活動支援センターの利用実態に関する意見交換や他都市の取組状況の把握など、課題整備に努め、事業運営の在り方について検討してまいりたいと存じます。

次に、複合的な課題を抱える方への支援についての御質問でございますが、支援ニーズが複雑化、多様化する中、相談支援従事者の資質向上とともに、業務環境の改善や支援体制の整備も重要な課題であると認識しております。認知症や虐待など困難を抱える高齢者の相談件数が増加しており、区役所と地域包括支援センター等の関係機関とのさらなる連携強化が求められている状況を踏まえ、現在、区役所を中心に事例検討会の実施や研修などを通じた人材育成を進めているところでございまして、業務の実施手法等の在り方について検討してまいりたいと考えております。併せて、相談支援を的確に行っていくためには、支援の実施状況を組織的に確認しながら対応することが重要でございますので、こうした情報を一元的に集約し、定期的に進行管理する仕組みの導入に向けて調整を行っております。また、支援が必要な高齢者や障害者が地域で生活していく上で、近隣住民の理解や見守りの意識を醸成することが必要であることから、地域ケア会議や地域自立支援協議会に地域包括支援センターと障害者相談支援センターが相互に参画しながら、地域ネットワークの強化に向けた取組の推進に努めてまいりたいと存じます。総合リハビリテーション推進センターの機能の一つである相談機関等の後方支援につきましては、現在、区役所

における相談支援の進行管理を行う新たな仕組みを調整しているところでございますので、こうした状況を踏まえながら、同センターの役割について改めて検討してまいりたいと存じます。

次に、介護医療院についての御質問でございますが、慢性期の医療・介護ニーズへの対応として、介護医療院の整備に取り組む必要があることから、令和8年7月21日から公募を開始したところでございまして、9月24日からの応募の事前エントリーシートの受付開始に向けて、公募条件などに関する複数のお問合せをいただいているところでございます。一方、特別養護老人ホームや介護付有料老人ホーム等においても、医療的ケアが必要な要介護高齢者の受入れが進むよう、介護職員に係るたんの吸引等研修など、引き続き、体制整備に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、高齢者とペットの問題についての御質問でございますが、高齢の飼い主がペットを飼養する際の主な課題としましては、飼い主の突然の入院や死亡等によりペットの飼養継続が困難となる場合があり、関係機関や関係者の大きな負担になっているものと認識しております。本市においては、飼い主に対し、終生飼養や万一に備えた対応などについて、福祉関係者やボランティア等と連携しながら、普及啓発の取組を推進しているところでございます。また、国においては、動物愛護管理法改正の中で、ペットの緊急一時保護についても議論されていることから、その動向について注視しているところでございます。次期かわさきいきいき長寿プランの策定に向けましては、飼い主が万一に備えることへの意識の醸成や区役所衛生課等の適切な相談窓口につなげるための工夫など、介護支援専門員連絡会やボランティア団体との意見交換を今後も進め、現場の実情を丁寧に把握するなど、飼い主や関係者の支援に資する効果的な取組を推進してまいりたいと存じます。

次に、頼れる身寄りがいない高齢者等への対応についての御質問でございますが、今般の社会福祉法改正によりまして、これまで本人や家族等が担うことを前提としてきた入院、入所の手続、死後事務等の支援を行う事業が新たに位置づけられました。こうした支援の実施に当たっては、判断能力が低下する前から本人の意思を確認しておくとともに、日頃からの信頼関係を構築しておく必要があることから、高齢者や障害者の生活支援を提供している多様な主体によって実施することが想定されております。本市といたしましても、市内の社会福祉法人をはじめとする様々な関係者と協議をしながら、本事業の実施体制について検討してまいりたいと存じます。

次に、成年後見制度についての御質問でございますが、今般の民法改正によりまして、終身にわたる制度利用だけではなく、必要がなくなったときは終了すること等が可能となりますが、利用を終了したとしても、引き続き何らかの支援が必要となることが想定されることから、改正後の制度と連続する権利擁護の支援体制を整備する必要があるものと考えております。社会福祉法の改正により、判断能力が低下した方に対して生活支援を幅広く実施する事業についても創設されておりますので、その実施体制の整備と併せて、成年後見制度の見直しへの対応策を検討してまいりたいと存じます。

次に、補聴器購入助成についての御質問でございますが、県の高齢難聴者補聴器装用推進事業費補助につきましては、県が定める補助条件を満たす購入補助制度を市町村が行う場合に、市町村の助成額に県が上乗せして補助するものでございまして、購入後の装用訓練の受療、修了等までを補助条件に含むことから、本人の耳に最適な補聴器調整、適合の

実現に資することや、原則として3か所の関係機関の受診、訪問が必要なところ、原則の例外を活用した場合には、2か所の受診、訪問により補助条件を満たすことも可能となっております。一方で、他都市が単独で実施している補助制度と比較して、補助条件を満たす関係機関が限定されることや、利用者が複数の医療機関や販売店等へ補聴器調整に適合するまで幾度も受診、訪問する必要がある、補助条件を満たすまで一定期間を要する点などが課題と認識しております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、放課後等の子どもの居場所づくりについての御質問でございますが、わくわくプラザ事業につきましては、こども文化センター条例の規定を踏まえ、こども文化センター運営要綱及びわくわくプラザ事業実施要領を定め、こども文化センターの事業として実施しているところでございますが、制度上の位置づけ等につきましては、事業の実態や区分制の全市展開に向けた取組を進める中で、改めて検討してまいります。区分制の試行に向けた指定管理者及び学校との協議につきましては、10月中旬の開始に向け、引き続き調整を進めているところでございます。児童の安全確保は事業の根幹となりますので、児童の動線も踏まえて使用する学校施設を決定するとともに、安全に配慮した人員配置等について整理した上で、適切な管理の下、実施してまいります。指定管理料につきましては、活動場所の拡充に伴い、児童の見守りや安全管理などの負担が増加することから、追加で必要となる経費を精査し、適切に対応してまいります。サービスの質につきましては、施設の状況や利用児童数等が異なる中においても、一定の水準を確保することが重要であると認識しており、引き続き、モニタリングや協議等を通じて運営状況を把握し、必要な助言指導を行うとともに、各施設における課題を共有し、改善に向けた取組を進めてまいります。

次に、こども文化センターにつきましては、建物の構造や利用状況等が各施設で異なることから、現時点では、全館共通の仕様による整備や特定の地域から着手するといった方向性は定めておりません。まずは、東高津こども文化センターにおいて試行し、利用者の声や利用実態、運営上の課題等を検証した上で、必要な予算の確保に向けて関係局と調整してまいります。指定管理者が担う業務の範囲につきましては、基本協定に基づく仕様書において、子どもの居場所の提供について定めていることから、その範囲内で実施することを想定しております。今回の取組につきましては、こども文化センターの利用対象を中高生に限定するものではなく、引き続き、18歳未満の児童を対象とする施設として運営しながら、諸室の活用方法や利用時間帯などの工夫により、小学生をはじめとする従来の利用者にも配慮しつつ、中高生にとっても利用しやすい居場所となるよう、環境の充実を図るものでございます。

次に、プレコンセプションケアについての御質問でございますが、プレコンセプションケアは、性や妊娠に関する正しい知識の普及と健康管理を促進する取組であり、ライフステージに応じて総合的に進めることが重要であると認識しております。また、必要に応じて専門相談や適切な医療につなぐ機能が求められるものと考えております。本市におきましては、川崎市不妊・不育専門相談センターにおいて専門医等による相談を実施するとと

もに、助産師による妊娠・出産SOS相談事業等を行っており、今後につきましては、プレコンセプションケアに関する理解の促進と関連事業の連携強化を図り、必要な方が適切な時期に相談機関につながるができるよう、医師会や看護協会、助産師会等の関係団体との意見交換や他都市の取組状況の調査を進めながら、実効性の高い相談支援体制の在り方について検討してまいりたいと存じます。他都市においてプレコン健診として実施されている若年層を対象とした将来の妊娠、出産に備えた健康診査につきましては、若い世代が自身の健康状態を知り、将来のライフプランについて考えるきっかけの一つになるものと認識しております。一方で、事業の効果や対象者への有効なアプローチの方法、費用対効果等については十分に見極める必要があるものと考えておりますので、先行自治体の取組や国の動向等について情報収集を行うとともに、本市における若年層への健康支援の在り方も踏まえながら、その必要性や有効性について検討してまいります。

ゼロ歳児に対する虐待の発生状況につきましては、令和7年度児童虐待相談・通告件数のうち、身体的虐待は71件、ネグレクトは256件で、身体的虐待につきましては前年度の63件から12.7%増加、ネグレクトにつきましては前年度の291件から12.0%減少したところでございます。本市の産後ケア事業や相談体制の評価につきましては、これまで産後ケア事業の拡充を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の充実に取り組んできたところでございまして、その結果、産後ケア事業や各種相談支援の利用が増加しており、より早い段階から支援につながる機会が拡充されたものと認識しております。一方で、母子を取り巻く課題は多様化、複雑化しており、支援につながりにくい方への対応も課題となっておりますので、今後も、利用状況やニーズの把握に努めながら、適切な支援に早期につなげるための施策の充実に取り組んでまいります。助産師が常駐する親子の居場所につきましては、妊娠婦や乳幼児の健康、育児に関する専門的な相談に応じ、地域で孤立しがちな保護者が安心して過ごせる場となることにより、育児不安の軽減や孤立の防止につながるとともに、支援を必要とする家庭を早期に把握し、状況に応じて医療機関や行政機関へつなぐ役割も期待できるものと考えております。本市といたしましては、このような地域の居場所を妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を担う地域資源の一つと認識しておりますので、区役所地域みまもり支援センターやすくすくひろば等との連携を図るとともに、周知等に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、施設減免についての御質問でございますが、子育ての関係施設や社会福祉施設等につきましては、人材確保や処遇改善、昨今の物価高騰や中東情勢等の影響により経費が増加傾向にあることなどから、今回の水道料金の改定についても一定の影響が出るものと認識しております。現在、水道料金等の改定に関する各種団体等に対する説明会での意見や上下水道局のホームページ上に寄せられた質問、意見等を取りまとめており、引き続き、関係局と連携しながら、意見等の把握や影響の精査を進め、水道料金の減免の必要性や対応等について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 定山武史登壇〕

○まちづくり局長 定山武史 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

幸市民館・図書館改修工事についての御質問でございますが、入札不調につきましては、設計時点から入札時点までの急激な建設費の高騰等により、単価の乖離が生じたものと推

察しております。設計価格の積算に当たっては、建設費の高騰に迅速に対応するため、標準単価を毎月更新するとともに、内訳書における一式計上の数量を提示し、より正確に積算できるよう取り組んでおります。次に、関連工事に関する予算を含めた影響につきましては、最新単価への入替え等を行い、設計価格を見直した結果、事業費の増額等が必要となるとともに、関連工事を含め、工事着手が本年10月から12月に変更となる予定でございます。次に、今後の工事の見通しについてでございますが、設計に当たっては、既存図面を基に構造計画や設備計画の実現可能性を現地にて確認するとともに、市内建設業界団体と施工計画等についてヒアリングを実施した上で適切に工期設定などを行っており、工事着手後においては関連工事を含めた工程管理に努め、関係部局と連携しながら、早期の供用開始に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、全天候型あそび場についての御質問でございますが、本施設の整備及び機能につきましては、画一的なものではなく、整備する各区の公園や地域の特性を生かすことが大切と考えており、地域の御意見を伺いながら整備を進めてまいります。次に、既存施設との機能分担の考え方につきましては、全天候型あそび場は、公園の緑や既存の遊び場と一体となった都市公園法上の遊戯施設を整備するものであり、卓球などの屋内スポーツにも利用されているこども文化センターなどとのすみ分けを図るものでございます。また、整備に当たりましては、既存の公共施設との機能分担や連携を考慮しながら、整備を進めてまいります。次に、利用者ニーズの把握や管理運営体制の検討につきましては、全天候型あそび場の基本的な整備・運営方針を示す基本的な考え方案について、パブリックコメントを実施するとともに、整備候補地となる公園周辺の町内会・自治会、公園緑地愛護会、近隣の小学校、保育所等に施設配置や動線、周辺環境への配慮、利用ニーズ等について丁寧に意見聴取を進めてまいります。次に、整備手法につきましては、本施設は比較的小規模であり、民間事業者の創意工夫や包括的なノウハウを最大限に生かせる大規模な公共施設ではないため、市内経済活性化等も踏まえ、性能発注方式ではなく、地域の御意見も伺いながら、市が求める機能や仕様を明確に定める従来方式による実施を基本と考えております。一方で、管理運営につきましては、本施設の安全性の確保や利用者サービスの向上が重要であることから、民間事業者のノウハウを活用した手法も含め、今後検討してまいります。

次に、整備予定の公園につきましては、初めに、中原平和公園では、既存の公園施設との連携や利用状況の把握が必要と考えており、現在、公園利用の状況等について、地元町会などから意見聴取を進めているところでございまして、施設配置を含めて検討してまいります。次に、万福寺檜山公園では、公園環境の改善と合わせて公園の魅力向上が必要と考えており、関係部局と連携しながら取組を進めているところでございます。次に、利用者ニーズにつきましては、施設の利用主体となる子どもやその保護者から御意見をいただくことが重要と考えており、令和9年度からの設計に合わせて意見聴取を行い、整備を進めてまいります。

次に、国道357号についての御質問でございますが、国道357号は、首都圏の空港、港湾

との連携軸などとして広域的な道路ネットワークを構築する路線でございまして、川崎市域における現在の整備状況につきましては、延長約8.7キロメートルのうち、東扇島区間3キロメートルにおいて暫定片側2車線で平成6年に供用を開始しております。川崎区浮島町と大田区羽田空港を結ぶ多摩川トンネル区間につきましては、計画延長3.4キロメートルのうち、本市域の延長は1.4キロメートルでございまして、首都高湾岸線の両側に整備が予定されているトンネルのうち、先行して内陸側のトンネルを相互通行する計画で、国が立て坑等の工事を進めております。その他の区間約4.3キロメートルについては、現在も未整備となっている状況でございます。

次に、国から示された事業評価監視委員会に諮る原案につきましては、多摩川トンネルにおける浮島ランプの線形の見直し等に伴う事業費の増額などが示されており、当該増額は本市にとって大きな負担となることから、コスト縮減を追求するとともに、事業費の適切な管理、平準化及び工程管理の徹底、さらには情報共有や意見交換を行いながら、事業効果の早期発現に向けて着実に事業を推進するよう、国に求めたところでございます。また、扇島地区の整備は、我が国の成長を牽引する首都圏最大級の次世代GX産業集積拠点の形成を推進する上で大変意義のあるものと考えております。次に、扇島地区を含む未整備区間につきましては、これまで国の予算編成に対する要請などを通じて、早期具体化や着実な事業推進を要望してきたところでございまして、今後も、多摩川トンネルの整備を着実に進めるとともに、未整備区間の早期具体化を図るなど、様々な機会を捉えて着実な事業推進を国に求めてまいります。

次に、車両の浸水被害防止についての御質問でございますが、道路利用者へ迅速かつ的確に情報提供し、冠水箇所への車両の進入を未然に防止する仕組みを構築することは大変重要であると認識しておりまして、より有効な情報発信の在り方について、関係局と連携し検討を進めているところでございます。次に、浸水が発生しやすい箇所の周知につきましては、市民の皆様が平時から危険箇所を認識していただくことが重要でありますことから、市ホームページに川崎市のアンダーパスの安全対策を掲載したところでございますが、引き続き、有効な周知方法について、関係局と連携し検討してまいります。

次に、被災車両対応についての御質問でございますが、被災車両対応の体制構築につきましては、国や他都市と災害時相互協力に関する申合せ及び各種団体との災害時協定を締結することにより、必要な人員や車両、資機材の確保を図っております。また、緊急輸送道路等において、災害対策基本法に基づく区間指定を行い、必要に応じて被災車両の撤去を実施することで、緊急車両の通行確保や道路機能の早期回復に努めてまいります。今後につきましては、千葉豪雨の対応状況や課題などを参考としながら、関係局と連携し、各種団体等との新たな協力体制の構築に向け、引き続き取組を進めてまいります。

次に、公園緑地協会についての御質問でございますが、財務状況につきましては、指定管理業務の新たな受託などにより、経常収益は前年度より増加した一方で、事務所移転にかかる経費増に伴い、当期経常増減額が約3,900万円の赤字となったほか、収益事業の減収により本市財政支出割合が上昇するなど、依然として厳しい経営状況が続いているものと認識しております。次に、法人としての発展につきましては、本協会には、これまで培ってきた地域とのつながりや専門的な知見を生かしながら、市民、企業、行政等をつなぐ役割を担うことを期待するものでございまして、指定管理事業などへの参画や強みを生かし

た新たな取組を通じて、連携に必要な人材育成と組織体制、中間支援機能の強化などを図れるよう、引き続き連携してまいります。次に、人材育成につきましては、限られた人員を有効に活用するため、職員の専門性と組織力を高めることが重要であると考えておりまして、今後、職員の技術的スキルアップを目指した各種研修会への参加を促すなど、本協会が多様化する役割に柔軟かつ持続的に対応できる組織となるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

〔危機管理監 柴山 巖登壇〕

○危機管理監 柴山 巖 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

避難所における暑熱対策についての御質問でございますが、本市では、夏季の避難所開設時には、空調の整った場所を活用するなど、暑熱対策に配慮した運営に努めておりますが、大規模災害時には、多くの方の避難所への避難が想定されることから、こうした運営対策に加え、令和8年熊本地震では、国のプッシュ型支援として多数のスポットクーラーが被災地に届けられたことを確認しておりますので、今後は、避難所における空調設備の整備状況を常に把握するなどしながら、必要となる空調機器を確実に速やかに受援できるよう取り組んでまいります。

次に、避難情報の周知についての御質問でございますが、全国各地で風水害が頻発していることから、市民の皆様には防災気象情報や避難情報の内容を正しくお伝えし、適切な避難行動につなげることは重要と認識しているところでございます。本市では、避難行動等を確認するためのマイ・タイムラインの啓発に取り組んできたところでございますが、今後も、引き続き、防災気象情報の変更内容や災害の種別に応じた避難行動について、市ホームページ、防災ポータルサイト、防災アプリ、SNS、出前講座など、様々な機会を通じて、適切な避難行動を取っていただけるよう、分かりやすい発信に努めてまいります。

次に、帰宅困難者対策についての御質問でございますが、令和8年8月千葉豪雨におきましては、運行停止した交通機関の再開が見込まれないことで駅周辺に多数の滞留者が発生し得ることや、急激な天候の悪化により、駅周辺や道路、一時滞在施設までの経路等が浸水し、移動すること自体が危険となる状況に合わせて対応することが重要であると認識したところでございます。今後、公共交通機関や関係事業者との情報共有体制や一時滞在施設の運用方法、帰宅困難者への情報提供手法などについて検証を進め、被害の状況に応じて柔軟に対応できるよう取り組んでまいります。次に、帰宅しない環境づくりにつきましては、帰宅困難者対策においては、むやみに移動を開始しないという考え方が基本となっており、まずは安全な場所にとどまり情報収集を行うことや、交通機関の復旧状況を確認して行動すること、また、企業等に対しても、BCPの策定、家族との安否確認体制の整備、最低3日間の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄など、一定期間、従業員を施設内にとどめる体制を整備することについて啓発を行っているところでございます。次に、企業との連携につきましては、本市では、川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会をはじめ、主要駅周辺において鉄道事業者や商業施設、ホテル、関係団体等と連携し、災害時の行動ルールを策定するとともに、一時滞在施設の確保や開設訓練、情報伝達訓練などを通じて、帰宅困難者による混乱の抑制と受入れ体制の強化を図っているところでございますが、今後はこうした既存の仕組みを活用しながら、企業における取組状況の把握や好事例の共有

などにより、さらなる連携を深めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 交通局長。

〔交通局長 水澤邦紀登壇〕

○交通局長 水澤邦紀 交通局関係の御質問にお答え申し上げます。

市バスの料金改定についての御質問でございますが、240円を超える料金改定につきましては、今後、軽油価格の高騰や人件費の増加など、急激な経営環境の変化が生じた場合に、経営改善の取組や収支見通しを踏まえ、必要性について検討してまいります。お客様への広報につきましては、本年7月末から、市バスホームページやSNS、バス車内へのポスター掲示により行っているところでございます。意見聴取につきましては、8月末までに、市バスホームページのお問合せフォームやお電話等を通じて5件の御意見がございまして、改定幅について御意見があった1件を含め、おおむね料金改定に御理解をいただく内容となっております。国への認可申請につきましては、これまで事前相談を行ってきており、条例改正議案の議決後に認可申請を行い、令和9年2月頃に見込まれる国の認可後、4月に料金改定を実施する予定としております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 病院局長。

〔病院局長 佐藤佳哉登壇〕

○病院局長 佐藤佳哉 病院局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、補聴器適合検査施設についての御質問でございますが、補聴器適合検査につきましては、当該検査のための専門的な知識を有する医師と必要な装置、器具を備えていることが実施の条件となっておりますが、現在、川崎病院及び多摩病院においては、それらの条件が整っていないことから、補聴器の購入、調整が必要な患者につきましては、認定補聴器専門店や補聴器適合検査施設などへの紹介を行っているところでございます。補聴器適合検査の実施につきましては、急性期医療やその他の専門的な医療を提供する役割を担う一方で、高齢化に伴うニーズの増加をはじめ、費用対効果や必要な医師の確保なども勘案しながら、総合的に検討してまいります。

次に、診療報酬改定についての御質問でございますが、地域医療体制確保加算2につきましては、多摩病院においては算定要件である特定診療科における交代勤務制の導入に必要な医師が確保できていない状況であり、また、チーム制については病院全体の働き方改革の中で実施可能であるか、検討しているところでございます。次に、本加算に伴う対応につきましては、川崎病院の消化器外科、心臓血管外科、循環器内科の医師に一定額を支給する内容で現在検討しており、本年10月の関係規程の改正に向け、準備を進めているところでございます。本加算は、若手の医師数が減少しており、かつ医療提供体制の確保が必要とされている診療科の医師に対する勤務環境、処遇改善を目的として国が創設した制度でありますことから、他の診療科医師の意欲の減退につながることのないよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。次に、井田病院についてでございますが、市立3病院が担う役割等の検討に当たりましては、国の地域医療構想策定ガイドラインにおいて、2040年頃に向けて、生産年齢人口や急性期医療の需要が減少する一方で、高齢者救急・在宅医療のニーズが増加することなどが見込まれるため、医療機関の連携、再編、集約化等の取組が重要とされております。今後、神奈川県において策定される新たな地域医療構想の内容も踏まえ、地域に必要な質の高い医療を安定的かつ継続的に提供できるよう、市立3病

院の今後の在り方について検討を進めてまいります。

次に、医師の人事評価についての御質問でございますが、医師、歯科医師の人事評価につきましては、過去の収益との比較や診療科の特性を踏まえた経営評価のほか、医師個々の診療知識・技術や指導力、協調性、意欲や責任感、経営マインド等を踏まえた勤務実績による定性的な評価を行い、総合的に実施しているところでございます。現時点において、評価項目の見直しは予定しておりませんが、引き続き、医師のモチベーションや診療の質の向上につながるよう、必要な見直しを検討しながら、人事評価制度を公正かつ適正に運用してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 消防局長。

〔消防局長 大友正人登壇〕

○消防局長 大友正人 消防局関係の御質問にお答え申し上げます。

L Pガス供給設備等の安全対策についての御質問でございますが、公共施設等の一部を含む市内の商業施設、学校、病院等の第一種保安物件に対するL Pガス供給設備等への取組状況につきましては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく許可が必要なL Pガス供給設備等が設置されている施設には、立入検査を実施し、技術基準への適合状況を確認するとともに、当該設備を管理する液化石油ガス販売事業者に対し、安全装置の異常の有無などの報告を求め、異常がないことを確認しているところでございます。また、L Pガス供給設備等を設置している液化石油ガス販売事業者には、公益財団法人神奈川県L Pガス協会川崎支部を通じて、保安の確保のための設備点検や注意喚起を行うよう依頼し、現在、結果について確認しているところでございます。今後につきましては、液化石油ガス販売事業者に対する適切な指導を行い、L Pガス供給設備等の保安の確保に努めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、体育館への空調設備の整備についての御質問でございますが、地震等により都市ガスが停止した場合の代替策につきましては、停止の範囲が限定的で、一部の体育館の空調設備の使用ができなくなった被災状況では、対応可能な他の施設等を代用することになりますが、他の施設等による代用もできないような場合につきましては、庁内外の関係者間の連携により、移動式ガス発生設備の手配要請等、その状況下で取り得る対応を実施してまいります。また、L Pガスをエネルギー源として体育館空調設備を整備する予定の学校につきましては、既にL Pガスを使用しておりますが、バルクタンクの改修等が必要となった際には、法令に基づき、緊急遮断弁等の技術上の基準を満たした整備を実施し、整備後においても、液化石油ガス販売事業者における法令に基づく定期点検やL Pガス補充時等の設備の確認のほか、学校において異常が確認された際には、必要な対応を行うことなどにより、健全性が確保されるものと考えております。

次に、市立高等学校改革についての御質問でございますが、初めに、中学校卒業生の学びの保障についてでございますが、市立高等学校改革に当たりましては、今後のあるべき姿から検討を行ってきたところでございまして、入学定員の設定に当たっては、少子化や授業料無償化による影響を踏まえたものとするとともに、今後の取組を実施していくに当

たっても、各高等学校がこれまで培ってきた教育活動を発展的に継承してまいります。また、定時制課程及び通信制課程においては、現在、定時制課程に通学する生徒数を上回る定員を確保することを想定しており、継続的な学びの保障に配慮したものとしているところでございます。次に、川崎総合科学高等学校の募集停止に関する局内での合意形成についてでございますが、市立高等学校改革に関する新たな計画の今年度末までの策定に向け、昨年度から庁内検討会議を4回、有識者による懇談会を3回開催したほか、教育委員会委員とも個別に意見交換などを行ってまいりました。それらを継続しながら、具体化に向けた検討を進めた結果、川崎総合科学高等学校については、定員割れに加え、大学進学者が増加し、約45%となった一方で市内就職者は約10%となっている進路状況から、設置当初の役割が薄れていること、少子化や授業料無償化による公立離れの影響が見られること、県の現行計画において再編、統合が示されていないため、近隣の県立高等学校との役割分担が可能であることから、今般、募集停止とする方向性をお示したところでございます。

次に、定時制課程及び通信制課程の在り方についてでございますが、不登校経験のある生徒や何らかの支援を要する生徒などの増加に伴い、一人一人の個性に合わせた多様な学習機会を提供できる仕組みや、様々な背景を持った生徒が卒業後の社会的自立につながる学びが必要であると考えております。このため、3部制の定時制課程と通信制課程を備え、募集停止とする専門学科の基礎的な部分をキャリア教育として選択的に学べる学校とすることで、現在4校で設置している定時制課程では対応し切れなかった多様化する学習ニーズに応えるとともに、生徒の社会的な自立につなげてまいりたいと考えております。なお、居場所カフェ事業は継続したいと考えております。次に、川崎総合科学高等学校についてでございますが、全日制課程につきましては、現在既に進路選択が始まっている中学校2年生にも配慮して周知をすることが必要であると考えていることから、市内中学生やその保護者に対する各中学校を通じた周知に加え、市立高等学校が行う学校説明会等において、リーフレットの配付等を早期に行っていく予定でございます。また、教職員に対しましては、生徒の学びの環境や教職員の身分の保障など、市立高等学校改革の推進に当たっての考え方について、学校管理職を通じて情報提供を行ったところでございまして、併せて、各学校から寄せられた質問等に対しましても丁寧に対応してまいります。学校運営協議会に対しましては、8月29日に職員が説明に伺い、設置当初の役割が薄れていると判断した根拠や生徒の学習環境に関することなどの御質問をいただき、当日、口頭でお答えしたほか、同窓会からの御質問については、学校を通じて文書で回答したところでございます。

次に、教職員の処遇等についてでございますが、対象となる教職員が将来に不安を抱くことなく、その能力や経験を引き続き本市の教育現場で発揮できるよう支援していくことが重要であると考えております。そのため、工業、福祉及び商業の専門教科の教職員につきましては、対象者一人一人の免許の保有状況を踏まえ、他校種、他教科の免許取得などの意向を丁寧に確認し、専門学科廃止後の配置転換等の支援を継続的に行ってまいります。令和9年度の予算編成に向けましては、まずは教員免許の取得費用を確保できるよう関係局と協議してまいります。また、教職員の不安を払拭するためには、納得感を得られることが重要であると認識しており、教職員としての身分を保障することを前提として、市立高等学校改革の取組を進めていくことを既に学校現場に周知したところでございます。今年度中を目途に行う意向確認等で、不安に思われていることについても丁寧に聞き取って

まいります。さらに、やむを得ず離職により欠員が生じた場合におきましては、あらゆる手段を講じて臨時的任用教員等の代替教員の確保をすることで、生徒の学びに影響が生じないように努めてまいります。

次に、学校への実務的なサポートについてでございますが、中学生や保護者、関係団体などに対し、市立高等学校改革に関する方向性等を御理解いただくことは大切であると考えております。そのため、今後の方向性等をまとめたリーフレットを今月中に教育委員会事務局で作成し、各学校へ配付する予定であるほか、学校が作成する資料についても、学校管理職等とも連携しながら、丁寧に対応してまいりたいと考えております。次に、閉校に向けた支援についてでございますが、学習や部活動において必要な施設、設備を確保すること、また、教育活動に必要な教職員数を確保するため、急激な教職員定数の削減は原則として行わないことなど、生徒が在籍している限り、在校生や教職員、地域等の意見も踏まえながら、学びの環境等を保障するための措置を講じる必要があると考えております。

次に、学校の放送設備についての御質問でございますが、非常用放送設備につきましては、法令上設置義務がある収容人員が800人以上の学校等においては、全て整備が完了しております。その他の学校におきましても、再生整備工事等の機会を捉えて非常用放送設備を順次整備しており、現在170校で整備が完了しております。また、今年度中に2校で整備を予定しており、残る4校につきましても、今後実施する再生整備工事等において順次整備を進めてまいります。また、体育館のスピーカーに不具合が生じるなど、学校から相談があった場合には、状況を確認した上で対応しており、今後につきましても、児童生徒の安全確保に支障を来すことのないよう適切に対応してまいります。

次に、避難設備等についての御質問でございますが、救助袋等をはじめとする消防設備につきましては、法令に基づき適切に設置しており、その機能を正常な状態に維持するため、専門業者に委託し、法定点検を定期的の実施しておりますが、その設備を各学校の教職員が迅速かつ適切に使用できることは、児童生徒の安全確保にとって大変重要であると認識しております。救助袋につきましては、一度使用すると、専門業者以外では原状回復が困難であるといった課題がございますが、今年度は、消防局及び専門業者の協力を得て、教職員を対象に救助袋等の設備を使用した訓練の実施を予定しているところでございまして、今後も、設備の適切な維持管理に努めるとともに、実践的な訓練を通じて有事における対応力の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校の暑熱対策についての御質問でございますが、教室の温熱環境の改善につきましては、学校からの修繕に関する申請とともに、必要に応じて教室の使用状況や温度などの実態を把握し、空調設備の修繕や内部洗浄などにより対応しているところでございます。次に、遮熱カーテンにつきましては、空調設備が更新時期を迎え、十分な冷房能力を発揮できず、適切な室温の維持が難しい一部の学校において遮熱カーテンを設置したところ、一定の効果を確認したところでございます。良好な教育環境を確保することは大変重要であると考えておりますので、昨今の気候変動も踏まえ、望ましい温度となるよう空調設備の計画的な更新を進めるとともに、必要に応じて遮熱カーテンを設置するなど、暑熱対策に取り組んでまいります。

次に、屋外プールの暑さ対策についての御質問でございますが、暑さ対策として、日よけの設置は有効な手段であると認識しているところでございますが、他都市や学校等への

ヒアリングを行う中で、風の影響や設置方法、耐久性等について課題が見えてまいりましたので、先行事例を参考にしながら、関係局等と協議を進めてまいります。

次に、端末及びネットワークの統合についての御質問でございますが、端末の配置及び将来的な統合につきましては、校務の効率化の観点から、教育系の端末で総務企画局が管理するネットワーク上の各システムを利用できる環境整備に向けて取り組んでまいります。次に、学校内の周辺機器の集約化につきましては、プリンターやスキャナー等の周辺機器は、教育系の機器である校務系及び学習系に加えて、行政系の機器が用途に応じて順次配置されたことから、機器が重複してきたところでございまして、校務系と学習系の端末及びネットワークの統合と並行して、機器の集約に向けた検討を鋭意進めてまいります。

次に、学校図書館についての御質問でございますが、初めに、市立中学校における学校司書の配置状況についてでございますが、司書が配置されたことにより、開館時間が増え、生徒が利用できる環境が確保されるとともに、教員への授業支援にもつながっているとの声が寄せられておりますので、生徒の読書活動の充実に向けた取組として効果が出始めているものと考えております。次に、中学校等への今後の配置につきましては、本年3月に策定した市立学校における読書活動の充実に向けた基本的な考え方に基づく配置を進め、令和9年度末を目途に、中学校等への学校司書配置拡充など取組の効果検証を行う予定でございますので、学校司書と総括学校司書の全体配置の最適化も踏まえ、関係局とも協議してまいります。次に、朝の居場所についてでございますが、児童が気持ちよく一日のスタートを迎えられるよう、静かに読書や学習をすることができる図書室などを開設場所として設定したところでございまして、モデル実施3校で行ったアンケートにおきましては、児童から、読書や宿題ができることがよいなどの意見が多く寄せられ、保護者からは、室内で過ごせることに安心感があるなどの声が寄せられたことなどから、今後につきましても、図書が活用できる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、学校給食についての御質問でございますが、初めに、給食関連業務を担っている教員以外の職員につきましては、学校事務職員が一部を担っている場合があります、そうした学校は把握できた範囲でおおむね4分の1ほどございました。次に、給食関連業務を教員が担うことにつきましては、学校給食は学校教育の一環として実施されるものであり、給食当番の指導や食に関する指導を行うことについては、給食主任や食育担当者に限らず、教員が担うべき職務であると考えております。一方で、食数管理等の事務的な業務につきましては、生徒の欠席状況や時程に関することなど、教員でなければ把握が難しい業務もございまして、負担となっている面もあるものと認識しており、これまで学校現場の声を受け、システムの入力作業の省力化や電子申請の導入、年度初めの繁忙期に集中していた業務の分散化などを進め、負担軽減に取り組んでまいりました。今後につきましては、事務支援員の活用も含め、まずは学校現場へのヒアリングを進め、他都市の事例も参考に、さらなる負担軽減に向けて検討してまいります。

次に、幸市民館・図書館改修工事についての御質問でございますが、本工事に当たりましては、労働会館改修工事を踏まえ、まちづくり局と連携し、竣工図等の有無や竣工図と現状との整合、工事着手後に想定されるリスク等について検討を行うとともに、関係局長会議で方向性等を確認しながら取組を進めてきたところでございます。次に、子どもの読書環境につきましては、幸図書館では、令和8年3月31日時点で4万3,503冊の児童書を所

蔵し、書籍の提供やおはなし会などにより子どもの読書活動を支援しております。改修後は、図書館の1階の半分程度に児童書を中心とした明るく開放的な空間を配置し、声を出して絵本を読むなど、子どもたちが伸び伸びと過ごせるよう計画しているところでございます。また、飲食が可能なエントランスホールや中庭、2階にはグループワークや様々な学習が可能となるラウンジの設置も計画しており、複合施設であることを生かし、乳幼児やその保護者、小中学生の読書活動等を支えられるよう取組を推進してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 井土議員。

〔井土清貴登壇〕

○5番 井土清貴 それでは、再質問いたします。

議案第120号、川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。今回の料金改定は、令和9年度から令和11年度までの3年間を料金算定期間として、改定率を算出したとのこと。そのため、令和8年度決算の状況のみをもって料金改定の見直しをすることはできないとの答弁でしたが、一方で、収益的支出の費用積算や資本的支出において、現時点では流動的な部分があると考えます。単年度収支や累積資金残高の状況によっては、例えば令和10年度についても激変緩和措置を継続するなど、市民生活への影響を緩和する方策も検討すべきと考えますが、見解を伺います。以上です。

○副議長 堀添 健 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者 池之上健一 川崎市水道条例の改正についての御質問でございますが、激変緩和措置の継続等につきましては、令和9年度において、令和10年度以降の物価や金利の低下などが見込まれ、収支や累積資金残高等の大幅な改善が明らかとなった場合には、対応を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 井土議員。

○5番 井土清貴 それぞれ答弁ありがとうございました。最後に、意見要望を申し上げます。

まず、危機管理本部の組織の在り方についてです。今回の質疑を通じ、危機管理本部からは、市民の生命、財産、暮らしを守るための実践的かつ積極的な取組と姿勢が示されず、災害に即応する現実感が乏しいことが分かりました。他都市に対するプッシュ型支援として、過去には本市から千葉市に対しブルーシートを提供するなど、主体的な支援を行った実績もあります。政令指定都市市長会を通じた要請の仕組みは理解しますが、災害時の緊急性を踏まえれば、要請を待つのではなく、積極的に支援を申し出る姿勢が不可欠です。今回の千葉豪雨の際に、横浜市はトイレカーを自発的に派遣するなど、迅速なプッシュ型支援を実施しています。こうした行動こそが、本市が被災した際の受援にもつながると考えます。平時から他都市との信頼関係を構築し、危機管理担当者同士が顔の見える関係を構築しながら、プッシュ型支援の具体化及び他都市との連携強化に向けた取組を強く求めます。また、近年の異常気象では即応性が求められることから、危機管理本部は本市の災害対策全般を改めて見直し、課題や必要な取組を把握した上で、関係各局が迅速な初動対応が行えるよう、庁内における災害対応の要としてのリーダーシップを発揮することを強く求めます。

次に、川崎市総合計画第3期実施計画総括評価結果及び令和7年度事務事業評価結果に

についてです。この間、我が会派が問題視しているのは、目標未達そのものではなく、目標未達の原因分析、改善策、次年度への反映が評価制度として十分発揮されていないことです。過日の文教委員会で指摘しましたが、例えば国の統計によると、川崎市民の特徴として、文化施設等に支出する割合が全国でトップレベルとされています。しかし、今回示された令和7年度事務事業評価シートの市民文化活動支援事業では目標を下回り、とりわけ文化・芸術の環境に対する満足度が低い結果となっています。原因分析、改善点を市民文化局にただしたところ、明確な検証結果や次年度への改善点は答弁されませんでした。このように、事務事業評価シートを記載することが目的化し、改善点が抽象的では市民ニーズを的確に捉えているとは言えません。各事務事業を統括している総務企画局には、事業局における目標を下回った事業等における真因分析をより一層明確化し、次年度の事業展開やそれに伴う予算等に資する事務事業評価となるよう強く求めておきます。

次に、出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針についてです。これまで我が会派が経年にわたり指摘してきた事項は、学識経験者から成る川崎市行財政改革推進委員会からの指摘とほぼ合致しており、外部有識者からの指摘に対し、本市が抜本的な出資法人改革に着手していないことに強い違和感を覚えます。本来であれば、同方針の改定時期であった昨年度に着手しておくべきでした。もはや天下りという言葉は形骸化し、出資法人に再就職することは、働き方や処遇面からも損をするというのが市職員の共通認識です。また、出資法人側からは、人材が集まらないという切実な声が届いています。我が会派の提案により法人役員の人事評価制度等は導入されましたが、プロパー職員や出資法人が担う指定管理施設への在り方は、いまだ十分ではありません。現状のままでは出資法人は衰退し、優秀な人材確保や育成が困難であることから、担当副市長をリーダーとした上で、行政改革マネジメント推進室は抜本的な出資法人改革を行うよう強く求めておきます。

次に、高校改革計画の進捗状況についてです。工業、福祉及び商業の専門教科の教職員の処遇等について、文教委員会での質疑、今回の代表質問を通じ、今後の意向確認や免許取得への支援策、心理的サポートなどフォロー体制の構築を改めて求めたところ、今年度中を目途に行う意向確認等で不安等への丁寧な聞き取りも実施することや、免許取得費用の確保を関係局と協議すること、今後の方向性等をまとめたリーフレットを今月中に作成するなど、実務的なサポートに言及されました。生徒の学びの環境を前提として、教職員の身分保障など、将来への不安を抱くことなく、その能力や経験を引き続き本市の教育現場で発揮していただけるよう、最大限の支援策を改めて強く求めておきます。また、それら情報提供の在り方については、議会への報告から現場教職員へのタイムラグが生じることにより、職場への不信感や不安を助長する側面も否めません。学校管理職とも十分な意思疎通を図り、対象となる教職員への綿密かつ丁寧な対応を求めます。

次に、学校の避難訓練実施状況についてです。避難訓練について、教育長からは、各校の状況に応じた訓練を実施し充実を図る旨の答弁がありましたが、事前のやり取りで示された資料によると、今年度の実施予定回数を見ると、小学校では年2回から11回、中学校でも年1回から5回と学校ごとに大きな開きがあることが分かります。子どもたちの命を守る訓練が学校によりばらつきがある実態を、各校の判断に委ねるべきではありません。特に自然災害や電子機器による火災などのリスクも高まる中、実践的な備えの重要性は増しています。教育委員会として、ばらつきが生じている実態をしっかりと把握した上で、

各校に委ねるのではなく、他都市の事例も参考に、本市として統一的な実施基準やガイドラインを速やかに策定することを強く要望しておきます。

次に、放課後等の子どもの居場所づくりについてです。答弁では、わくわくプラザにおける区分制の考え方について、10月中旬に8か所において試行予定となっているものの、いまだ調整中とのことでした。繰り返しになりますが、我が会派が強く求めているのは、施設利用に当たっての子どもたちの安全確保の徹底です。こども未来局には、見切り発車とならぬよう、指定管理者に対し、スタッフの増員を図るなど適切な人員配置となるよう、モニタリングの一層の強化を求めています。

次に、地域活動支援センターB・C・D型についてです。精神障害者の増加に伴い、社会参加を促すための昼間の居場所としての地域活動支援センターB・C・D型の活用がますます重要となっている一方、経営難で閉鎖する事業所が相次いでいる現状は看過できません。事業運営の安定に資する取組として、精神障害の特性を踏まえた短時間利用や利用実績の算定の考え方等の見直しを行い、地域活動支援センターの利用実態に即した改善を直ちに行うことを強く求めています。

あとは委員会に譲り、質問を終わります。(拍手)

○副議長 堀添 健 お諮りいたします。本日はこの程度にとどめ延会することとし、次回の本会議は、明日10日午前10時より再開し、本日に引き続き代表質問等を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○副議長 堀添 健 本日はこれをもって延会いたします。

午後5時22分延会